

令和5年度

**福祉**

**ガイドブック**

～障害者・戦傷病者の方へ～





# あいち県民福祉憲章

(平成6年9月30日制定)

わたくしたち愛知県民は、互いに尊敬し合い、長寿を喜び合える「福祉あいち」をみんなで作ることをめざし、ここに憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 健康に心がけ、生き生きとした人生をつくります。
- 1 家族のきずなを大切にし、温かい家庭をつくります。
- 1 互いに助け合い、経験や能力を活用できる社会をつくります。
- 1 安全で、安心して暮らせる街をつくります。
- 1 明日を担う子どもたちが健やかに育つ社会をつくります。



## <表紙の絵>

○右上

令和4年度「障害者週間のポスター」中学校部門 愛知県最優秀作品

犬山市立犬山中学校1年(受賞時) 河合 優愛さん

障害がありながらも仲間と協力し合って、シュートしたバスケットボールが未来へ輝くイメージをこの絵に込めて描きました。

○左下

令和4年度「障害者週間のポスター」小学生部門 愛知県最優秀作品

南山大学附属小学校3年(受賞時) 森田 彪斗さん

みんなに思いやりの気持ちがあれば一緒に遊んで楽しく生活できると思いました。そこで車いすの友だちと一緒に公園で紙ひこうきをとばしたり、キャッチボールをすれば、とても楽しいだろうと思って描きました。

## はじめに

「福祉ガイドブック」は、昭和45年度から身体障害者、知的障害者及び戦傷病者向けに作成し、県や国等が行っている障害者福祉施策・戦傷病者福祉施策を紹介してまいりました。

平成18年度からは、『障害者自立支援法』により、身体障害者・知的障害者・精神障害者の3障害の福祉サービスが一元化されたのを機に、精神障害者向けに平成8年度から作成しておりました精神保健福祉ガイドブック「あんだんて」を統合し、すべての障害者・戦傷病者の方を対象とした新しい「福祉ガイドブック」として作成しております。

なお、障害者自立支援法については、平成24年6月に改正され、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』として平成25年4月に施行されました。

この「福祉ガイドブック」が、突然の事故や疾病等により障害者となられた方や、障害のある子どもの保護者の方、戦傷病者の皆様にとって、今後の生活がより豊かなものとなるための手助けとなれば幸いです。

令和6年2月

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

- ※ このガイドブックは、障害者及び戦傷病者の方（各手帳をお持ちの方）を対象に作成していますが、各施策の中には、それ以外の方も利用できる制度が含まれています。
- ※ また、各施策、サービスの具体的な内容、対象等については、実施主体である市町村によって異なる場合がありますので、詳細につきましてはそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。
- ※ 別途、音声コード版ガイドブックを作成し（「はじめに」から50頁の「18 その他に、福祉サービスはありますか？」まで）、市町村等に配布します。活字文書読上げ装置や、携帯電話・スマートフォンのアプリで読み込むと、そのページの情報を読み上げます。



## 目 次

障害者に対する主な福祉施策一覧表	1
<b>&lt;トピックス1&gt;</b> 障害者差別解消推進条例について	5
1 どこに相談すればよいのでしょうか？	7
1 手帳・福祉サービスに関する行政機関の窓口	7
2 その他の相談窓口	8
<b>&lt;トピックス2&gt;</b> 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例について	12
2 手帳の交付申請は、どこで行うのですか？	13
3 障害者総合支援法について、教えてください。【障害福祉サービスとは】	15
4 手当や年金は、支給されるのでしょうか？	20
5 医療費が心配です。	25
6 障害者歯科医療を受けられる施設はありますか？	27
7 障害のある子どもの将来が気がかりです。【心身障害者扶養共済制度】	28
8 利用できる貸付制度はありますか？	29
9 判断能力が十分でない家族を保護する制度を知りたいのですが。	29
10 就職について、相談したいのですが。	30
11 障害のため、選挙の投票所に行けません。	32
12 税制上の軽減措置はありますか？	33
13 交通機関や自家用車などについて、優遇制度はありますか？	35
<b>&lt;トピックス3&gt;</b> 障害者用駐車場について	38





14	住宅を探しています。……………	39
15	車いすや義手などが欲しいのですが、補助制度はありますか？……………	40
16	就労継続支援事業所等で作られた製品は、どこで買えますか？……………	42
17	障害者向けの公共施設はありますか？……………	43
18	その他に、福祉サービスはありますか？……………	45
<b>&lt;トピックス4&gt; 身体障害者補助犬に関するお知らせ……………</b>		<b>51</b>
<b>&lt;トピックス5&gt; カラーユニバーサルデザインについて……………</b>		<b>52</b>

#### **○対象者別のページ**

発達障害について……………	53
ご存知ですか？ 高次脳機能障害……………	55
自殺予防について……………	58
「ひきこもり状態」に悩んだら……………	60
あんだんて ～ 精神に障害のある方へ ～……………	68

#### **○関係機関等一覧表**

■機関・施設一覧表……………	76
■悩みごとに関する各種相談窓口等一覧……………	94

<b>&lt;トピックス6&gt; あいちアール・ブリュット — ゲイジュツのチカラ —…………</b>	<b>102</b>
<b>&lt;トピックス7&gt; コミュニケーション支援アプリについて……………</b>	<b>103</b>



障害者に対する主な福祉施策一覧表

(注意)この一覧表は、目安として作成したもので、他に様々な要件がありますので、詳細については関係機関にお尋ねください。

内容		条件				身体障害者														
		掲載ページ	年齢制限	所得制限	その他の条件	障害別区分														
						視覚	平衡機能	聴覚	言語機能	肢体不自由					内部障害					
										上肢	下肢	体幹	脳肢性	脳原性	心臓	腎臓	呼吸器	直ぼうこう		
手当・年金	特別障害者手当	20	20歳以上	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	障害児福祉手当	20	20歳未満	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	在宅重度障害者手当	21	※	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	特別児童扶養手当	21	20歳未満	○		3 (一部)	3	3	3	4 (一部)	3	3	3	※	※	※	※	※	※	※
	障害基礎年金	21	※	☆		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	特別障害給付金	22	※	☆		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
医療	自立支援医療（育成医療）給付	25	18歳未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立支援医療（更生医療）給付	25	18歳以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立支援医療（精神通院医療）給付	25																		
	障害者医療	26				3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3
	後期高齢者福祉医療	26		一部	○	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3
扶養共済	心身障害者扶養共済	28	※	○		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
貸付	生活福祉資金	29				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税の減免	所得税の軽減	33		※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県民税・市町村民税の軽減等	33		※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(軽)自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免 (本人が運転する場合)	34			○	4	3	※	2	6	5	2	6	4	4	4	4	4	4	
	(軽)自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免 (生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合)	34			○	4	3		2	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	

1 ○印が記入してある欄は、その施策の対象となります。数字が記入してある欄は、身体障害者手帳の該当する数字の等級（の一部）までが  
2 ○印以外のマークについては、備考欄をご確認ください。

身体障害者			知的障害者				精神障害者			難 病 患 者	備 考
障害別区分			重度	中度	軽度	重度	中度	軽度			
内部障害						1級	2級	3級			
小 腸	免 疫	肝 臓	I Q 2 0   3 5 以下	I Q 2 1   3 5	I Q 3 6   5 0	I Q 5 1   7 5					
※	※	※	※				※				※身体障害者2級程度以上の障害が重複するか、身体障害者2級程度以上でI Q 2 0以下又は常時介護が必要な精神障害が重複する方など。
※	※	※	○				☆				※身体障害者2級（の一部）程度まで対象。 ☆認定診断書により判定
※	※	※	○	○	※						※身体障害者2級以上の方及び身体障害者3級でI Q 5 0以下の重複障害の方 ※65歳以上で新たに障害者となった方は除きます。（2種のみ）
※	※	※	○	○	○		※	※	※		※認定診断書により判定
※	※	※	※	※	※	※	※	※			※P 2 1をご参照ください。 ☆P 2 4をご参照ください。
※	※	※	※	※	※	※	※	※			※P 2 1をご参照ください。 ☆P 2 4をご参照ください。
○	○	○									
○	○	○									
							○	○	○		
3	3	3	○	○	○		※	※			（注）進行性筋萎縮症については6級まで対象 ※精神障害者1・2級は精神疾患に限ります。
3	3	3	○	○	○		○	○			（注）進行性筋萎縮症については6級まで対象
3	3	3	○	○	○	○	☆	☆	☆		※加入者については、65歳未満 ☆診断書等の提出が必要な場合があります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		貸付けの対象経費を定めています。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※配偶者及び扶養親族については、合計所得金額が48万円以下の者に限られます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※配偶者及び扶養親族については、合計所得金額が48万円以下の者に限られます。
4	4	4	○	○			○				※咽頭摘出による音声機能障害3級のみ対象 （注）軽自動車税種別割の減免については市町村にご確認ください。
3	3	3	○	○			○				（注）軽自動車税種別割の減免については市町村にご確認ください。

対象となります。（特別児童扶養手当については、対象となる可能性があります。）

内容	対象者（障害区分）	掲載ページ	条件			身体障害者											
			年齢制限	所得制限	その他の条件	障害別区分											
						肢体不自由					内部障害						
						視覚	平衡機能	聴覚	しゃく機	その他	上肢	下肢	体幹	脳原性	脳動性	心臓	腎臓
交通・自家用車	鉄道旅客運賃等の割引	35			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	航空旅客運賃等の割引	36			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車運転免許取得費の補助	36					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車改造費の補助	37		○					○	○	○	○	○				
	有料道路通行料金の割引	37			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅	県営住宅の家賃減額・優先入居	39		○		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	特別設計県営住宅への入居	39		○						4							
	単身者向県営住宅への入居	39		○		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
補装具・日常生活用具	補装具の交付・修理	41	一部	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	日常生活用具の給付・貸与	41				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	NHK受信料の免除	45			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電話の施設設置負担金の分割払い	45				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電話番号案内の無料扱い	45				○			2		2						
	携帯電話料金の割引	45				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	青い鳥郵便葉書の無償配付	46				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	介助犬の貸与	47							○	○	○						
	盲導犬の貸与・飼料費の助成	48		一部		○											

- 印が記入してある欄は、その施策の対象となります。数字が記入してある欄は、身体障害者手帳の該当する数字の等級（の一部）までが
- 印以外のマークについては、備考欄をご確認ください。
- 上記一覧表の他に、父又は母に障害のある家庭については、次の制度があります。（所得制限あり）  
 児童扶養手当…父又は母に重度の障害のある家庭で、18歳以下の児童（児童に重度の障害がある場合には、20歳未満）を育てている方に対する支給  
 遺児手当…父又は母に重度の障害のある家庭で、18歳以下の児童を育てている方に対して支給  
 母子・父子家庭医療…父又は母に重度の障害のある家庭で、18歳以下の児童に対して給付
- オストメイトのストーマ装具に係わる費用は医療費控除の対象となります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。



身体障害者			知的障害者				精神障害者			難 病 患 者	備 考
障害別区分			重度	中度	軽度	重度	中度	軽度			
内部障害											
小 腸	免 疫	肝 臓	I Q 2 0 以下	I Q 2 1   3 5	I Q 3 6   5 0	I Q 5 1   7 5	1 級	2 級	3 級		
○	○	○	○	○	○	○	※	※	※	※交通機関によって異なります	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○								(注) 条件・対象者は市町村により異なります。	
										(注) 条件・対象者は市町村により異なります。	
○	○	○	○	○							
4	4	4	○	○	○		○	○			
4	4	4	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○								○ (注) 一部年齢制限があります。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (注) 支給要件・支給品目・対象者は市町村により異なります。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(注) 世帯構成員の市町村民税課税状況及び障害の程度により免除基準が異なります。	
○	○	○	○	○	○	○					
			○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	2	2	○	○							
										(注) 貸与対象の要件の詳細については、関係機関にお問い合わせください。	
										(注) 貸与対象の要件の詳細については、関係機関にお問い合わせください。	

対象となります。

る方に対して支給

## <トピックス 1>

# 愛知県障害者差別解消推進条例について

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

### 愛知県障害者差別解消推進条例の概要

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

(平成 27 年 12 月 18 日制定)

## 1. 基本理念

次の 4 つを基本理念として定めています。

- ・全ての障害のある方が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全ての障害のある方が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・障害を理由とする差別の多くが障害のある方に対する理解の不足から生じていること及び誰もが心身の機能の障害により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ・県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

## 2. 県、県民、事業者の責務

基本理念の下に次のとおり県、県民、事業者の責務を定めています。

### 県の責務

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施すること。
- ・国及び市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むこと。

### 県民の責務

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めること。
- ・県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。

### 事業者の責務

- ・障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- ・県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。
- ・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。

### 3. 差別の禁止

障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等	<b>禁止</b>	<b>義務</b>
民間事業者 民間事業者には、個人事業者、 NPO 等の非営利事業者も含まま す。	<b>禁止</b>	<b>義務</b> （令和6年4月1日～） ※令和6年3月31日までは努力義務 ※雇用の分野では障害者雇用促進法 によります。

#### 不当な差別的取扱いとは・・・

障害のある方に対して、正当な理由なく、次に掲げる取扱いをすることをいいます。

- 1 障害又は障害に関連する事由を理由とする取扱いのうち、財・サービス又は各種機会の提供の拒否、これらの提供に当たっての場所、時間帯等の制限、障害者でない者に対しては付さない条件の付加その他の障害者でない者と異なる取扱い（障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を除く。）
- 2 障害者でない者と同一の取扱いであるが、結果として、障害者でない者に比して不利となる取扱い  
※正当な理由に当たる場合とは、客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合です。

#### 合理的配慮の提供とは・・・

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くため必要かつ適当な現状の変更又は調整（合理的配慮）を行うことが求められます。

※社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。（事物、制度、慣行、観念など）

※本人が意思表示をすることが困難な場合は、家族や介助者などが合理的な配慮を求めることができます。

※合理的配慮の提供は、代わりの方法を考えることも含めて、お互い話し合い、理解した上で、行う必要があります。

正当な理由があり、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけなくてはならない場合や、負担が重すぎるため、合理的配慮を行うことができない場合は、理由を説明し、理解を得るように努める必要があります。

#### 生活の場面別不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例

✕ 不当な差別的取扱いの例                      ○ 合理的配慮の例

- |                               |                                    |                                    |
|-------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 病院・福祉施設など<br>(医療従事者/福祉事業者) ほか | ： ✕ 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける。 | ○ 車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する。   |
| 交通（鉄道・バスなど）                   | ： ✕ 障害があることのみをもって、乗車を拒否する。         |                                    |
| 住まい（宅地建物取引業者）                 | ： ✕ 障害者向け物件は扱っていないと門前払いする。         | ○ 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を手を添えて案内する。 |
| 小売店 など                        | ： ○ お金を渡す際に紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す。    |                                    |
| 飲食店など（衛生事業者） ほか               | ： ✕ 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。              | ○ メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする。     |

具体例については、事業者を所管する主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）に規定されています。また、内閣府のホームページの「合理的配慮サーチ」でも紹介されています。

## 1 どこに相談すればよいのでしょうか？

障害者や戦傷病者の福祉やサービスに関することは、まずはお住まいの市区町村役場にご相談ください。市区町村役場では、障害者手帳・戦傷病者手帳の交付や、医療費の助成などの福祉サービスの総合的な相談が受けられます。

また、障害者福祉及び戦傷病者福祉に関する専門的な相談は、県の機関でも受け付けています。その他さまざまな障害や相談の内容に応じた相談窓口もあります。

### <障害者手帳とは>

障害の区分に応じて、次のとおり手帳が交付されます。

身体障害のある方・・・身体障害者手帳

知的障害のある方・・・療育手帳（名古屋市内の方については、愛護手帳）

精神障害のある方・・・精神障害者保健福祉手帳

## 1 手帳・福祉サービスに関する行政機関の窓口

※ 表中、「者」とあるのは18歳以上の方を、「児」とあるのは18歳未満の方を示します。

○身体障害のある方				
対象		行政機関名	掲載ページ	事務内容
者	児			
○	○	市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当課)	77	1 身体障害者手帳の申請・交付に関する事。 2 補装具の交付、修理に関する事。 3 自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付等に関する事。 4 その他障害者福祉サービスに関する事。
○	○	県福祉相談センター (児童・障害者相談センター)  県児童相談センター（※対象は児に限る）	81	1 障害者福祉に関する事。 2 福祉施設への入所手続に関する事。 【中央・西三河・東三河 児童・障害者相談センターで実施】 3 身体障害者手帳の発行に関する事。（名古屋市及び中核市を除く。） 4 医学的、心理学的及び職能的判定と必要な指導に関する事。 18歳以上の方の自立支援医療（更生医療）の要否判定及び補装具支給判定に関する事（名古屋市を除く）。
	○	県総合教育センター	84	教育相談に関する事。
○知的障害のある方				
対象		行政機関名	掲載ページ	事務内容
者	児			
○	○	市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当課)	77	1 療育手帳の申請・交付に関する事。 2 その他障害者福祉サービスに関する事。
○	○	県福祉相談センター (児童・障害者相談センター)  県児童相談センター（※対象は児に限る）	81	1 障害者福祉に関する事。 2 療育手帳の発行に関する事。（名古屋市を除く。） 3 医学的、心理学的及び職能的判定と必要な指導に関する事。 4 巡回相談に関する事。 5 福祉施設への入所手続に関する事。
	○	県総合教育センター	84	教育相談に関する事。
○精神障害のある方				
対象		行政機関名	掲載ページ	事務内容
者	児			
○	○	市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当課)	77	1 精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事。 2 自立支援医療（精神通院医療）の給付等に関する事。 3 その他障害者福祉サービスに関する事。
○	○	保健所	81	精神保健福祉の相談・支援に関する事。

○精神障害のある方(つづき)				
対象者		行政機関名	掲載ページ	事務内容
者	児			
○	○	県精神保健福祉センター	84	1 県民の精神保健福祉活動の推進に関すること。 2 精神障害者保健福祉手帳の発行に関すること。(名古屋市を除く。) 3 精神保健及び精神障害者の福祉に関する教育研修、調査研究、相談指導などに関すること。
	○	県総合教育センター	84	教育相談に関すること。
○難病患者				
対象者		行政機関名	掲載ページ	事務内容
者	児			
○	○	市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当課)	77	障害者福祉サービスに関すること。
○	○	保健所	81	難病等の相談に関すること。
○戦傷病者				
		行政機関名	掲載ページ	事務内容
		市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当課)	77	1 戦傷病者手帳の交付に関すること。 2 補装具等の交付、修理に関すること。 3 その他戦傷病者福祉サービスに関すること。
		県福祉相談センター (児童・障害者相談センター)	81	補装具の処方及び適合判定に関すること。
○共通				
		行政機関名	掲載ページ	事務内容
		市町村保健センター	-	健康教育、健康相談、乳幼児健康診査、予防接種などに関すること。
		県民相談・情報センター、県民相談室	82	県政や暮らしに関する相談や情報提供に関すること。
		消費生活総合センター	82	消費生活に関する相談や情報提供などに関すること。
		旅券センター、旅券コーナー	83	旅券(パスポート)の発給に関すること。
		県税事務所	84	県税(個人事業税の免除及び自動車税種別割、(軽)自動車税環境性能割の減免)に関すること。
		税務署	84	国税(所得税、相続税等)の減免に関すること。
		年金事務所	85	障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金に関すること。
		家庭裁判所	85	成年後見開始等の申立手続に関すること。
		公共職業安定所(ハローワーク)	87	職業に関する相談、紹介に関すること。

## 2 その他の相談窓口

事業	内 容	対象者
相談員による相談	身体障害者相談員、知的障害者相談員、戦傷病者相談員が各種の相談に応じます。 ＜問い合わせ先＞市区町村役場	○身体障害者 ○知的障害者 ○戦傷病者
障害者110番	障害者及びその家族の方が、日常生活で抱える各種相談に応じます。 ○月～金(祝日・年末年始を除く。)9:00-16:00 ＜問い合わせ先＞ 愛知県身体障害者福祉団体連合会 名古屋市東区白壁1-50 愛知県白壁庁舎内 TEL(052)228-6670 FAX(052)228-8506 メール info@aishinren.or.jp	○障害者及びその家族

事業	内 容	対象者
障害者虐待に関する相談	各市町村の障害者虐待対応の窓口等となる「障害者虐待防止センター」では、障害者虐待に関する通報、届出の受付及び相談に応じます。 また、県の「障害者権利擁護センター」では、障害者虐待に関する相談機関の紹介などを行います。（障害者虐待のうち、障害者を雇用する事業主等使用者による虐待については県でも通報、届出を受け付けます。）	○障害者及びその家族等
	<問い合わせ先>市区町村役場（障害福祉担当課）、県障害福祉課	
障害者差別に関する相談	障害者差別は、幅広い分野で発生する可能性があるため、県では、すべての相談窓口において相談に応じています。 また、各市町村においても相談に応じています。 （市町村の相談窓口は各市町村役場へお尋ねください。） なお、県内7ヵ所の福祉相談センター、県精神保健福祉センター、県障害福祉課を広域窓口とし、市町村への支援をしています。	○障害者及びその家族等
	<問い合わせ先>市町村役場（障害福祉担当課）、県障害福祉課	
人権相談	人権に関わる問題について、人権擁護委員、法務局職員が電話、面接、インターネット、LINEでの相談に応じます。 ○月～金（祝日を除く。）8:30-17:15（インターネットは24時間受付） みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル） TEL(0570)003-110 インターネット人権相談 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a> LINEによる人権相談 アカウント名：「SNS人権相談」 検索ID：「@snsjinkensoudan」	○障害者及びその家族
	<問い合わせ先>名古屋法務局人権擁護部 TEL(052)952-8111（代表）	
職業相談	詳細は、p30をご確認ください。	○障害者
障害者就業・生活支援相談	就職を希望している、又は在職中の障害のある方が抱える課題に応じ、雇用及び福祉の関係機関との連携の下に就業面とこれに伴う生活面の一体的な相談・支援を行います。	○障害者
	<問い合わせ先>障害者就業・生活支援センター ※実施施設については、p87をご確認ください。	
手話相談	手話相談員が各種相談に応じます。 月・火・木・金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00-16:00（予約推奨） 県庁（福祉局福祉部障害福祉課）、愛知県県民相談・情報センター 月・火・木・金曜日（祝日・年末年始を除く）10:00-16:00（予約制） 西三河・東三河県民相談室 ※県庁（障害福祉課）では、ファックスやメールによる相談にも応じています。	○聴覚障害者
	<問い合わせ先> 県障害福祉課 FAX(052)954-6920 メール shogai@pref.aichi.lg.jp ※タイトル(件名)に「手話相談」と明記してください。	
聴覚障害者・盲ろう者相談	聴覚障害者・盲ろう者及びその家族の生活相談・就労関係相談・福祉関係相談等、各種相談に応じます。 ○面接相談（予約推奨） 月～土（祝日・年末年始を除く。）9:00-17:00	○聴覚障害者・盲ろう者及びその家族
	<問い合わせ先> あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	
親子療育の家	発達に心配のある児童とその保護者が療育に必要な知識技能の指導などを受けることができます。	○発達に心配のある児童及びその家族
	<問い合わせ先>県医療療育総合センター TEL(0568)88-0811	



事業	内 容	対象者
F A X110 番 110 番アプリ システム	<p>聴覚や言語等に障害のある方が犯罪被害にあったり、犯罪等を目撃した場合などは、次の方法で通報すると、110 番通報をした場合と同じように対応します。</p> <p>○F A X110 番 FAX(0120)110-369 (フリーダイヤル)</p> <p>○110 番アプリシステム (スマートフォンの方) 専用アプリをダウンロード AppStore/GooglePlay で「110 番アプリ」と検索 (フィーチャーフォンの方) <a href="https://mobile110.npa.go.jp">https://mobile110.npa.go.jp</a></p> <p>※詳細は、愛知県警察ホームページをご確認ください。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/110/shougai.html">https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/110/shougai.html</a></p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;県警察本部</p>	<p>○聴覚障害者 ○音声言語障害者</p>
障害児等療育 支援事業	<p>在宅の身体障害児及び知的障害児等(18歳以上の知的障害者及び重症心身障害者を含む。)の地域における生活を支えるため、訪問や外来による療育指導など総合的な支援を行っています。</p> <p>○お住まいの市町村により実施施設が異なります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;県医療療育総合センター始め各事業実施施設 ※実施施設については、p88をご確認ください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;県医療療育総合センター TEL (0568) 88-0811</p>	<p>○身体障害児 ○知的障害児(者) ○重症心身障害児(者)等</p>
発達障害者支 援センター	<p>自閉症等発達障害のある方及びその家族の方からの相談に対し、専門窓口や各地域での巡回相談で応じるとともに、情報提供、関係機関の職員研修や連絡調整など総合的な支援を行います。</p> <p>○電話相談 月～金(祝日・年末年始を除く。) 10:00-16:00(12:00-13:00を除く。) TEL(0568)88-0849</p> <p>○F A X相談 (0568)88-0964</p> <p>○メール <a href="mailto:asca@pref.aichi.lg.jp">asca@pref.aichi.lg.jp</a></p> <p>○来所相談 月・木(祝日、年末年始を除く。予約制)</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;あいち発達障害者支援センター(県医療療育総合センター内) TEL (0568)88-0811(内線8108・8109) ※名古屋市内にお住まいの方は、名古屋市発達障害者支援センター(りんくす名古屋)TEL(052)757-6140へお尋ねください。</p>	<p>○発達障害者及びその家族、支援者</p>
医療的ケア児 支援センター	<p>医療的ケア児及びその家族の方からの相談に応じ、又は情報提供や助言等を行うとともに、関係機関の職員研修や連絡調整など総合的な支援を行います。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;県医療療育総合センター始め各事業実施施設 ※実施施設については、p81をご確認ください。</p>	<p>○医療的ケア児及びその家族、支援者</p>
高次脳機能障 害に関する相 談(高次脳機 能障害支援普 及事業)	<p>高次脳機能障害のある方及びその家族の方からの相談に応じます。</p> <p>○電話相談 月～金 9:00-17:00(祝日・年末年始を除く。)</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; なごや高次脳機能障害支援センター (名古屋市総合リハビリテーションセンター内) TEL(052)835-3814 FAX(052)838-9105</p> <p>高次脳機能障害愛知県東部支援センター笑い太鼓 TEL(0532)34-6098 FAX(0532)34-6099</p>	<p>○高次脳機能障害者及びその家族、支援者等</p>
精神保健相談 弁護士制度	<p>精神科病院に入院中の方から、退院又は病院内での処遇改善などについての相談を受け付けています。</p> <p>○毎週月・水・金(祝日・年末年始を除く。) 9:30-12:00</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;愛知県弁護士会 TEL(052)203-1651</p>	<p>○精神障害者</p>
精神科救急情 報センター	<p>緊急に受診等が必要なときに、電話で医療機関などの案内をします。</p> <p>○24時間受付</p> <p>○かかりつけの医療機関がある場合は、まず主治医と連絡をおとりください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;精神科救急情報センター TEL(052)681-9900</p>	<p>○精神障害者</p>

事業	内 容		対象者
あいちこころ ほっとライン 365 (こころの健康に関する相談)	人間関係の悩み、うつ、不安等の心の悩みについての相談をお受けします。 あいちこころほっとライン365 毎日 9:00-20:30 TEL(052)951-2881		○心の問題で悩みをお持ちの方
	<問い合わせ先> 県精神保健福祉センター		
メール相談	□ひきこもり相談 ・ひきこもりに悩んでいるご本人、あるいは家族の方からのご相談をお受けします。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/soudan-mail.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/soudan-mail.html</a>		○ひきこもりに悩んでいるご本人・ご家族の方
	<問い合わせ先> 県精神保健福祉センター		
あいちこころのサポート相談(SNS)	LINE	Facebook	○心の問題で悩みをお持ちの方
			
	ID 検索:@aichi_soudan	ID 検索:@aichi.soudan	
	○受付時間 月～土 20:00～24:00(23:30 まで受付) 日 20:00～翌8:00(7:30 まで受付) ※相談受付については、下記の県HPをご確認ください。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/kokoronosapo-to-line.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/kokoronosapo-to-line.html</a>		
<問い合わせ先> 県医務課こころの健康推進室			
自死遺族相談	大切な人を自死で亡くされた方の、苦しい思いやつらい思いを、メンタルヘルスの相談スタッフがお聞きします。 ○毎月第3木曜日(予約制) TEL(052)962-5377		○自死で大切な人を亡くされた方
	<問い合わせ先> 県精神保健福祉センター		
旧優生保護法一時金受付・相談窓口	旧優生保護法に基づき実施された優生手術等を受けた方及びその家族等から一時金の請求方法等についての相談を受け付けます。 ○受付時間 月～金(土日祝日・年末年始を除く。)9:00-17:00(12:00-13:00を除く。) TEL(052)954-6009 FAX(052)954-6920		○旧優生保護法に基づき優生手術等を受けた方
	<問い合わせ先> 旧優生保護法一時金受付・相談窓口		



## <トピックス 2>

# 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例について (平成 28 年 10 月 18 日施行)

すべての県民が、障害の有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し理解し共生する社会を実現するため、平成 28 年 10 月に手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定しました。

### 条例の概要

#### 《対象とするコミュニケーション手段》

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

#### 《基本理念》

- 1 障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに普及や利用の促進を行うこと。
- 2 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して普及を行うこと。
- 3 コミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、選択の機会の確保と利用の拡大が図られること。

#### 《県の責務、県民、事業者の役割》

##### ○県の責務

総合的な施策の策定・実施。市町村と連携した施策を推進すること。

##### ○県民の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。

##### ○事業者の役割

コミュニケーション手段の利用の促進のため、利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めること。

#### 《主な取組》

##### ○学校等の設置者の取組

障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識の向上のための研修に努めること。

##### ○県の取組

###### ・啓発及び学習の機会の確保

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発に努めること。

市町村、関係団体と協力し、コミュニケーション手段の学習の機会の確保に努めること。

###### ・人材の養成等

市町村、関係団体と協力し、意思疎通を支援する者の養成等を行うよう努めること。

###### ・情報の発信等

市町村等と連携し、災害時等におけるコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めること。

## 2 手帳の交付申請は、どこで行うのですか？

手帳の申請窓口は、お住まいの市区町村役場です。

手帳は、各種の福祉サービスを受けるために、障害があることを証明するものです。

障害の区分に応じて、次のとおり手帳が交付されます。

身体障害のある方・・・身体障害者手帳

知的障害のある方・・・療育手帳（名古屋市内の方については、愛護手帳）

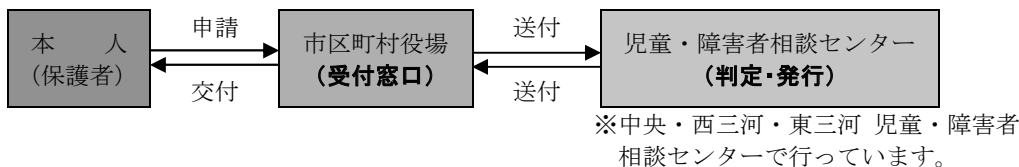
精神障害のある方・・・精神障害者保健福祉手帳

戦傷病者の方・・・・・・戦傷病者手帳

手続きの流れは下図のとおりですが、名古屋市及び中核市（豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市）にお住まいの方については、一部異なることがあります。

また、手帳の交付を受けた後に障害の程度に変更があった場合にも、申請時と同様の手続きが必要となります。

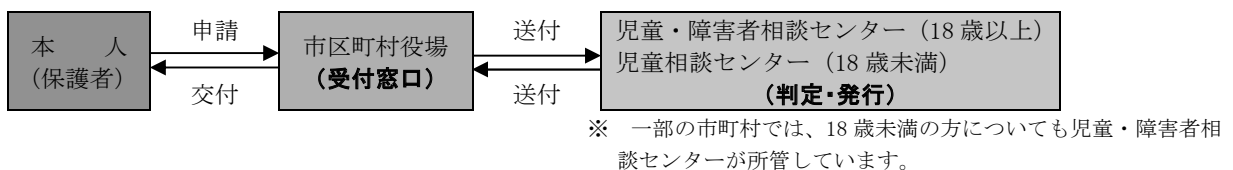
### ○身体障害者手帳



#### 申請に必要な書類等

- ① 身体障害者手帳交付申請書（用紙は市区町村役場にあります。）
- ② 指定医師の意見を付した診断書（用紙は市区町村役場にあります。）
- ③ 写真（上半身・正面・脱帽・1年以内のもの・縦4cm×横3cm）  
（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布で覆うことも可能です。）
- ④ 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類  
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）

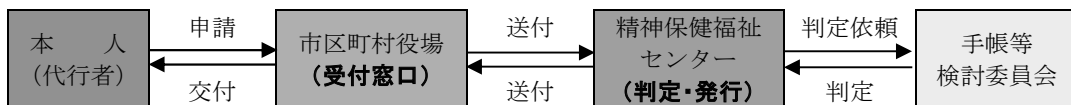
### ○療育手帳



#### 申請に必要な書類等

- ① 療育手帳交付申請書（用紙は市区町村役場にあります。）
- ② 写真（上半身・正面・脱帽・縦4cm×横3cm）  
（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布で覆うことも可能です。）
- ③ 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類  
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）

## ○精神障害者保健福祉手帳



### 申請に必要な書類等

#### (1) 診断書による申請の場合

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 写真（上半身 縦4cm×横3cm）  
（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布で覆うことも可能です。）
- ④ 手帳用の診断書
- ⑤ 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類  
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）  
※①と③の用紙は市区町村役場（精神保健福祉担当課）及び医務課ホームページ  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/>（ダウンロード）にあります。

#### (2) 障害年金証書等の写しによる申請の場合

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 写真（上半身 縦4cm×横3cm）
- ③ 年金証書等の写し
- ④ 年金等の振込通知書又は振り込まれた預金通帳
- ⑤ 同意書
- ⑥ 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類  
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）  
※①と⑤の用紙は市区町村役場（精神保健福祉担当課）及び医務課ホームページ  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/>（ダウンロード）にあります。

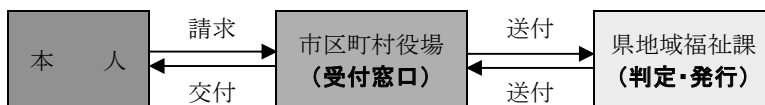
### ＜障害者手帳アプリによる減免について＞

障害者手帳（身体・療育・精神）の提示に代えてスマートフォンの障害者手帳アプリ※の提示により、施設利用料や運賃の減免が受けられる場合があります。

詳しくは、それぞれの施設や交通事業者にご確認ください。

※障害者手帳に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つアプリ（ミライロID）

## ○戦傷病者手帳



### 申請に必要な書類等（傷病恩給等の受給者の場合）

- ① 戦傷病者手帳交付申請書（用紙は市区町村役場にあります。）
- ② 恩給証書等の写し又は裁定通知書の写し
- ③ 住民票の写し（本籍地の記載されたもの）
- ④ 写真（上半身 縦4cm×横3cm）2枚
- ⑤ 身元確認ができる書類（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）

### 3 障害者総合支援法について、教えてください。【障害福祉サービスとは】

障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から障害者総合支援法として施行されました。

これに伴い、それまで障害者の範囲は身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者が対象でしたが、新たに難病患者が対象となりました。

なお、障害者総合支援法における難病一覧は障害福祉課 Web ページにて公開しております。

## 障害者総合支援法の概要

### 1 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

### 2 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応)

### 3 障害者に対する支援

①重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)

②共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化

③地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

### 4 サービス基盤の計画的整備

①基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化

②市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

③自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

### 5 検討規定

(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後 3 年を目途として、以下について検討)

①常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

③意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる

<施行日>

平成 25 年 4 月 1 日(ただし、3 の①及び②については、平成 26 年 4 月 1 日)

## (1) 障害者の福祉サービスは？

障害者の福祉サービスの内容は、自立支援給付と地域生活支援事業に二分され、各事業の詳しい事業名は次のとおりです。

なお、自立支援給付のうち、「介護給付」と「訓練等給付」を合わせて、「障害福祉サービス」と呼びます。

### 自立支援給付

介護給付は、障害支援区分によって受けられる給付が決定されます。訓練等給付は、障害支援区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられます。

また、障害福祉サービスは、訪問系サービスと日中活動系サービス、居住系サービスがあります。入所施設のサービスを昼のサービス（日中活動系サービス）と夜のサービス（居住系サービス）を組み合わせることで選択します。

なお、日中活動系サービスは、地域生活に移行した後でも利用することができます。

※平成24年度から、障害者自立支援法を根拠としていた「児童デイサービス」は、児童福祉法に規定される「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援」に移行しています。

(注) ○は市町村実施事業、●は都道府県実施事業です。

### ①訪問系サービス<障害福祉サービス>

給付の種類	サービス名	内容
介護給付	○居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	○重度訪問介護	重度の肢体不自由の方、その他の障害のある方で常に介護を必要とする方に、自宅で、食事などの身体介護や調理などの家事援助、外出時の移動支援などを行います。
	○行動援護	自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
	○同行援護	視覚障害により、移動が困難な方に移動に必要な情報の提供や、移動の援護を行います。
	○重度障害者等包括支援	極めて重度の障害のある方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

### ②日中活動系サービス<障害福祉サービス>

給付の種類	サービス名	内容
介護給付	○療養介護	医療と常時の介護が必要な方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行います。
	○生活介護	常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	○短期入所（ショートステイ）	在宅の障害者を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
訓練等給付	○自立訓練（機能訓練）	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
	○自立訓練（生活訓練）	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
	○就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

給付の種類	サービス名	内容
訓練等給付	○就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	○就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	○就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

### ③居住系サービス<障害福祉サービス>

給付の種類	サービス名	内容
介護給付	○施設入所支援	夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、居住の場を提供します。（18 歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。）
訓練等給付	○共同生活援助（グループホーム）	共同生活住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活上の援助を行います。
	○自立生活援助	施設等から地域での一人暮らしを始めた障害のある方に対し、生活や健康等に問題がないか定期的に訪問等をして必要な支援をします。

### ④自立支援医療

○更生医療 ○育成医療 ●精神通院医療（詳細は、p25 をご覧ください。）

### ⑤補装具

詳細は p40 をご覧ください。

### 地域生活支援事業

障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

- 理解促進研修・啓発      ○自発的活動支援      ○相談支援      ○成年後見制度利用支援      ○成年後見制度法人後見支援      ○意思疎通支援      ○日常生活用具の給付又は貸与  
○移動支援      ○手話奉仕員養成研修      ○地域活動支援センター  
●専門性の高い相談支援      ●専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修・派遣  
●意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整      ●広域的な対応が必要な事業

※平成 29 年度から、地域生活支援事業を根拠としていた「その他の日常生活又は社会生活支援」は国として促進すべき事業「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけられています。



## (2) 障害福祉サービスの利用申請・支給決定は？

障害福祉サービスの利用を希望する場合、市町村では、その福祉サービスの必要性を総合的に判定し、支給決定を行います。なお、難病等の方（366 疾病が対象です。）も新たに障害福祉サービスを利用できます。

### ①利用者は、市町村に対しサービスの利用申請をします。

### ②市町村は、利用者に対してサービス等利用計画書の提出依頼を行います。

利用者は、相談支援事業所に依頼して障害福祉サービスの種類、利用時間、内容などを記載したサービス等利用計画書を作成し、市町村へ提供します。なお、作成依頼に要する費用の負担はありません。

### ③市町村は、介護給付費の申請があった場合には、利用者が必要とされる支援の度合いを判定します。

利用者が必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものを「障害支援区分」と呼びます。

障害支援区分は、手帳の等級とは異なり、80項目のアセスメント（影響評価）及び医師意見書をもとに行われる一次判定及び二次判定を経て、区分1～区分6の支援の度合いが認定されます。

### ④市町村は、利用者の社会活動能力や介護者の有無、居住状況等を調査します。

### ⑤市町村は、利用者からサービスの利用意向を聞き取り調査します。

### ⑥市町村は、利用者に対し支給決定を行います。

福祉サービスのうち、訓練等給付に該当する事業を申請した場合は、暫定的な支給決定となります。決定後、一定期間サービスを利用し、利用者の利用意向やサービスが適切かどうかを確認し、本支給決定が行われます。

### ⑦市町村は、利用者に対し障害福祉サービス受給者証を交付します。

## (3) 障害福祉サービスの利用方法は？

障害福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画に基づいてサービス事業者（指定事業者又は指定施設）と契約を締結し、サービスの提供を受けます。

### ①利用者は、サービス等利用計画を作成します。

利用者は、相談支援事業所に依頼して障害福祉サービスの種類、利用時間、内容などを記載したサービス等利用計画を作成します。なお、作成依頼に要する費用の負担はありません。

### ②利用者は、サービス事業者と契約を締結し、サービスを利用します。

利用者はサービス等利用計画に基づき、サービス事業者を選択し、契約を締結してサービスの提供を受けます。サービスを利用した場合、サービス事業者には利用者負担金と実費負担金を支払います。

#### ○ 相談支援の種類 ○

##### ア 計画相談支援・障害児相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成するサービスです。

##### イ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人又は保護施設、矯正施設等に入所している障害のある人が、地域で生活するための住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等に応じるサービスです。

##### ウ 地域定着支援

施設や病院から退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方などに対し、常時（夜間も含む）の連絡体制を確保し、障害の特性を起因して生じた緊急の事態等の相談に応じるサービスです。

#### (4) 福祉サービスを利用するには、負担金が必要だと聞きましたが？

福祉サービスを利用する方にも、福祉サービスの利用量と所得に応じて、サービスの利用に係る費用の一部を利用者本人に負担していただくこととなります。

##### ①障害福祉サービスは、所得に応じ負担上限額が設けられています。

障害福祉サービスの利用者負担の額は、所得に応じて1か月あたりの上限が設けられています。

なお、食費や光熱水費は、利用者負担とは別に、実費負担となります。

平成22年4月からは、市町村民税非課税世帯の利用負担は無料となりました。

さらに、市町村民税課税の世帯の方は、課税の状況により、利用負担が軽減される場合もあります。実際の利用者負担の額については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

##### <1か月あたりの負担上限額>

区分	世帯(※)の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 <sup>(注1)</sup>	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円 <sup>(注2)</sup> 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。 <sup>(注3)</sup>	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※「世帯」の範囲は、18歳以上の障害者は、本人とその配偶者、障害児(施設に入所する18、19歳を含む)は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

##### ②医療費も負担額の上限が設けられています。

低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力はあっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々(高額治療継続者)にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

なお、入院時の食事代(食事療養費)については、全額自己負担となります。



## 4 手当や年金は、支給されるのでしょうか？

手帳をお持ちの方及びその家族の方には、手帳の区分及び等級に応じ、手当や年金が支給される場合があります。

なお、一部の手当や年金は、支給対象であっても所得制限などのため、支給されないことがあります。

### ①障害者の方へ

事業	内 容	対象者
特別障害者手当	<p>次のいずれかに該当する 20 歳以上の障害者（施設入所者及び長期入院者を除く。）に手当が支給されます。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。）</p> <p>①身体障害 1～2 級程度の障害を重複して有する方                      ②身体障害 1～2 級程度の障害を有する方で、I Q20 以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方                      ③身体障害 1～2 級程度の障害を有する方又は I Q20 以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害 3 級相当の障害を 2 つ以上有する方                      ④身体障害 1～2 級程度の障害を有する方又は I Q20 以下の方もしくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてはほぼ全面介護が必要な方</p> <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p>	○20 歳以上の障害者
	<p>&lt;国制度分&gt;月 27,980 円                      &lt;県制度分：国制度分に加算して支給&gt;</p> <p>・身体障害 1 級又は 2 級の障害を有し、療育手帳 I Q35 以下の方                      月 6,850 円                      ・身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又は療育手帳 I Q35 以下の方                      月 1,050 円</p>	
	<支給時期> 年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課	
障害児福祉手当	<p>次のいずれかに該当する 20 歳未満の障害者（障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。）に手当が支給されます。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。）</p> <p>①身体障害 1 級（2 級の一部を含む。）程度の障害を有する方                      ② I Q20 以下の方                      ③上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方</p> <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p>	○20 歳未満の障害者
	<p>&lt;国制度分&gt;月 15,220 円                      &lt;県制度分：国制度分に加算して支給&gt;</p> <p>・身体障害 1 級又は 2 級の障害を有し、療育手帳 I Q35 以下の方                      月 6,900 円                      ・身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又は療育手帳 I Q35 以下の方                      月 1,150 円</p>	
	<支給時期> 年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課	
経過的福祉手当	<p>次のいずれかに該当する 20 歳以上の障害者（施設入所者を除く。）で、従来の福祉手当受給者であった方のうち、特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない方に手当が支給されます。</p> <p>①身体障害 1 級（2 級の一部を含む。）程度の障害を有する方                      ② I Q20 以下の方                      ③上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方</p> <p>■所得制限があります。■併給制限があります。</p>	○20 歳以上の障害者
	<p>&lt;国制度分&gt;月 15,220 円                      &lt;県制度分：国制度分に加算して支給&gt;</p>	※経過的措置のため、現在は新規認定は行っておりません。

事業	内 容	対象者
経過的福祉手当 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害1級又は2級の障害を有し、療育手帳I Q35以下の方 月6,900円</li> <li>・身体障害1級又は2級の障害を有する方又は療育手帳I Q35以下の方 月1,150円</li> </ul> <支給時期> 年4回(2月、5月、8月、11月) <問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課	
在宅重度障害者 手当	次のいずれかに該当する在宅の障害者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者及び施設入所者は除きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害1～2級で療育手帳I Q35以下の方 月15,500円</li> <li>②身体障害1～2級の方、療育手帳I Q35以下の方又は身体障害3級の障害を有し、療育手帳I Q50以下の方 月6,750円 (②では、65歳以上で新たに障害者となった方は除きます。)</li> </ul> ■所得制限があります。■併給制限があります。           <支給時期> 年3回(4月、8月、12月) <問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課	○身体障害者 ○知的障害者
特別児童扶養手 当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を監護、養育されている方に手当が支給されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①I Q35以下程度若しくは身体障害1～2級程度の方又は、同程度の障害若しくは病状を有する方 月53,700円</li> <li>②I Q50以下程度若しくは身体障害3級(4級の一部含む。)程度の方又は、同程度の障害若しくは病状を有する方 月35,760円</li> </ul> ■所得制限があります。■併給制限があります。           <支給時期> 年3回(4月、8月、11月) <問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課	○20歳未満の障害児の父若しくは母又は養育者
児童扶養手当	父又は母に重度の障害のある家庭、父又は母と生計を同じくしていない家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障害がある場合は20歳未満)を育てている方に手当が支給されます。           ■所得制限があります。■併給制限があります。           月44,140～10,410円 (児童が2人以上いる場合は、2人目は月10,420円～5,210円、3人以上は1人につき月6,250円～3,130円加算)           <支給時期> 年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月) <問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県児童家庭課	○重度の障害のある父又は母がいる世帯
遺児手当	父又は母に重度の障害のある家庭、父又は母と生計を同じくしていない家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を育てている方に手当が支給されます。           ○支給期間は、最大5年間です。           ■所得制限があります。■併給制限があります。           支給開始後1～3年目までは月4,350円、4～5年目は月2,175円           <支給時期> 年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月) <問い合わせ先> 市区町村役場、県福祉相談センター、県児童家庭課	○重度の障害のある父又は母がいる世帯
障害基礎年金	国民年金に加入している間に初診日がある疾病や負傷により一定の障害の状態になった方に年金が支給されます。           ■一部の方には所得制限があります。           ①障害福祉年金から移行した方 ②20歳に達する前に初診日のある傷病が原因で障害基礎年金を受けている方           ■併給制限があります。           ・1級の方(昭和31年4月2日以後生まれ)年993,750円+子の加算額(昭和31年4月1日以前生まれ)年990,750円+子の加算額 ・2級の方(昭和31年4月2日以後生まれ)年795,000円+子の加算額(昭和31年4月1日以前生まれ)年792,600円+子の加算額 *等級は、障害者手帳と異なります。           <支給時期> 年6回(偶数月) <問い合わせ先> 市区町村役場(国民年金担当課)、年金事務所	○障害者

事業	内 容	対象者
障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある疾病や負傷により一定の障害の状態となった方に年金が支給されます。 ○1・2級は、国民年金の障害基礎年金と併せて支給されます。3級は、障害基礎年金は支給されません。 ■併給制限があります。	○障害者
	・1級の方 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額 ・2級の方 報酬比例の年金額×1.00+配偶者加給年金額 ・3級の方 (昭和31年4月2日以後生まれ) 報酬比例の年金額×1.00 (最低保障額：年596,300円) (昭和31年4月1日以前生まれ) 報酬比例の年金額×1.00 (最低保障額：年594,500円) *等級は、障害者手帳と異なります。	
	<支給時期> 年6回 (偶数月)	
	<問い合わせ先> 年金事務所	
特別障害給付金	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない方で、障害基礎年金1級または2級相当に該当する方に給付金が支給されます。 ■所得制限があります。■併給制限があります。	○障害者
	・障害基礎年金1級に該当する方 月額53,650円 (2級の1.25倍) ・障害基礎年金2級に該当する方 月額42,920円 *等級は、障害者手帳と異なります。	
	<支給時期> 年6回 (偶数月)	
	<問い合わせ先> 市区町村役場 (国民年金担当課)、年金事務所	

## ②戦傷病者の方へ

事業	内 容	対象者
傷病恩給 (恩給法)	旧軍人、軍属で公務傷病により、特別項症から第5款症の障害を有している戦傷病者の方に恩給が支給されます。	○戦傷病者
	・増加恩給 年9,999,100円～1,853,000円 ・傷病年金 年1,686,000円～961,000円 ・傷病賜金 (一時金) 6,088,000円～2,855,000円	
	<支給時期>年4回 (4月、7月、10月、12月)、ただし傷病賜金は請求後 <問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	
特例傷病恩給 (恩給法)	旧軍人、軍属で昭和16年12月8日～昭和20年11月30日の間に、内地等において、勤務に関連した負傷又は発病により、特別項症から第5款症の障害を有している戦傷病者の方に恩給が支給されます。	○戦傷病者
	年7,687,100円～743,000円 <支給時期> 年4回 (4月、7月、10月、12月)	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	
障害年金 (戦傷病者戦没者遺族等援護法)	恩給法による傷病恩給を受給できない旧軍人、軍属、準軍属で、公務傷病により、特別項症から第5款症の障害を有している戦傷病者の方に年金が支給されます。	○戦傷病者
	年9,999,100円～961,000円 <支給時期> 年4回 (4月、7月、10月、12月)	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	
特例障害年金 (戦傷病者戦没者遺族等援護法)	恩給法による傷病恩給を受給できない旧軍人、軍属、準軍属で、昭和12年7月7日以後、内地等において、勤務に関連した負傷又は発病により、特別項症から第5款症の障害を有している戦傷病者の方に年金が支給されます。	○戦傷病者
	年7,687,100円～743,000円 <支給時期> 年4回 (4月、7月、10月、12月)	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	

事業	内容	対象者
葬祭費 (戦傷病者特別 援護法)	療養の給付等を受けていた戦傷病者が死亡した際、葬祭を行う遺族に対して葬祭費が支給されます。	○戦傷病者の遺族
	212,000円	
	<支給時期> 請求後	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	
戦傷病者の療養 手当 (戦傷病者特別 援護法)	療養の給付等を受けている戦傷病者(傷病恩給等の受給者を除く。)が1年以上にわたって入院した場合、療養手当が支給されます。	○戦傷病者
	月 30,700円	
	<支給時期> 請求後	
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課	

## ■ 手当・年金の併給制限

手当、年金制度においては、重複して手当等を受給できない場合があります。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①特別障害者手当		×	×	×	○	○	○	○	○	○
②障害児福祉手当			×	×	○	○	○	×	×	—
③経過的福祉手当				×	○	○	○	×	×	×
④在宅重度障害者手当					○	○	○	○	○	○
⑤特別児童扶養手当						○	○	△	△	—
⑥児童扶養手当							○	△	△	○
⑦遺児手当								×	×	○
⑧障害基礎年金									△	×
⑨障害厚生年金										×
⑩特別障害給付金										

※ ○は併給可、×は併給不可、△は一部併給不可の場合を表しています。

## ■ 所得制限

手当・年金制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、手当・年金を受給することができない場合があります。

判定の対象となる所得が、アの所得制限額以上の場合(ただし、下線部の方については、所得制限額を超える場合)は、その年の手当・年金を受給することができません。

<手当・年金を受給することができない期間>

- ・児童扶養手当、遺児手当及び母子・父子家庭医療…その年の11月分から翌年10月分まで
- ・障害基礎年金及び特別障害給付金…その年の10月分から翌年9月分まで
- ・それ以外の手当…その年の8月分から翌年7月分まで

判定の対象となる所得＝前(々)年中の所得(イ)－各種所得控除(ウ)

※所得額や控除額については、詳しくは市区町村役場(税務担当課)でご確認ください。

**ア 所得制限額**（障害基礎年金について所得制限があるのは、一部の方のみです。）

（令和 5 年 8 月～令和 6 年 7 月）

区分		扶養親族数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人目以降 の加算額	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	受給資格者	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	円 380,000	
	配偶者・扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000	
特別児童扶養手当	受給資格者	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000	
	配偶者・扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000	
児童扶養手当 (※1)	受給資格者	全部支給	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	380,000
		一部支給停止	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
	配偶者・扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
障害基礎年金 特別障害給付金 (※2)	受給資格者	全部支給停止	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	380,000
		1/2 支給停止	3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	380,000
遺児手当(※1)	受給資格者	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000	
	配偶者・扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
母子・父子家庭医療(※1)		1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000	
在宅重度障害者手 当	受給資格者	3,604,000					
	配偶者・扶養義務者	6,287,000					

※1：令和 5 年 11 月～令和 6 年 10 月

※2：令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月

- \* 受給資格者の所得で、扶養親族等に同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある場合は 1 人につき 100,000 円が、特定扶養親族等（特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る））がある場合は 1 人につき 250,000 円（※1 のあるものについては、150,000 円）が加算されます。
- \* 配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1 人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき）60,000 円が加算されます。

**イ 前(々)年中の所得**

所得額は、収入額とは異なります。

- \* 特別障害者手当の受給資格者は、非課税の公的年金等も収入に含めて所得の計算をします。
- \* 児童扶養手当、遺児手当の場合は、養育費も所得に含めます。
- \* 譲渡所得等、特別に計算を要する所得もあります。

**ウ 各種所得控除**

在宅重度障害者手当は所得税・住民税の計算と同一です。その他の手当の控除額は所得税・住民税と異なりますが、概ね次のとおりとなります。

- 障害者（特別障害者）控除……………1 人につき 270,000 円（400,000 円）
  - 寡婦・ひとり親控除……………270,000 円・350,000 円
    - ・母子・父子家庭医療は控除しません。
    - ・遺児手当は受給者が父または母の場合は控除しません。
    - ・児童扶養手当は受給者が父または母の場合は控除しません。
  - 勤労学生控除……………270,000 円
  - 雑損・医療費・小規模企業共済控除……………控除相当額
  - 社会保険料控除
    - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、障害基礎年金、特別障害給付金の本人所得の場合……………控除相当額
    - ・その他の場合……………80,000 円（保険料相当額）
- \* 各種控除に関して、添付書類が必要な場合があります。



## 5 医療費が心配です。

医療費は、医療保険制度（国民健康保険、健康保険、各種共済又は後期高齢者医療制度）により、通常3割、（義務教育就業前の方については、2割、70歳以上の方については、3割、2割又は1割）が自己負担となっていますが、手帳をお持ちの方については、この自己負担額を軽減する次のような助成制度があります。

なお、助成を受けた後の自己負担額が高額の場合には、自己負担額を医療機関の窓口で支払い後、加入している医療保険制度（国民健康保険、健康保険、各種共済又は後期高齢者医療制度）から、高額療養費として払い戻される場合があります（高額療養費制度※）。詳しくは、加入している医療保険制度の窓口にお尋ねください。

<医療保険制度の窓口>

- ・国民健康保険…市区町村（国民健康保険組合に加入している場合はその国保組合）
- ・健康保険…加入している健康保険組合（全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合は協会けんぽ愛知支部）
- ・各種共済…加入している共済組合
- ・後期高齢者医療制度…市区町村又は愛知県後期高齢者医療広域連合

### ※高額療養費制度について

自己負担額が医療保険制度における高額療養費制度で定める上限額を超える場合は、払い戻し等により上限額までの負担となります。なお、適用される上限額は年齢や所得等によって異なります。

### ○医療費の助成

事業	内 容	対象者
自立支援医療（育成医療）の給付	18歳未満の身体上の障害を有する方が、生活能力を得るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行っています。 ○所得により自己負担（原則、医療費の1割）があります。 ■所得制限があります。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場、県障害福祉課	○18歳未満の身体上の障害を有する方
自立支援医療（更生医療）の給付	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行っています。 ○所得により自己負担（原則、医療費の1割）があります。 ■所得制限があります。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場、県児童・障害者相談センター、県障害福祉課	○18歳以上の身体障害者
自立支援医療（精神通院医療）の給付	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費を公費で負担しています。 ○所得により自己負担（原則、医療費の1割）があります。 ■所得制限があります。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場（精神保健福祉担当課）、県精神保健福祉センター、県医務課こころの健康推進室	○精神障害者
更生医療の給付（戦傷病者特別援護法）	身体障害の第5款症以上の戦傷病者が、職業能力回復のための手術などを必要とするときに給付を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場、県地域福祉課	○戦傷病者

事業	内容	対象者
母子・父子家庭医療費の支給	<p>18歳以下の児童を養育する父又は母に重度の障害のある世帯（母子・父子家庭と同じ扱いになる世帯）の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額が支給されます。</p> <p>■所得制限があります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場（福祉医療担当課）、県高齢福祉課、児童家庭課</p>	○重度の障害のある父又は母がいる世帯
障害者医療費の支給	<p>次のいずれかに該当する障害者が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額が支給されます。なお、後期高齢者医療の被保険者の要件を満たす場合は、下の「後期高齢者福祉医療費の支給」をご覧ください。</p> <p>①身体障害者1～3級の方（腎臓機能障害は4級まで、進行性筋萎縮症は6級まで対象）</p> <p>②IQ50以下の方</p> <p>③自閉症状群と診断されている方</p> <p>④精神障害者1・2級の方（精神科疾患に限る。なお、市町村によっては対象者を拡大したり、一般疾病についても支給対象としているところがあります。）</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場（福祉医療担当課）、県高齢福祉課、障害福祉課</p>	○障害者 ○自閉症状群と診断されている方
戦傷病者の療養の給付（戦傷病者特別援護法）	<p>公務上の傷病について必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行っています。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場、県地域福祉課</p>	○戦傷病者
後期高齢者福祉医療費の支給	<p>母子・父子家庭医療費及び障害者医療費の支給制度の受給資格該当者及び戦傷病者が、後期高齢者医療制度により医療を受けた場合には、医療保険における自己負担額が支給されます。</p> <p>■所得制限があります。（障害者医療を除く。）</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場（福祉医療担当課）県高齢福祉課</p>	○医療費（母子・父子家庭、障害者）受給資格対象者 ○戦傷病者
特定医療費の支給（難病の患者に対する医療等に関する法律）	<p>原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病（指定難病）の治療に係る医療費について助成します。</p> <p>■所得等に応じて自己負担上限額が変わります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 県保健所、名古屋市・中核市（特定医療費担当課）県健康対策課</p>	○指定難病患者

## 6 障害者歯科医療を受けられる施設はありますか？

愛知県歯科医師会では、県内の診療所（かかりつけ歯科医。歯科医師会会員に限る。）、下記の障害者歯科医療実施施設、大学病院等との連携を充実し、障害者歯科医療を実施しています。

障がい者歯科医療ネットワーク ～愛知県歯科医師会ホームページ～

[https://www.aichi8020.net/welfare\\_net/index.php](https://www.aichi8020.net/welfare_net/index.php)

※所定の講習プログラムを受講した認定協力医一覧の中から、お近くの歯科医療機関へ直接お問い合わせ下さい。

### <障害者歯科医療実施施設>

	施設名	住所	電話番号
高次医療機関	愛知学院大学歯学部附属病院	名古屋市千種区末盛通 2-11	(052) 759-2111
	県医療療育総合センター中央病院	春日井市神屋町 713-8	(0568) 88-0811
	朝日大学医科歯科医療センター	岐阜県瑞穂市穂積 1851-1	(058) 329-1112
歯科医療センター	愛知歯科医療センター	名古屋市中区丸の内 3-5-18 (愛知県歯科医師会館 1 階 あいち口腔保健センター内)	(052) 962-9102
	名古屋北歯科保健医療センター	名古屋市北区平手町 1-1-5 (クオリティライフ 21 城北内)	(052) 915-8844
	名古屋南歯科保健医療センター	名古屋市南区弥次エ町 5-12-1	(052) 611-8044
	名古屋市中央療育センター歯科	名古屋市昭和区折戸町 4-16 (名古屋市児童福祉センター内)	(052) 757-6128
	一宮市口腔衛生センター	一宮市音羽 1-5-17 (一宮市ききょう会館 2 階)	(0586) 72-5548
	豊川市歯科医療センター	豊川市諏訪 3-242-3	(0533) 84-7757
	豊田市子ども発達センター のぞみ診療所	豊田市西山町 2-19	(0565) 32-8985
	半田歯科医療センター	半田市港町 1-62	(0569) 23-2636
	西尾市障害者歯科診療所	西尾市熊味町小松島 12	(0563) 54-4182
	碧南市障害者歯科診療所	碧南市前浜町 4-22	(0566) 46-3700
	岡崎歯科総合センター	岡崎市中町 4-6-2	(0564) 21-8000
	蒲郡市障がい者歯科診療所	蒲郡市浜町 4 (蒲郡市保健医療センター内)	(0533) 69-8020
	豊橋市子ども発達センター	豊橋市中野町字中原 100	(0532) 39-9200
	豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所	豊橋市中野町字中原 100 番	(0532) 39-9177
	県青い鳥医療療育センター	名古屋市西区中小田井 5-89	(052) 501-4079
	県三河青い鳥医療療育センター	岡崎市高隆寺町字小屋場 9-3	(0564) 64-7980



## 7 障害のある子どもの将来が気がかりです。【心身障害者扶養共済制度】

障害のある子どもなどの将来のために、障害者を扶養している保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」があります。

加入できるのは、次のいずれかに該当する方を扶養している保護者で、特別な疾病や障害を有せず、扶養保険契約の対象となることのできる 65 歳未満の方です。

- ①知的障害者
- ②身体障害者（身体障害者手帳を所持し、その障害程度が 1～3 級の方）
- ③精神又は身体に永続的な障害がある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①又は②と同程度と認められる方

### 1 掛金

加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なり、1 口当たり月 9,300 円～23,300 円です。

2 口まで加入することができます。口数は、加入期間の半ばでも変更することができます。

20 年以上（昭和 61 年 3 月 31 日以前に加入した方については 25 年以上）継続して加入し、加入者が 65 歳に達した場合（※）は、それ以降の最初の加入応答月から以後の掛金が免除されます。

※ 「65 歳に達した場合」とは、毎年度 4 月 1 日現在で満 65 歳であることをいいます。

### 2 支給額

支給額は次のとおりです。

- ・年金 1 口当たり月 20,000 円

なお、1 年以上加入した後、加入者より先に障害者が死亡した場合には弔慰金が、5 年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。

- ・弔慰金 1 口当たり 30,000 円～250,000 円
- ・脱退一時金 1 口当たり 45,000 円～250,000 円

### 3 支払時期

年金は、毎月、障害者又は年金管理者の口座に振り込まれます。

なお、弔慰金及び脱退一時金は、請求後、加入者の口座に振り込まれます。

### 4 問い合わせ先

市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課

## 8 利用できる貸付制度はありますか？

障害者又はその同居家族の方を対象に、自動車・福祉用具などの購入のための資金の貸付制度があります。

事業	内容	対象者
生活福祉資金	障害者又はその同居家族の方に、次の貸付を行います。 ①生業を営むために必要な経費 ②技能取得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ④福祉用具等の購入に必要な経費 ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑥負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑦介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑧住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ⑨就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑩その他日常生活上一時的に必要な経費 ○民生委員を通じ、市区町村社会福祉協議会へ申請してください。	○障害者のいる世帯
	<問い合わせ先> 市区町村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、民生委員	

## 9 判断能力が十分でない家族を保護する制度を知りたいのですが。

認知症、知的障害や精神障害等のため、判断能力が十分でない方を保護するための「成年後見制度」や福祉サービスの利用援助などを行う「日常生活自立支援事業」があります。

事業	内容	対象者
成年後見制度	○認知症、知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な方々を保護するために、財産管理、介護や施設入退所などの契約・遺産分割の支援を要する場合、悪徳商法等の被害に遭うおそれなどの場合に家庭裁判所で決められた後見人等が本人を保護・援助する法定後見制度があります。後見人等は、障害者本人や親族等の申立てによって家庭裁判所が選びます。 ○今後自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、任意後見人に頼みたい方との間で契約を結ぶ任意後見制度もあります。	○知的障害者 ○精神障害者 など
	<問い合わせ先> ○法定後見制度・・・名古屋家庭裁判所（本庁又は支部） ○任意後見制度・・・各公証人役場 ○成年後見制度に関すること・・・各成年後見センター	
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助や、それに伴う日常的な金銭管理を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援します。 ○実際にサービスを受ける場合には、利用料が必要です。	○知的障害者 ○精神障害者 など
	<問い合わせ先> 市町村社会福祉協議会	

## 10 就職について、相談したいのですが。

職業相談や職業紹介など、就職に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）などで行っています。また、就職を容易にするため、必要な基礎知識と技能を習得するための職業訓練も行っています。別に、障害者を雇用する企業に対して助成制度を設けるなど、障害者の雇用の促進を図っています。

事業	内容	対象者
<b>○職業相談等</b>		
職業相談・紹介	障害者の職業の相談や職業紹介を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 公共職業安定所（ハローワーク）	○障害者
手話による職業相談	一部の公共職業安定所では、手話協力員による職業相談に応じています。 ○実施職業安定所 名古屋中、名古屋南、名古屋東、豊橋、岡崎、一宮、豊田、津島、刈谷、春日井 ※相談日時については、実施職業安定所にお問い合わせください。 ＜問い合わせ先＞ 公共職業安定所（ハローワーク）	○聴覚障害者
職業相談・職業評価・職業準備支援	就職や職業生活の安定に向けて課題や現状を整理し、求職活動の方針について相談、助言を行います。また、必要に応じて職業上の課題やニーズに応じ就職に向けた準備性を高めるための支援（職業準備支援）等を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知障害者職業センター	○障害者 （発達障害・高次脳機能障害等の診断を受けた方を含む。）
職業相談・雇用支援等	職業生活における自立を図るため、就業やこれに伴う日常生活及び社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 障害者就業・生活支援センター等	○障害者 （発達障害・高次脳機能障害等の診断を受けた方を含む。）
<b>○就職支援制度</b>		
障害者トライアル雇用	一定期間試用雇用し、その間に障害者・企業相互間の適性や能力を見極めるとともに、理解を深めることにより、継続雇用への移行のきっかけ作りを図ります。 ＜問い合わせ先＞ 公共職業安定所（ハローワーク）	○障害者
ジョブコーチ支援	就職に当たって職場にスムーズに適応するため、また、就職後に職場環境の変化に上手く対応できるようにするため、ジョブコーチが就職先の事業所において、障害者と事業主に対する助言や支援を行います。（標準的な支援期間：2～3か月） また、支援期間終了後も必要に応じてフォローアップを行います。 ＜問い合わせ先＞ 愛知障害者職業センター	○障害者 （発達障害・高次脳機能障害等の診断を受けた方を含む。） ○公務員の利用不可
リワーク支援	うつ病等で休職中の方が復職を希望し、事業主、主治医も復職することが適当だと判断されている時に、円滑に職場復帰できるよう支援を行います。必要に応じてセンター内でウォーミングアップのための支援を実施します。（標準的な支援期間：2～4ヶ月） ＜問い合わせ先＞ 愛知障害者職業センター	○うつ病等で休職中の方 （手帳のない方も相談可） ○公務員の利用不可
<b>○職業訓練</b>		
職業訓練	障害者の職業的自立を支援するため、必要な基礎知識と技能を習得するための訓練を行っています。 ○訓練期間は3か月からです。ほかに、訓練期間3か月以内で実施する委託訓練も行っています。 ○一定の要件を満たす方には訓練手当が支給されます。 ○障害のない方と同様の訓練が可能な場合には、一般の公共職業能力開発施設においても受講できます。 ○公共職業安定所へお申し込みください。 ＜問い合わせ先＞ 公共職業安定所（ハローワーク）、公共職業能力開発施設	○障害者

事業	内 容	対象者
<b>○職業訓練(つづき)</b>		
障害者技能競技大会(アビリンピック)の開催	<p>障害者の職業能力の開発と障害者雇用への理解を促進するため、技能競技大会を開催しています。</p> <p>○愛知県障害者技能競技大会(愛知県アビリンピック)</p> <p>時期: 例年、6月～7月頃開催</p> <p>種目: 洋裁、家具、オフィスアシスタント、写真撮影、パソコンデータ入力、喫茶サービスを始め20種目程度</p>	○障害者
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 県産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部高齢・障害者業務課</p>	
職親委託制度	<p>生活指導及び技能習得訓練等により、知的障害者の雇用促進と職場定着を高めるため、事業経営者等を職親として登録しています。</p>	○知的障害者
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場</p>	
<b>○自営に関する優遇措置</b>		
たばこ小売販売業の許可	<p>身体障害者が申請する場合は、「距離基準」及び「取扱高基準」が各々2割緩和されます。</p> <p>○日本たばこ産業株式会社愛知支社許可担当に申請してください。</p>	○身体障害者
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 東海財務局理財課</p>	
個人事業税の免除	<p>重度の視覚障害のある方があん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は課税されません。</p>	○視覚障害者
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 県税事務所</p>	
<b>○事業主に対する制度</b>		
障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度	<p>障害者を雇用することに伴う作業施設・設備等の改善、職場環境の整備、又は雇用管理、能力開発等の特別な措置の実施をすることで、障害者の雇用や雇用の継続を図る事業主に対し、その費用の一部が助成金として支給されます。</p> <p>○主な助成金制度は次のとおりです。</p> <p>障害者作業施設設置等助成金          職場適応援助者助成金</p> <p>重度障害者等通勤対策助成金          障害者介助等助成金          等</p>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部高齢・障害者業務課</p>	
雇用助成金制度	<p>障害者の雇用の促進を図るため、障害者を雇用した事業主に対し、助成金が支給されます。</p> <p>○主な助成金制度は次のとおりです。</p> <p>トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース) (国制度)</p> <p>特定求職者雇用開発助成金 (国制度)</p> <p>中小企業応援障害者雇用奨励金 (県制度)</p> <p>障害者の正社員化を図るために、障害者の支援を行った事業主に対し助成金が支給されます。</p> <p>キャリアアップ助成金 [障害者正社員化コース] (国制度)</p>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 愛知労働局あいち雇用助成室、県就業促進課</p>	
障害者の雇用管理等に係る相談・支援	<p>個々の企業に対し、障害者の雇用管理上の課題に対する助言や支援、障害者雇用に関する社員研修への協力等を実施します。相談の費用は無料です。</p> <p>必要に応じて、地域の専門家(障害者雇用管理サポーター)と協力して支援する場合があります(障害者雇用支援人材ネットワーク事業)。</p>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 愛知障害者職業センター</p>	
在宅就業障害者支援制度	<p>在宅就業障害者(自宅等において就業する障害者)に仕事を発注する事業主に対し、障害者雇用納付金制度において特例調整金・特例報奨金を支給します。また、事業主が在宅就業支援団体(厚生労働大臣に申請し登録を受けた法人)を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合も対象となります。</p>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部、高齢・障害者業務課</p>	
優先発注制度(愛知県)	<p>障害者の雇用に努める企業等に対し、県が発注する物品等及び役務の優先的な発注に努めています。</p>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 県障害福祉課、県就業促進課</p>	
税制優遇措置	<p>障害者を雇用する事業主に対しては、所得税、法人税、固定資産税等の税制上の優遇措置が受けられます。</p>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 税務署、市町村(税務担当課、名古屋市については市税事務所)</p>	

## 11 障害のため、選挙の投票所に行けません。

日本国民で18歳以上の方は、選挙権を有します。

投票日当日に障害のため選挙の投票所へ行けない方で施設に入所中の方については、施設によっては、不在者投票ができる場合があります。また、郵便等による不在者投票の制度もあります。

事業	内容	対象者																																																																				
郵便等による不在者投票等	<p><b>【郵便等による不在者投票制度】</b> 市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって市区町村の選挙管理委員会に送付することで投票を行うことができます。 郵便等による不在者投票は、次のような障害のある方（○印に該当する方）または、要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">身体障害者手帳</td> <td>障害名</td> <td colspan="3">障害の程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>両下肢、体幹、移動機能の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>免疫、肝臓の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">戦傷病者手帳</td> <td>障害名</td> <td colspan="4">障害の程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別項症</td> <td>第1項症</td> <td>第2項症</td> <td>第3項症</td> </tr> <tr> <td>両下肢、体幹の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>介護保険の被保険者証</td> <td>要介護状態区分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護5</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便等による不在者投票を行うには、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。</li> <li>市区町村の選挙管理委員会に対する投票用紙など必要書類の請求は、選挙の期日前4日までに行う必要があります。</li> </ul> <p><b>【郵便等による不在者投票における代理記載制度】</b> 郵便等による不在者投票をすることができる方で、かつ、次のような障害のある自ら投票の記載をすることができない方（○印に該当する方）は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">身体障害者手帳</td> <td>障害名</td> <td>障害の程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>上肢、視覚の障害</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">戦傷病者手帳</td> <td>障害名</td> <td colspan="3">障害の程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別項症</td> <td>第1項症</td> <td>第2項症</td> </tr> <tr> <td>上肢、視覚の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>※なお、身体障害者手帳等における障害の程度が上記に該当しない場合であっても、都道府県知事等の証明により制度を活用できる場合があります。</p>	身体障害者手帳	障害名	障害の程度				1級	2級	3級	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○		免疫、肝臓の障害	○	○	○	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度					特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	両下肢、体幹の障害	○	○	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○	介護保険の被保険者証	要介護状態区分		要介護5	身体障害者手帳	障害名	障害の程度		1級	上肢、視覚の障害	○	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				特別項症	第1項症	第2項症	上肢、視覚の障害	○	○	○	○身体障害者 ○戦傷病者 ○要介護者
	身体障害者手帳		障害名	障害の程度																																																																		
				1級	2級	3級																																																																
			両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○																																																																	
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○																																																																	
		免疫、肝臓の障害	○	○	○																																																																	
	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度																																																																			
			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症																																																																
		両下肢、体幹の障害	○	○	○																																																																	
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○																																																																
介護保険の被保険者証	要介護状態区分																																																																					
	要介護5																																																																					
身体障害者手帳	障害名	障害の程度																																																																				
		1級																																																																				
	上肢、視覚の障害	○																																																																				
戦傷病者手帳	障害名	障害の程度																																																																				
		特別項症	第1項症	第2項症																																																																		
	上肢、視覚の障害	○	○	○																																																																		
	<問い合わせ先> 市区町村役場（選挙管理委員会）																																																																					



## 12 税制上の軽減措置はありますか？

障害者に対しては、次のとおり税制上の軽減措置があります。  
また、個人事業税の免除（P43）もあります。

事業	内 容	対象者
所得税の軽減	<p>本人、同一生計配偶者（注）又は扶養親族が障害者である場合に、所得税の課税に際し、所得金額から次の金額が控除されます。 戦傷病者は、定められた障害の程度に応じ、障害者と同様の控除を受けることができます。</p> <p>&lt;障害者控除&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が障害者である場合 270,000 円 （ただし特別障害者（※）である場合は、400,000 円）</li> <li>同一生計配偶者（注）又は扶養親族が障害者である場合 1人につき 270,000 円</li> <li>同一生計配偶者（注）又は扶養親族が特別障害者である場合 1人につき 400,000 円 （ただし、同居特別障害者である場合は、1人につき 750,000 円）</li> </ul> <p>（注）同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が 48 万円以下である者をいいます。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 税務署</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者 ○扶養者</p> <p>※特別障害者 ・身体障害者 1級又は2級 ・精神障害者 1級 ・知的障害者 重度 等の方が該当となります</p>
住民税（県民税、市町村民税）の非課税・軽減	<p>前年分の合計所得金額が 1,350,000 円以下である障害者には、住民税は課税されません。 また、本人、同一生計配偶者（注）又は扶養親族が障害者である場合に、住民税の課税に際し、所得金額から次の金額が控除されます。 戦傷病者は、定められた障害の程度に応じ、障害者と同様の控除を受けることができます。</p> <p>&lt;障害者控除&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が障害者である場合 260,000 円 （ただし特別障害者である場合は、300,000 円）</li> <li>同一生計配偶者（注）又は扶養親族が障害者である場合 1人につき 260,000 円</li> <li>同一生計配偶者（注）又は扶養親族が特別障害者である場合 1人につき 300,000 円 （ただし同居特別障害者である場合は、1人につき 530,000 円）</li> </ul> <p>（注）同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が 48 万円以下である者をいいます。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市町村（税務担当課、名古屋市については市税事務所）</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者 ○扶養者</p>
相続税の軽減	<p>相続等により財産を取得した者が障害者である場合に、相続税の課税に際し、納めるべき相続税額から次の金額が控除されます。 戦傷病者は、定められた障害の程度に応じ、障害者に準じて控除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の場合 85 歳に達するまでの年数×100,000 円</li> <li>特別（重度）障害者の場合 85 歳に達するまでの年数×200,000 円</li> </ul> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 税務署</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者</p>
贈与税の軽減	<p>一定の障害者が取得する特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権は、一定の要件の下に 3,000 万円（特別障害者の場合は 6,000 万円）までを限度として贈与税が課税されません。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 税務署</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者</p>
マル優制度（利子等の非課税制度）	<p>障害者や戦傷病者の方に、利子等の非課税制度が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少額預金の利子所得等の非課税制度</li> <li>少額公債の利子の非課税制度</li> </ol> <p>○限度額は、元本又は額面が 350 万円以下となります。 ○確認書類（手帳、年金証書等及び個人番号カード等）が必要です。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 銀行、信託銀行、証券会社など</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者</p>

事業	内 容	対象者
自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割（軽自動車税種別割）の減免	<p>身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者本人が(1)～(3)に該当する自動車（営業用を除く。）を取得した場合、（軽）自動車税環境性能割及び自動車税種別割（軽自動車税種別割）が減免(*)となる場合があります。</p> <p>* 減免額の上限は、（軽）自動車税環境性能割は取得価額が300万円に相当する税額、自動車税種別割は原則として年税額が4万5千円となります。また、(2)の自動車については、18歳未満の身体障害者と生計を一にする方、又は知的障害者若しくは精神障害者と生計を一にする方が取得する場合があります。</p> <p>&lt;対象となる自動車&gt;</p> <p>(1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者が自ら取得し、運転する自動車</p> <p>(2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者と生計を一にする方が障害者のために運転する自動車</p> <p>(3) 障害者のみで構成される世帯の身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者を常時介護する方が障害者のために運転する自動車</p> <p>次の自動車を取得した方は、（軽）自動車税環境性能割が全額又は一部減免となる場合があります。(4)の自動車で、（軽）自動車税環境性能割が全額減免となる場合については、自動車税種別割も全額減免となります。（軽自動車税種別割については、市町村によって若干異なります。）</p> <p>(4) 身体障害者の利用に供するために改造された自動車 …全額又は一部（改造部分）</p> <p>(5) もっぱら身体障害者が運転するために改造された自動車 …一部（改造部分）</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;</p> <p>○（軽）自動車税環境性能割及び自動車税種別割…県税事務所</p> <p>○軽自動車税種別割 …市町村(税務担当課、名古屋市については金山市税事務所)</p>	<p>○身体障害者</p> <p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者</p> <p>○18歳未満の身体障害者と生計を一にする方</p> <p>○知的障害者又は精神障害者と生計を一にする方</p> <p>○戦傷病者</p> <p>※対象となる障害の範囲については、左記問い合わせ先へ御確認ください。</p> <p>○改造された自動車を取得した方</p>
消費税の非課税取引（介護サービス）	<p>介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス及び施設介護サービス費の支給に係る施設サービス等（利用者の選択による一部のサービスを除く。）が非課税となります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 税務署</p>	<p>○要介護者等</p>
消費税の非課税取引（身体障害者用物品）	<p>身体に障害のある方の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等が非課税となります。</p> <p>&lt;非課税の対象となる身体障害者用物品&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義肢、車いす</li> <li>・視覚障害者安全つえ、義眼、点字器</li> <li>・人工喉頭</li> <li>・その他の物品で身体障害者用物品として指定されたもの（平成3年厚生省告示第130号）</li> </ul> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 税務署</p>	<p>○身体障害者用物品の購入者等</p>

### 13 交通機関や自家用車などについて、優遇制度はありますか？

鉄道や飛行機などの交通機関や、タクシーなどについては、障害の種別や程度により、運賃などが割引になる制度があります。

また、自家用車については、駐車禁止の区域内に駐車することができるようになる制度や、有料道路の料金が割引となる制度があります。

なお、障害者手帳の提示に代えてスマートフォンの障害者手帳アプリ（ミライロID）の提示により割引を受けることが可能な場合があります。詳細は各事業者へお問い合わせください。（下記表中に\*ミライロIDと記載）

#### ■第1種障害者と第2種障害者の区分

JR各社旅客運賃は、障害の種別や程度により、第1種と第2種に区分されます。

（障害者手帳に、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」として区分が記載されています。）

この区分は、他の私鉄各社や航空運賃、有料道路にも適用されます。

種別	区分	対象者
身体障害者	第1種	・視覚障害の1～3級及び4級の一部の方 ・聴覚障害2～3級の方 ・肢体不自由1～3級の方（一部を除く。） ・内部障害1～4級の方（4級の一部を除く。）
	第2種	第1種以外の方
知的障害者	第1種	療育手帳A判定（名古屋市の方については、愛護手帳1～2度、または3度かつ身体障害1～3級）の方
	第2種	第1種以外の方

事業	内 容	対象者
<b>○交通機関</b>		
JR各社旅客運賃等の割引	<p>身体障害者、知的障害者及びその介護者がJR各社の経営する鉄道及び連絡運輸の取扱いをする会社線（第三セクターなど）に乗車する場合に、運賃等が割引されます。*ミライロID</p> <p>○割引率は5割です。</p> <p>&lt;普通乗車券&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種障害者又は第2種障害者が単独で片道の営業キロが100kmを超える乗車をする場合</li> <li>・第1種障害者が介護者とともに乗車する場合</li> </ul> <p>&lt;定期乗車券&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種障害者及び12歳未満の第2種障害者が介護者とともに乗車する場合</li> </ul> <p>&lt;回数乗車券、普通急行券&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種障害者が介護者とともに乗車する場合</li> </ul> <p>&lt;問い合わせ先&gt; JR各社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者</li> <li>○知的障害者</li> <li>○介護者</li> </ul>
JR各社戦傷病者乗車券	<p>戦傷病者がJR各社の経営する鉄道に乗車する場合に、無料（一部有料）扱いとなる戦傷病者乗車券が交付されます。</p> <p>○障害の程度に応じて、引換証の交付枚数が異なります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; JR各社、市区町村役場、県地域福祉課</p>	○戦傷病者
名鉄・近鉄等私鉄運賃の割引	<p>JR各社旅客運賃等の割引制度に準じて、運賃割引の制度があります。</p> <p>*ミライロID</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 私鉄各社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者</li> <li>○知的障害者</li> <li>○介助者</li> </ul>



事業	内 容	対象者
名古屋市営バス・名古屋市営地下鉄・あおなみ線・ゆとりーとライン運賃の割引	<p>障害者及び介護者等、右に掲げる対象者が、名古屋市営バス・名古屋市営地下鉄・あおなみ線・ゆとりーとラインに乗車する場合に、運賃が割引されます。</p> <p>○割引率は5割です。</p> <p>○割引を受けるためには手帳の掲示が必要です。 *ミライロID</p> <p>&lt;普通乗車券&gt;</p> <p>次のいずれかに該当する者に対し割引普通乗車券（割引用マナカ含む）を発売します。</p> <p>①身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、1級から6級までの障害度に該当する者。</p> <p>②養護又は保護を受けている者</p> <p>③療育手帳（愛護手帳）を所持する者</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>⑤①に定める者で介護者を同行しなければ乗車困難な者の介護者及び②、③、④に定める者の付添人</p> <p>⑥戦傷病者手帳の交付を受けている者</p> <p>⑦被爆者健康手帳の交付を受けている者</p> <p>⑧特別支援学校に在学する者</p> <p>&lt;定期乗車券購入&gt;</p> <p>割引普通乗車券を購入できるものに対し、割引通勤定期乗車券・割引学生定期乗車券をマナカ（割引用含む）で発売します。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 名古屋市交通局・名古屋臨海高速鉄道株式会社・名古屋ガイドウェイバス株式会社</p>	<p>○身体障害者及び介護者</p> <p>○養護児童及び付添人</p> <p>○知的障害者及び付添人</p> <p>○精神障害者及び付添人</p> <p>○戦傷病者（名古屋市内在住）</p> <p>○被爆者（名古屋市内在住）</p> <p>○特別支援学校在学者</p>
リコモ運賃の割引	<p>身体障害者、知的障害者及び精神障害者が介護者とともに乗車する場合に、運賃等が割引されます。割引率は5割です。*ミライロID</p> <p>&lt;普通乗車券・回数乗車券&gt;</p> <p>第1種障害者及び精神障害者1級の方が介護者とともに乗車する場合</p> <p>&lt;定期乗車券&gt;</p> <p>第1種障害者、精神障害者1級及び12歳未満の第2種障害者が介護者とともに乗車する場合</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 愛知高速交通株式会社</p>	<p>○身体障害者</p> <p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者</p> <p>○介護者</p>
航空旅客運賃の割引	<p>障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）及びその介護者が定期航空路線の国内線区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引されます。（12歳未満の方は小児運賃の適用となります。）*ミライロID</p> <p>○割引運賃の適用範囲については航空会社により異なりますので、各航空会社へお問い合わせください。</p> <p>○介護者については、障害者と同時に購入してください。</p> <p>戦傷病者手帳の交付を受けており、一定の程度以上の障害がある方が国内線区間を利用する場合に航空旅客運賃が割引されます。</p> <p>○事前に県地域福祉課で戦傷病者手帳へ証明印を受けてください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 各航空会社支店・営業所又は指定代理店</p>	<p>○12歳以上の身体障害者</p> <p>○12歳以上の知的障害者</p> <p>○12歳以上の精神障害者</p> <p>○戦傷病者</p> <p>○介護者</p>
<b>○タクシー</b>		
タクシー運賃の割引	<p>障害者が利用した区間又は時間に対する運賃が1割引となります。</p> <p>○手帳の呈示が必要です。 *ミライロID</p> <p>○対象となる障害者については、各タクシー会社にご確認ください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 各タクシー会社</p>	<p>○身体障害者</p> <p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者</p>
タクシー利用料の補助	<p>障害のある方がタクシー等を利用して、ショートステイを利用したり、通園・通学したりする場合など、地域の実情に応じて運賃などの一部を補助している市町村があります。</p> <p>○実施については、お住まいの市町村役場に確認してください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場</p>	<p>○障害者</p>
<b>○自家用車</b>		
税の減免	自動車取得税及び自動車税が減免となる場合があります。詳しくはp34をご確認ください。	
自動車運転免許取得費の補助	自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に必要な経費の一部を補助します。	○障害者
	○対象者、実施方法は、市町村により異なります。	

事業	内容	対象者
身体障害者のための自動車教習	<p>一部の自動車教習所では、身体障害のある方を対象とした教習を行っています。</p> <p>○県運転免許試験場等で「オートマチック車に限る」の条件のみが付された方は、普通自動車の教習をしている県内の指定自動車教習所であればどこでも教習できます。</p> <p>○運転の条件については、県警察本部運転免許試験場にお問い合わせください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 県警察本部運転免許課・運転免許試験場、各教習所</p>	○身体障害者
自動車改造費の補助	<p>就労等のため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する経費を補助します。</p> <p>○対象者、実施方法は、市町村により異なります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場</p>	○障害者
駐車禁止除外指定車標章	<p>県公安委員会から駐車禁止除外指定車標章（除外対象者使用中）の交付を受け、現に障害者本人が使用中の場合に限り、標章を掲出することにより、道路標識等による駐車禁止又は時間制限駐車区間等の場所に駐車することができます。</p> <p>○除外基準など詳しい内容については、県警ホームページでご確認いただくか、県警察本部交通規制課又は最寄の警察署交通課までお問い合わせください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 県警察本部交通規制課、各所轄警察署交通課</p>	<p>○身体障害者</p> <p>○戦傷病者</p> <p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者</p> <p>○小児慢性特定疾患児（色素性乾皮症）</p>
高齢運転者等専用駐車区間制度	<p>高齢者等が安全、快適に運転できる環境を作るために、日常生活において利用する官公庁、福祉施設、病院等の周辺の道路上に「高齢運転者等専用駐車区間」を設けております。</p> <p>○高齢運転者等専用駐車区間の利用には、本人の申請によって交付される「専用場所駐車標章」が必要です。</p> <p>○専用区間の設置場所、利用方法、標章の申請要領など詳しい内容については、県警ホームページでご確認いただくか、県警察本部交通規制課又は最寄の警察署交通課までお問い合わせください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 県警察本部交通規制課、各所轄警察署交通課</p>	<p>○高齢運転者マークの対象者（70歳以上）</p> <p>○身体障害者マーク・聴覚障害者マークの対象者</p> <p>○妊娠中又は出産後8週間以内の方</p>
有料道路通行料金の割引	<p>身体障害者手帳の交付を受けられている方が自ら自動車を運転する場合、もしくは身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けられている方のうち、第一種の障害をお持ちの方で、その移動のために障害者ご本人が同乗され、介護者が自動車を運転する場合に、有料道路の通行料金が割引となります。</p> <p>ただし、営業用の自動車は対象外となります。</p> <p>○対象道路 道路整備特別措置法に基づく有料道路</p> <p>○割引金額 通常料金の半額（ただし、端数が生じる場合はお支払い額を10円単位で切り上げ）</p> <p>○障害者の方1人につき、車種要件・所有者要件を満たす自動車1台を事前にご登録いただけます。</p> <p>○ETC無線通行（ノンストップ走行）で本割引の適用を希望される場合は、自動車の事前登録及びETC利用申請が必要となります。申請についてはオンラインで行うこともできます。詳細については各道路会社のホームページをご確認ください。</p> <p>○自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、車種要件を満たす自動車が本割引の対象となります。</p> <p>○料金所で係員に料金を支払う場合 料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項等を確認させていただきますので、手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。（タクシーや福祉有償運送車両にご乗車の際も、料金所係員へ手帳をご提示ください。）また、ETCカードでの精算を希望される場合は、その旨を係員にお申し付けください。*ミライロID</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村の福祉担当窓口</p>	○身体障害者 ○知的障害者

■身体障害者のための自動車教習を行っている教習所

教習所名	所在地	電話番号	備考
あいち自動車学校	名古屋市北区	(052)991-2631	オートスピーコン
城北自動車学校	名古屋市北区	(052)916-3333	オートスピーコン
中部日本自動車学校	名古屋市昭和区	(052)832-2366	A P ドライブ
名古屋自動車学校天白校	名古屋市天白区	(052)896-3355	オートスピーコン
ユタカ自動車学校	豊橋市	(0532)45-1131	左アクセルのみ
上地自動車学校	岡崎市	(0564)51-3381	左アクセルのみ
荏安賀自動車学校	一宮市	(0586)45-5577	オートスピーコン
知多自動車学校	半田市	(0569)21-0618	A P ドライブ
名古屋自動車学校春日井校	春日井市	(0568)31-3000	左アクセルのみ
ユタカ豊川自動車学校	豊川市	(0533)85-6411	オートスピーコン
あさひ自動車学校	津島市	(0567)28-5665	左アクセルのみ
トヨタ中央自動車学校	豊田市	(0565)32-0555	A P ドライブ
コアラドライブ安城	安城市	(0566)76-8181	左アクセルのみ
蒲郡自動車学校	蒲郡市	(0533)69-1241	A P ドライブ
津島自動車学校	愛西市	(0567)28-3771	左アクセルのみ

<トピックス 3> 障害者用駐車場について



一般的に使われている車椅子マークは、障害者が容易に利用できる建物・施設であることを示す「障害者のための国際シンボルマーク」で、車椅子使用者に限らず、すべての障害者を対象とするマークです。

施設管理者の判断で、内部障害者や妊産婦等移動に支障がある方も利用できることを、図記号などでわかりやすく案内表示されている駐車スペースもあります（表示例は下のとおり）。これらの表示のある駐車スペースは、移動に支障がある方々のためのスペースですので、一般の方の御利用を控えてください。



（愛知県庁駐車スペース表示例）

## 14 住宅を探しています。

県営住宅などの公営住宅では、家賃の減額や、一般世帯よりも優先して入居できるように当選の倍率を上げるなどの優遇措置がとられています。また、自宅を改修する場合には、給付金が支給される場合があります。

事業	内容	対象者
<b>○公営住宅</b>		
県営住宅家賃の減額	<p>県営住宅に入居されている障害者世帯（単身者を含む。）で、下記の所得月額に該当する方のうち、生活保護（住宅扶助）受給者でない入居者については、家賃が減額されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得月額 52,001円～78,000円</li> <li>・減額率 10%</li> </ul> <p>○上記の減額制度のほか、低所得者に対する減免制度もあります。</p>	<p>○障害者のいる世帯</p> <p>○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1～4級の身体障害者のいる世帯</li> <li>・重度・中度の知的障害者又は精神障害者のいる世帯</li> <li>・第1款症以上の戦傷病者のいる世帯</li> </ul>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
福祉向県営住宅への入居	<p>一般世帯よりも優先して入居できるように、福祉向県営住宅入居制度があります。</p> <p>○募集期間 年3回（第1回 3月～6月、第2回 7月～10月、第3回 11月～2月）</p> <p>○募集方法 先着順（なお、抽選募集においても福祉枠により優遇している住宅もあります。）</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○障害者のいる世帯</p> <p>○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1～4級の身体障害者のいる世帯</li> <li>・重度・中度の知的障害者又は精神障害者のいる世帯</li> <li>・第1款症以上の戦傷病者のいる世帯</li> </ul>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
身体障害者世帯向け特別設計県営住宅への入居	<p>車いす使用の下肢障害者のいる世帯については、車いす使用のために特別設計された身体障害者世帯向け特別設計県営住宅へ入居できます。</p> <p>○募集方法 抽選募集</p> <p>○募集時期 5月、9月、1月</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○身体障害者のいる世帯</p> <p>○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1～4級の身体障害者（下肢障害）のいる世帯</li> <li>・第1款症以上の戦傷病者（下肢障害）のいる世帯</li> </ul>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
単身者向県営住宅への入居	<p>空き家のある県営住宅の中から特定の住宅について、抽選により入居者を募集します。</p> <p>○募集時期 5月、9月、1月</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○障害者</p> <p>○戦傷病者</p>
	<p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1～4級の身体障害者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方</li> <li>・1～3級の精神障害者又は精神障害者と同程度の障害のある知的障害者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方</li> <li>・特別項症から第6項症までと第1款症の戦傷病者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方など</li> </ul>	
	<p>&lt;問い合わせ先&gt; 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	



事業	内 容	対象者
都市再生機構 賃貸住宅の入居における優遇措置	<p>近居促進制度 子育て世帯・高齢者世帯・障がい者世帯（被支援世帯）とその支援世帯が、UR都市機構が指定する対象団地・対象エリア内で近居する場合、家賃が入居から5年間、5%割引となる制度です。</p> <p>&lt;割引対象世帯&gt; 割引対象となるUR賃貸住宅に新たに入居する世帯</p> <p>&lt;割引率・期間&gt; 入居開始可能日から5年を経過した日の属する年度の年度末までの期間、5%割引。</p> <p>※子育て世帯は（収入が基準の範囲内に限る）、割引率が20%適用となる場合があります。20%割引適用の場合、割引期間は入居開始可能日から5年を経過した日の属する月の月末までとなります。</p> <p>※特定住宅（高齢者向け優良賃貸住宅等）のように、対象外の住戸がございます。各種割引制度の併用や対象となる団地及び住戸の詳細に関しましては、下記までお問い合わせください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; UR名古屋営業センター TEL(052)968-3100</p>	<p>○身体障害者のいる世帯</p> <p>○重度の知的障害者のいる世帯</p> <p>○子育て世帯</p> <p>○高齢者世帯</p> <p>○これら世帯を支援する世帯</p>
<b>○自宅</b>		
住宅改修費の 給付 (日常生活用具の給付)	<p>自宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、市町村が居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付しています。</p> <p>○実施については、市区町村役場に確認してください。</p> <p>&lt;対象者&gt; 身体障害者（下肢・体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変）のいる世帯</p> <p>○市町村により異なる場合があります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場</p>	<p>○身体障害者のいる世帯</p>

## 15 車いすや義手などが欲しいのですが、補助制度はありますか？

車いすや義手など、障害者の身体機能を補助する福祉用具の中には、給付又は貸与されるものもあります。また、購入に要する費用の一部が補助されるものもあります。

### ■補装具(器具)とは

器 具 名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・義手、義足、装具、座位保持装置</li> <li>・車いす、電動車いす、レバー駆動型車いす、簡易型電動車いす、歩行器</li> <li>・視覚障害者安全つえ、義眼</li> <li>・補聴器</li> <li>・重度障害者用意思伝達装置</li> <li>・（18歳未満の方のみ）座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### ■日常生活用具(生活用具)とは

用 具 名	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストーマ装具など
居宅生活動作補助用具	居住生活動作等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

※ 市町村により給付品目は異なります。詳しくは市区町村役場までお問い合わせください。

事業	内容	対象者
補装具の交付・修理	<p>身体障害者・難病患者及び戦傷病者（概ね第3款症以上）に対し、身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を交付（修理）しています。</p> <p>○介護保険制度による支給（貸与）となることがあります。</p> <p>○身体障害者、難病患者については、所得に応じて自己負担があります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者…市区町村役場、県福祉相談センター（P.81 参照）</li> <li>○難病患者…市区町村役場</li> <li>○戦傷病者…市区町村役場、県地域福祉課</li> </ul>	<p>○身体障害者</p> <p>○難病患者</p> <p>○戦傷病者</p>
日常生活用具の給付・貸与	<p>重度障害者等に対し、自力での日常生活を送ることができるよう生活用具を給付又は貸与しています。</p> <p>○介護保険制度による支給（貸与）となることがあります。</p> <p>○原則自己負担があります。（市町村により異なります。）</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場</p>	<p>○障害者</p>
軽度・中等度難聴児支援事業	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童の言語の習得やコミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入や修理にかかる費用の一部を助成しています。</p> <p>○一部の市町村に限ります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場</p>	<p>○軽度・中等度難聴児</p>
福祉機器の展示	<p>障害者や介護者のための便利な福祉機器を展示・紹介するとともに、福祉機器に関する相談に応じています。</p> <p>○展示場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なごや福祉用具プラザ</li> <li>名古屋市昭和区御器所通 3-12-1（御器所ステーションビル3階）</li> <li>TEL(052)851-0051</li> </ul> <p>○展示品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション支援機器、自助具、移動支援機器、排泄関連用具、介護ロボットなど約1,000点</li> </ul>	<p>○障害者</p> <p>○介護者</p>
視覚障害者生活用具の販売あっせん	<p>視覚障害者が視覚障害者用ポータブルレコーダーや盲人用時計等の生活用具を購入する場合、低廉価格であっせんしています。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;</p> <p>日本点字図書館、日本視覚障害者団体連合、明生会館（点字図書館）、名古屋ライトハウス情報文化センター</p>	<p>○視覚障害者</p>
自助具給付事業	<p>重度の障害のある方の日常生活動作を補助する自助具を給付する市町村もあります。</p> <p>○一部の市町村に限ります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場</p>	<p>○障害者</p>



## 16 就労継続支援事業所等で作られた製品は、どこで買えますか？

障害者が働く就労継続支援事業所等では、障害のある方々が心を込めて縫製品、陶器、木工、園芸植物、クッキー、パン、日用品などの製品を製作しています。記念品や粗品、日常使いとして是非ご利用ください。ギフト用のラッピングも承っています。(別途箱代等が必要となる場合があります。)

これらの製品は、アンテナショップ「みんなのわ」で常設展示・販売を行っています。また、県内のさまざまな会場で福祉の店“あいセルプくん”即売会も開催しています。お気軽にお立ち寄りください。

また、共同受注窓口である愛知県セルプセンターと愛知障害者就労共同受注販売センターでは、県内の就労継続支援事業所等で作られた製品のカタログ紹介や販売を行っています。就労継続支援事業所等で行う名刺やパンフレットなどの印刷、クリーニング、清掃などの作業もあっせんしていますので、お気軽にお問い合わせください。

### ■ 就労継続支援事業所等で作られた製品の販売所

製品販売店	場所
アンテナショップ 「みんなのわ」	〒462-0810 名古屋市北区山田 2-11-62 大曾根住宅 1 棟 1 階 ソーネおおぞね内 (営業時間 8:00~19:00、火曜定休)
福祉の店“あいセルプくん” 即売会	金山総合駅コンコースで毎月 3 日間程度(不定日)即売会を開催するほか、県内の大型店ショッピングセンターなどで出張販売を行います。 詳しくは、愛知県セルプセンター(下記)にお問い合わせください。
障害者作品即売会「福祉の店」 ※ 年 1 回開催	毎年県内の大型ショッピングセンター等で、障害のある方が製作した作品の販売会を開催しています。 詳しくは、県障害福祉課又は愛知県セルプセンター(下記)へお問い合わせください。

### ■ 共同受注窓口

法人名	住所	電話番号	FAX番号
一般社団法人 愛知県セルプセンター	〒454-0826 名古屋市市中川区小本本町 1-71	052-304-7890	052-304-7813
一般社団法人 愛知障害者就労共同受注販売センター (「みんなのわ」)	〒462-0810 名古屋市北区山田 2-11-62 大曾根住宅 1 棟 1 階 ソーネおおぞね内	052-910-1001	052-910-0018

## 17 障害者向けの公共施設はありますか？

障害のある方を対象にした施設は、障害者更生センターの他、障害の区分に応じた施設があります。

また、一般の公立施設（美術館などの有料施設）の中には、障害者手帳や指定難病の特定医療費受給者証の提示などにより入場料等が無料又は減額となる場合があります。

なお、障害者手帳の提示に代えてスマートフォンの障害者手帳アプリ（ミライロID）の提示により割引を受けることが可能な場合があります。詳細は各施設へお問い合わせください。（下記表中\*ミライロIDと記載）

施設名	掲載ページ	内 容	対象者
勤労身体障害者体育施設	89	勤労身体障害者のスポーツやレクリエーションの場として、体育館等が利用できます。	○勤労身体障害者
障害者スポーツセンター	89	県内在住の障害者とその家族、介護者に無料で、プール、体育館等のスポーツ施設を提供しています。	○障害者
身体障害者総合福祉センター	89	身体に障害のある方の研修や宿泊等のために利用できます。	○身体障害者
おもちゃ図書館	89	遊びを見つける場として、ボランティアによるおもちゃ図書館が設けられています。	○障害者
点字図書館	90	視覚障害のある方に点字図書、録音テープを無料で閲覧、貸し出しをしています。	○視覚障害者
聴覚障害者情報提供施設	90	聴覚障害のある方に字幕・手話入りDVDを無料で閲覧、貸し出しをしています。	○聴覚障害者

### <愛知県の主な公の施設のうち料金減免を実施している施設>

※障害者手帳所持者とは、身体障害者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者をあらわします。

施設の名称	所在地・電話番号	減免対象	減免対象となる料金等	減免の内容
愛知県図書館	名古屋市中区三の丸1-9-3 TEL(052)212-2323	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・その同乗者	駐車場使用料	全額免除
愛知県美術館	名古屋市東区東桜1-13-2 TEL(052)971-5511	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・第一種身体障害者、第一種知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級の者、特定医療費受給者（指定難病）の付添者1名	コレクション展観覧料	全額免除
			企画展観覧料	1/2免除
愛知県陶磁美術館 ※2023年6月19日から2025年3月31日まで改修工事のため休館	瀬戸市南山口町234 TEL(0561)84-7474	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・第一種身体障害者、第一種知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級、特定医療費受給者（指定難病）の者の付添者1名	常設展、テーマ展観覧料	全額免除
			特別展、企画展観覧料	1/2免除
あいち朝日遺跡ミュージアム	清須市朝日貝塚1 TEL(052)409-1467	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・第一種身体障害者、第一種知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級の者、特定医療費受給者証所持者の付添者1名	観覧料	全額免除
愛知県児童総合センター	長久手市茨ヶ廻間乙1533-1 愛・地球博記念公園内 TEL(0561)63-1110	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・第一種身体障害者、第一種知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級の者の付添者1名	入場料	全額免除
愛知こどもの国	西尾市東幡豆町南越田3 TEL(0563)62-4151	・障害者手帳所持者 *ミライロID	ランドトレイン	全額免除
愛知勤労身体障害者体育館	稲沢市祖父江町祖父江寺西14-5 TEL(0587)97-6630	・勤労身体障害者（身体障害者手帳所持者）	運動施設使用料	全額免除
愛知県森林公園（公園施設）	尾張旭市大字新居5182-1 公園施設TEL(0561)53-1551 運動施設TEL(0561)53-1552	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者	植物園利用料金(障害者と付添者1名) 野球施設・庭球施設・弓道施設の利用料金(利用者の半数以上が障害者の場合のみ)	全額免除
ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場	尾張旭市大字新居5182-1 TEL(0561)53-3993	・障害者手帳所持者	ゴルフ施設使用料	減額
熱田神宮公園	名古屋市熱田区旗屋1-10-45 TEL(052)681-5204	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	テニスコート・球技場・野球場使用料(利用者の半数以上が障害者の場合のみ)	全額免除
小幡緑地	名古屋市守山区大字牛牧字中山1632-1 TEL(052)791-9492	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	テニスコート・球技場・野球場使用料(利用者の半数以上が障害者の場合のみ) トレーニング施設使用料(障害者と付添者1名)	全額免除

施設の名称	所在地・電話番号	減免対象	減免対象となる料金等	減免の内容
大高緑地	名古屋市緑区大高町字高山1-1 TEL(052)622-2281	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	ゴーカート使用料(付添人は障害者と同乗するときに限る) テニスコート・野球場・バーベキュー炉使用料(利用者の半数以上が障害者の場合のみ) ベビーゴルフ使用料(障害者と付添人1名)	全額免除
	TEL(052)693-8798	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・被爆者手帳所持者 ・戦傷者手帳所持者	ディノアドベンチャー名古屋(障害者のみ)	100円引き
新城総合公園	新城市浅谷字ヒヨイタ40 TEL(0536)25-1144	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	陸上競技場(個人)・弓道場(個人)使用料(障害者と付添人1名) テニスコート・野球場・競技場・陸上競技場(団体)・弓道場(団体)使用料(利用者の半数以上が障害者の場合のみ)	全額免除
木曾川祖父江緑地 ＜サリオパーク祖父江＞	稲沢市祖父江町祖父江鍋島132 TEL(0587)97-4255	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	水泳場(障害者と付添人1名) テニスコート使用料(利用者の半数以上が障害者の場合のみ)	全額免除
尾張広域緑道 ＜フレッシュパーク＞	小牧市大字本庄字南浦1020 TEL(0568)78-1110	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	体育室(個人)・トレーニング施設・体育館(個人)・遊戯用自転車使用料(障害者と付添人1名) 体育室(団体)・体育館(団体)使用料(利用者の半数以上が障害者の場合のみ)	全額免除
あいち健康の森公園	大府市森岡町9丁目300 TEL(0562)47-9222	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	ベビーゴルフ使用料(障害者と付添人1名) テニスコート・体育館・球技場・会議室使用料(利用者の半数以上が障害者の場合のみ)	全額免除
愛・地球博記念公園 ＜モリコロパーク＞	長久手市茨ケ廻間乙1533-1 TEL(0561)64-1130	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	アイススケート場、体育館使用料(個人の場合は障害者と付添人1名、団体の場合は利用者の半数以上が障害者の場合のみ) 多目的球技場、多目的広場、野球場、庭球場、フットサル場、茶室、体験学習室 多目的室、多目的スタジオ使用料(利用者の半数以上が障害者の場合のみ) 猫の城遊具、サイクリング用自転車使用料(障害者と付添人1名) 駐車場使用料(普通車1日1回1台) ただし、スケート利用時に靴料300円必要	全額免除
	TEL(0561)64-1204	・障害者手帳所持者 ・被爆者手帳所持者 ・戦傷者手帳所持者 ・付添者	大観覧車(障害者と付添人1名)	1/2免除
	TEL(0570)089-154	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・被爆者手帳所持者 ・戦傷者手帳所持者 ・付添者	ジブリパーク(ジブリの大倉庫、青春の丘、どんどこ森、もののけの里)の入場料(障害者と付添人1名)	1/2免除
あいち航空ミュージアム	西春日井郡豊山町大字豊場(県営名古屋空港内) TEL(0568)39-0283	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・第一種身体障害者、第一種知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級の者及び指定難病の特定医療費受給者証所持者の付添者1名	入館料	全額免除
愛知県武道館	名古屋市港区九池町1-1-4 TEL(052)654-8541	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	第2～第6競技場施設使用料(個人利用:障害者及び介護者1名 団体利用:利用者の半数以上が障害者の場合)	全額免除
いちい信金スポーツセンター	一宮市千秋町佐野字向農756 TEL(0586)77-0500	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	水泳施設・陸上競技施設使用料(個人利用:障害者及び介護者1名)、野球施設・蹴球施設・庭球施設・ゲートボール施設・競技場(多目的グラウンド)・水泳施設使用料(専用利用)、陸上競技施設使用料(一般利用団体)(専用利用、一般利用団体:利用者の半数以上が障害者の場合)	全額免除
愛知県口論義運動公園 ※長寿命化改修工事につき、一部施設利用不可	日進市北新町西口論義323-8 TEL(0561)73-8959	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	水泳施設使用料(個人利用:障害者及び介護者1名)、水泳施設・屋外施設(野球場、蹴球場、庭球場)使用料(団体利用:利用者の半数以上が障害者の場合)	全額免除
愛知県総合射撃場	豊田市宇連野町ウネ畑12-95 TEL(0565)90-3971	・障害者手帳所持者 *ミライロID ・指定難病の特定医療費受給者証所持者 ・付添者	第1～第3射撃場施設使用料(個人利用:障害者及び介護者1名)、第4射撃場施設入場料(個人利用)、第1～第3射撃場施設使用料・第4射撃場施設入場料(専用利用:利用者の半数以上が障害者の場合)	全額免除

## 18 その他に、福祉サービスはありますか？

障害の内容によっては、電話や郵便など、通信に関する助成制度があります。

また、障害の内容に応じた福祉サービスもあります。

事業	内 容	対象者
<b>ONHK受信料</b>		
NHK受信料の免除	NHKへ免除申請書を提出した月から受信料が免除されます。免除申請書は、市区町村役場にあります。 ○市町村長、福祉事務所長等の証明が必要です。 ○障害者手帳、戦傷病者手帳の呈示及び住民票（世帯全員分）、市町村民税非課税証明書（世帯全員分）等必要な挙証資料の提出により、NHKの窓口で申請することもできます。	○障害者 ○戦傷病者
	<対象者> ○全額免除 ・身体障害者、知的障害者、精神障害者のいる世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯 ○半額免除 ・世帯主かつ受信契約者が視覚・聴覚障害者の世帯 ・世帯主かつ受信契約者が重度の身体障害者（1～2級）の世帯 ・世帯主かつ受信契約者が重度の知的障害者の世帯 ・世帯主かつ受信契約者が重度の精神障害者（1級）の世帯 ・世帯主かつ受信契約者が重度の戦傷病者（特別項症～第1款症）の世帯	
	<問い合わせ先> ○免除証明・・・市区町村役場、県障害福祉課、県地域福祉課 ○料金関係・・・日本放送協会（NHK） 9:00～18:00（土日祝も受付） TEL(0570)077-077	
<b>○電話</b>		
施設設置負担金の分割払い ※NTT西日本に加入の場合	障害のある方が新規に電話を引くときにかかる施設設置負担金を分割払い（1年以内かつ12回以内）にすることができます。 <対象者>各種障害者（心身障害、身体障害、公害病認定者等）	○障害者 ○戦傷病者 ※詳しくは、電話会社までお問い合わせください。
	<問い合わせ先> 西日本電信電話株式会社（NTT西日本） TEL 116 ※携帯・PHSからは、0800-2000116（通話料無料） 9:00～17:00（年末年始を除く） ※FAX（0120）201-390（フリーダイヤル） 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）	
電話番号案内の無料扱い （ふれあい案内）	電話帳により電話番号を探すことが困難な方の電話番号案内料金を無料とします。（ご利用前に郵便による登録手続きが必要です。） <対象者> ・身体障害者手帳所有者（視覚障害1～6級、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級） ・療育（愛護）手帳所有者 ・精神保健福祉手帳所有者 ・戦傷病者手帳所有者（視力障害：特別項症～第6項症、上肢障害：特別項症～第2項症）	
携帯電話料金の割引	基本使用料等が割引となる場合があります。 ○手帳の呈示等が必要です。 ○実施については、各携帯電話会社にご確認ください。 <問い合わせ先> 各携帯電話会社	○障害者

○郵便		
<p>※ 問い合わせは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○最寄りの郵便局</li> <li>○日本郵便株式会社お客様サービス相談センター</li> </ul> <p>※固定電話から TEL (0120) 23-28-86 (フリーダイヤル) ※携帯から TEL (0570) 046-666 (通話料有料)</p> <p>平日/8:00~21:00 土・日・休日/9:00~21:00</p>		
郵便料金の免除及び軽減	<p>(1) 次に掲げる郵便物で開封とするものは、無料となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字のみを掲げたものを内容とするもの「点字郵便物」</li> <li>・盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社の指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの「特定録音物等郵便物」</li> </ul> <p>(2) 次に掲げる郵便物で内容品の見本が提示されているか又は内容品が容易に認定できる包装のものは、一般料金より安い料金となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館法に規定する図書館と重度の身体障がい者又は知的障がいの程度が重い障がい者との間で図書閲覧のために発受するゆうメール（重量 3 kg を超えないもの）で、「図書館用ゆうメール」と記載したもの</li> <li>・点字のみを掲げたものを内容とするゆうパック（重量 30 kg を超えないもの）で「点字ゆうパック」と記載したもの</li> <li>・聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社の指定するものに限る）と聴覚障がい者との間に発受するビデオテープその他の録画物（重量 30 kg を超えないもの）で「聴覚障がい者用ゆうパック」と記載したもの</li> </ul>	○指定された施設及び身体障害者
青い鳥郵便葉書の無償配付	<p>次の方法で申込みをされた重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者に通常郵便葉書を無償配付しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事前にお問い合わせください。</li> <li>○配付枚数 1人につき 20枚まで</li> <li>○配付葉書 通常葉書（「くぼみ入り」「無地」「インクジェット紙」「胡蝶蘭無地」「胡蝶蘭インクジェット」を選択）</li> <li>○申込受付期間 例年 4月1日～5月31日</li> <li>○配付期間 例年 4月中旬以降</li> <li>○申込方法 申込書に必要事項を記入し、最寄りの郵便局に手帳を提示して申し出てください。</li> <li>○郵送による申込もできます。</li> </ul>	○重度の身体障がい者（身体障害者手帳に「1級」又は「2級」の表記がある方） ○重度の知的障がい者（療育手帳に「A」又は「1度」もしくは「2度」の表記がある方）
心身障害者用低料第三種郵便物	<p>第三種郵便物の承認を受けた定期刊行物のうち、心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行するものは、一般の第三種郵便物よりも安い料金で利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あらかじめ差し出そうとする郵便局の承認を受けておく必要があります。ただし、発行人が定期刊行物提出局へ差し出す場合は、事前承認は不要です。</li> <li>○郵便物には、差出人として発行人の資格及び氏名の記載が必要です。</li> </ul>	○心身障害者団体等
○ICT サポート		
ICTサポートセンターの運営	<p>パソコン周辺機器やソフトの利用方法を始め、パソコンの使い方に関する講習、機器の選定・トラブルに関する相談及びパソコンボランティアの派遣等を行っています。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○肢体、視覚、聴覚障害者向け 名古屋市総合リハビリテーション事業団 なごや福祉用具プラザ TEL (052) 851-0051 FAX (052) 851-0056</li> <li>○肢体障害者向け A J U 自立の家 わだちコンピュータハウス TEL (052) 841-9888 FAX (052) 841-3788</li> <li>○視覚障害者向け 名古屋ライトハウス 情報文化センター TEL (052) 654-4521 FAX (052) 654-4481</li> <li>○聴覚障害者向け 名身連聴覚言語障害者情報文化センター TEL (052) 413-5885 FAX (052) 413-5853 あいち聴覚障害者センター TEL (052) 228-6660 FAX (052) 221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp</li> </ul>	○身体障害者



事業	内 容	対象者
<b>○障害者レクリエーション、スポーツ</b>		
レクリエーション事業の実施	身体障害者を対象に、ハイキング大会を実施しています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知県身体障害者福祉団体連合会 TEL(052)228-8505 FAX(052)228-8506	○身体障害者
スポーツの振興	障害者を対象に、グランドソフトボール・車いすバスケットボール・ボッチャ等のスポーツ大会を開催するとともに、スポーツ教室等を開催しています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター TEL(052)212-5523 FAX(052)212-5522	○身体障害者 ○知的障害者
パラアスリートの発掘・育成	国際大会等で活躍できる未来のパラアスリートを発掘し、競技団体等と連携して育成する。 ＜問い合わせ先＞ あいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部事務局 (県競技・施設課内) TEL(052)954-7472 FAX(052)951-1005	○身体障害者 ○知的障害者
スポーツ大会の実施	次のスポーツ大会を開催しています。 ○愛知県障害者スポーツ大会（県大会の開催） ○全国障害者スポーツ大会（選手の派遣） ○精神障害者スポーツ大会（県大会の開催） ＜問い合わせ先＞ 県競技・施設課、愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター（精神障害者スポーツ大会を除く。） TEL(052)212-5523 FAX(052)212-5522	○障害者
障害者スポーツ参加促進事業の実施	スポーツ活動の経験がない障害者などを対象に、講演会や実技指導を実施しています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター TEL(052)212-5523 FAX(052)212-5522	○障害者
障害者芸術活動参加促進事業の実施	障害のある方から公募した作品の展示等を行う「あいちアール・ブリュット展」などを開催しています。また、講師が障害者支援施設等を訪問し、利用者とアート活動を行う出前講座を開催しています。 ＜問い合わせ先＞ 県障害福祉課	○障害者
<b>○重度身体障害者の方へ</b>		
ガイドヘルパーネットワーク事業の実施	重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者が都道府県間を移動する際に、移動先の都道府県の「ガイドセンター」と連携してガイドヘルパーに関する情報及び関連施設の情報を提供しています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知県身体障害者福祉団体連合会 TEL(052)228-8505 FAX(052)228-8506	○重度身体障害者
<b>○身体障害者の方へ</b>		
介助犬の貸与	肢体不自由者を対象に、日本介助犬協会の実施する合同訓練を受け、介助犬を飼育できる方に無償で介助犬を貸与しています。 ＜問い合わせ先＞ 日本介助犬協会 TEL(0561)64-1277 介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～	○肢体不自由者
<b>○ストーマ装具装着者の方へ</b>		
オストメイト社会適応訓練の実施	ストーマ装具の装着者に、装具の使用についての正しい知識を習得してもらうとともに、各種相談に応じています。 ＜問い合わせ先＞ 日本オストミー協会 愛知県支部 TEL 090-2172-0713	身体障害者（ストーマ装具装着者）



事業	内 容	対象者
<b>○視覚障害者の方へ</b>		
盲導犬の貸与 及び飼料費の 助成	視覚障害者を対象に、中部盲導犬協会の実施する共同訓練を受け、盲導犬を飼育できる方に無償で盲導犬を貸与しています。 また、貸与を受けた方に飼料費を助成しています。 ■飼料費の助成については、所得制限があります。  <問い合わせ先> 中部盲導犬協会 TEL(052)661-3111	○視覚障害者
点字広報あい ち・声の広報 あいちの発行	視覚障害のある方を対象に点字やカセットテープ・CDと音声コードで、県政や暮らしの情報、点字図書等の新刊案内などを提供しています（「広報あいち」とは別内容）。 「点字広報あいち」（奇数月 25 日発行）は、視覚障害のある方の自宅などに送付し、「声の広報あいち」（偶数月 1 日発行）は、声の図書を扱う公共図書館などで貸し出しています。「点字広報あいち」の音声コード版は、市区町村窓口（福祉担当課室）などで貸し出すとともに、希望される方の自宅に送付します。  <問い合わせ先> 県広報広聴課 点字図書館明生会館 TEL(0532)52-2614	○視覚障害者
広報あいち音 声コード版の 発行	広報あいち（毎月第 1 日曜の中日、朝日、読売、毎日新聞に掲載）の音声コード版を県関係機関及び市区町村窓口（福祉担当課室）などにおいて新聞掲載の翌週の月曜日から設置するとともに、希望される方の自宅に送付します。  <問い合わせ先> 県広報広聴課	○視覚障害者
県政ガイドあ いち音声コー ド版の発行	県政ガイドあいち（毎年 1 回 7 月頃発行）の音声コード版を希望される方の自宅に送付します。  <問い合わせ先> 県広報広聴課	○視覚障害者
ラジオ放送	ラジオの広報番組により、県の施策や行事などを紹介しています。 ・「あいち県政リポート」 CBCラジオ・毎月第 2・4 土曜 11:32～11:36 ・「こんにちは愛知県です」 東海ラジオ・毎月第 1・3 木曜 10:35～10:38 ・「A I C H I S A T U R D A Y T O P I C S」 FM A I C H I ・毎月第 1・3 土曜 7:30～7:33 ・「A I C H I S U N D A Y T I P S」 Z I P - F M ・毎月第 1・3 日曜 7:23～7:26  <問い合わせ先> 県広報広聴課	○視覚障害者
点字による即 時情報ネット ワーク	中央点字情報センターから入力される新聞雑誌等の情報を点字紙にし、県点字図書館（明生会館）で視覚障害の方に閲覧・配布します。  <問い合わせ先> 愛知県盲人福祉連合会 TEL(0532)53-5855 FAX(0532)39-5877	○視覚障害者
視覚障害者社 会生活教室の 開催	視覚障害者に、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等を行えるよう社会生活教室を開催します。  <問い合わせ先> 愛知県盲人福祉連合会 TEL(0532)53-5855 FAX(0532)39-5877	○視覚障害者
<b>○盲ろう者の方へ</b>		
盲ろう者向け 通訳・介助員 の派遣	視覚障害と聴覚障害の重複により、他者とのコミュニケーションや外出が困難な重度の盲ろう者に、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣して、日常生活上必要な居宅における通訳又は外出時の通訳及び移動介助を行います。  <問い合わせ先> あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○盲ろう者

事業	内 容	対象者
<b>○聴覚障害者・音声機能障害者の方へ</b>		
聴導犬の貸与	聴覚障害者を対象に、聴導犬普及協会の実施する合同訓練を受け、聴導犬を飼育できる方に無償で聴導犬を貸与しています。 ＜問い合わせ先＞ (福) 日本聴導犬協会 TEL(0265)85-4615 FAX(0265)85-5088	○聴覚障害者
県広報番組の手話通訳	次の県広報番組には、手話通訳を付けています。 ・村上佳菜子の週刊愛ちっち（東海テレビ） 毎週木曜 21:54～22:00（再放送：毎週日曜 5:12～5:15） ・あいちインターネット情報局「県政レポート」「愛知のあゆみ」 ( <a href="https://www.doga.pref.aichi.jp/">https://www.doga.pref.aichi.jp/</a> ) ＜問い合わせ先＞ 県広報広聴課	○聴覚障害者
県広報番組の字幕放送	次の県広報番組には、字幕放送を付けています。 ・「村上佳菜子の週刊愛ちっち」（東海テレビ） 毎週木曜 21:54～22:00（再放送：毎週日曜 5:12～5:15） ・「まるまる◎あいち」（名古屋テレビ） 毎週土曜 17:58～18:00（再放送：毎週火曜 1:58～2:00） ＜問い合わせ先＞ 県広報広聴課	○聴覚障害者
手話通訳者の派遣	聴覚障害者、音声機能障害者又は言語機能障害者で、主として手話を会話の手段としている方が社会生活上必要不可欠な外出をする場合などに、手話通訳者を派遣しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○聴覚障害者 ○音声機能障害者 ○言語機能障害者
要約筆記者の派遣	聴覚障害者、音声機能障害者又は言語機能障害者で、主として要約筆記を会話の手段としている方が社会生活上必要不可欠な外出をする場合などに、要約筆記者を派遣しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○聴覚障害者 ○音声機能障害者 ○言語機能障害者
中途失聴者リハビリテーション講座の開催	中途失聴者、難聴者やその家族を対象に社会参加に必要な情報や知識を学ぶ学習会を実施しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○中途失聴者 ○難聴者
中途失聴者トータルコミュニケーション講座の開催	中途失聴者、難聴者やその家族を対象にコミュニケーション方法を学ぶ学習会を実施しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○中途失聴者 ○難聴者
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	失語症者と診断され身体障害者手帳の交付を受けた方の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの支援を行う意思疎通支援者を派遣しています。 ＜問い合わせ先＞ 一般社団法人愛知県言語聴覚士会 メール shitugo-ishisotu@as1ht.jp 県障害福祉課 FAX(052)954-6920	○音声機能障害者 ○言語機能障害者
字幕入り映像ライブラリー（貸出）	字幕又は手話を挿入したDVD等を貸し出しています。 ＜問い合わせ先＞ あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	○聴覚障害者 ○聴覚障害者団体

事業	内 容	対象者
<b>○聴覚障害者・音声機能障害者の方へ(つづき)</b>		
音声機能障害者の発声訓練	傷病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対して、発声訓練を行います。	○音声機能障害者
	<問い合わせ先> 愛友会 TEL(052)772-2044 FAX(052)772-2044 名古屋市身体障害者福祉連合会 TEL(052)682-0878 FAX(052)671-3124 名身連聴覚言語障害者情報文化センター TEL(052)413-5885 FAX(052)413-5853	
<b>○精神障害者の方へ</b>		
家族教室	心の病を持つ人の家族のために、家族同士の交流を図り、「病気について」、「利用できる福祉制度について」などの勉強会を行います。	○精神障害者
	<問い合わせ先> 保健所	
精神保健福祉 自助グループ	自助グループ(セルフヘルプグループ)という、指導者は特になく、当事者同士で援助し合い、自由に様々な活動を行っているグループです。	○精神障害者
	<問い合わせ先> 精神障害者のための団体等	
<b>○自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等</b>		
重度後遺障害者に介護料を支給	自動車事故により、脳・脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害が残り、常時または随時の介護を必要とする方に介護料が支給されます。支給金額は障害の程度に応じて月額で支給します。	○重度後遺障害者
	○常時要介護の方(自賠法施行令による「介護を要する後遺障害等級別表第一第1級」の認定を受けている方等、ただし、平成14年3月以前の事故の場合は「後遺障害等級1級3号又は4号」の認定を受けている方) 支給額 72,990 円～211,530 円  ○随時要介護の方(自賠責保険等による「介護を要する後遺障害等級別表第一第2級」の認定を受けている方、ただし、平成14年3月以前の事故の場合は「後遺障害等級2級3号又は4号」の認定を受けている方) 支給額 36,500 円～83,480 円	
	<問い合わせ先> 独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所 TEL(052)218-3017	
交通遺児等の育成資金の貸付	自動車事故で保護者が亡くなったり、重度後遺障害が残った場合に、その家庭のお子さん(義務教育終了前)を対象に無利子で育成資金が借りられます。	
	《貸付額》 一時金 155,000 円 月額 10,000 円又は20,000 円 入学支度金 44,000 円 《返還方法》 中学卒業後、6ヶ月又は1年据え置いて20年以内の分賦返済。 ただし、高校・大学等への進学者は、在学期間中は返済が猶予されます。	
	<問い合わせ先> 独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所 TEL(052)218-3017	

各種開催状況は地域により異なりますので、事前に問い合わせ先にご確認ください。

## <トピックス4>

### 身体障害者補助犬に関するお知らせ

身体障害者補助犬とは、目や耳や手足の不自由な方の生活のお手伝いをする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。からだの不自由な方々が補助犬と一緒に当たりまえに暮らせる社会づくりのため、皆様の理解と協力をお願いします。

#### ◎ 身体障害者補助犬の種類

##### ▪ 盲導犬

視覚障害のある方が歩行する際に付き添って目的地まで安全に誘導する犬

##### ▪ 介助犬

肢体不自由の方のため、物の拾い上げや運搬、着脱衣の補助、体位の変換、起立や歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急時の救助要請などを行う犬

##### ▪ 聴導犬

聴覚障害のある方のため、ブザー音、電話の呼出音、呼び声、危険を意味する音などを聞き分けて、必要な情報を伝えたり、必要に応じて音源への誘導を行う犬

#### ◎ 身体障害者補助犬に係る相談窓口を開設しています。

身体障害者又は施設等の管理者は、身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する相談を、県(障害福祉課)に申出することができます。

なお、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市に在住の身体障害者及び所在する施設等の管理者は、それぞれの市に申し出てください。

#### ◎ 身体障害者補助犬は無償貸与されます。

身体障害者補助犬の貸与は無償ですが、飼料費や予防接種代など飼育にかかる経費は貸与を受けた方の負担となります。

##### ▪ 盲導犬

社会福祉法人中部盲導犬協会にお問い合わせください。所得等に応じて飼料費の助成が受けられる場合があります。

TEL(052)661-3111

##### ▪ 介助犬

社会福祉法人日本介助犬協会の介助犬総合訓練センターにお問い合わせください。

TEL(0561)64-1277

##### ▪ 聴導犬

社会福祉法人日本聴導犬協会にお問い合わせください。

TEL(0265)85-4615 FAX(0265)85-5088

#### 介助犬・聴導犬相談窓口

名古屋市総合リハビリテーションセンター総合相談部 相談課

TEL(052)835-4005 (ダイヤルイン) FAX(052)838-9105

## <トピックス5>

### カラーユニバーサルデザインについて

現代社会において、色は重要な情報伝達手段となっています。印刷・塗装・コンピュータ技術の発展により、従来は白黒表示だったものが、急速にカラー化されています。

しかし、色を使うことによって分かりやすくしたつもりが、かえって一部の人には情報が伝わらないことがあります。色は誰にでも同じように見えているわけではありません。

カラーユニバーサルデザインとは、そうした多様な色覚を持つ様々な人に配慮して、なるべく全ての人に利用しやすい製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方です。

#### 1 カラーユニバーサルデザインの3つのポイント

##### (1) できるだけ多くの人に見分けやすい配色を選ぶ

- ・ 色の濃淡・明暗の差（コントラスト）をつけ、背景色と文字色の組み合わせに注意する。

##### (2) 色が見分けにくい人にも情報が伝わるようにする

- ・ 色の違いを分かりやすくするため、文字や線を太くする。
- ・ 地図やグラフなど、塗りつぶす面積が広い場合は、斜線やドットなどのハッチング（模様）をつける。

##### (3) 色の名前を用いたコミュニケーションを可能にする

- ・ 申請書など、色の名前を用いてやりとりする可能性があるものは、余白に色の名前を記載する。

#### 2 カラーユニバーサルデザインのチェック方法

##### (1) 「色覚シミュレーションソフト」の活用

色覚障害のある人の色の見え方に近い色に疑似変換（シュミレーション）することができます。

##### (2) 「色弱模擬フィルタ」の活用

色覚障害のある人の視点を疑似体験することができます。



(眼鏡型フィルタ)



(ルーペ型フィルタ)

なお、色使いに加え、文字の形や大きさ、行間の広さなどにまで配慮する考え方を、より広義なものとしてメディア・ユニバーサルデザインといいます。

※メディア・ユニバーサルデザインとは

高齢者、障害者、色覚障害者、外国人などにも見やすく、伝わりやすくするための配慮手法

# 発達障害について

発達障害のある人は、生まれつきものごとの感じ方やとらえ方がユニークなため、とても得意なことがあるのに、ちょっとしたことがすごく苦手…というかたよりがあるなど、誤解されやすく、とても困っています。

しかし、周りの方達のあたたかい理解と支えがあれば、ユニークさや、かたよりも個性として、ともに元気に生きていくことができる人たちです。

- 偏見や誤解により、傷ついている本人やご家族の方もいます。
- 発達障害は、性格や親のしつけなどに原因があるものではありません。
- 発達障害は子どもにも大人にもある障害です。

## 自閉症

人とかかわりやコミュニケーション、興味の持ち方に、かたよりやつまずきがあります。  
(自ら心を閉ざしているというような、心の病ではありません。)

### たとえば…

言葉の発達が遅れたり、コミュニケーションがとりにくかったりします。

### 対応の例

短い言葉、絵、写真、文字、実物、身ぶりなどを使うと伝わりやすいです。

### そのほかにも…

○突然の予定変更や変化が苦手なので、あらかじめ伝えてあげるとわかりやすくなります。

## アスペルガー症候群

相手の表情から気持ちを察することや、場にあった行動や会話が苦手で、こだわったり興味の対象が限られたりすることがあります。

### たとえば…

見たままを言ってしまう。

### 対応の例

相手がどう思うかなど、周囲の状況を理解することが苦手なため、頭に浮かんだことを口にしてしまいがちです。

悪気のないことを理解してあげてください。

### そのほかにも…

- 電車など興味のあることに詳しく、話が長くなることがあります。
- 時間や回数を決めて聞いてあげてください。

## 注意欠陥／多動性障害 (AD / HD)

注意や衝動をコントロールすることやじっとしていることなどが苦手ですが、それもエネルギッシュな行動力、ユニークな創造力などの長所として生かすこともできます。

### たとえば…

注意がそれやすい。

### 対応の例

刺激の少ない席の方が集中しやすいです。

動いても良い時間があると、落ち着きやすいです。

### そのほかにも…

- しかるよりも穏やかに話した方が伝わりやすいです。
- 絵や文字などで目に見せた方が伝わりやすいです。
- やることのリストのあった方が忘れにくいです。
- よく動く子は、しかるよりも、そっと体の動きを止めてあげた方が落ち着くことがあります。



## 学習障害（LD）

ほかのことはできるのに、文字の読み書きや計算などが、とても苦手です。

### たとえば・・・

漢字が苦手。

### 対応の例

形の記憶が苦手な場合、絵描き歌のように音の手がかりがあると、覚えやすいことがあります。

【例】 『時』の場合

ひ（日）かいてど（土）すん（寸）

### そのほかにも・・・

- 短時間でも集中できたことをほめてあげてください。
- 教材を拡大したり、文字を大きくしてみてください。文字間隔を広げたり、UDフォントを使うのも有効です。
- ワープロや電卓、録音機なども利用してください。

## ★発達障害について もっとよく知るためのホームページ

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| 発達障害情報・支援センター                 | <a href="http://www.rehab.go.jp/ddis/">http://www.rehab.go.jp/ddis/</a>                         |
| (国立障害者リハビリテーションセンターが運営しています。) |   |
| 日本自閉症協会                       | <a href="http://www.autism.or.jp/">http://www.autism.or.jp/</a>                                 |
| 特定非営利活動法人愛知県自閉症協会・つぼみの会       | <a href="http://tubomi-aichi-autism.la.coocan.jp/">http://tubomi-aichi-autism.la.coocan.jp/</a> |
| 特定非営利活動法人アスペ・エルデの会            | <a href="http://www.as-japan.jp/">http://www.as-japan.jp/</a>                                   |
| 特定非営利活動法人えじそんくらぶ              | <a href="https://www.e-club.jp/">https://www.e-club.jp/</a>                                     |
| あいちLD親の会 かたつむり                | <a href="http://katatumuri-aichi.org/index.html">http://katatumuri-aichi.org/index.html</a>     |

### 発達障害についてのお問い合わせ ご相談は「あいち発達障害者支援センター」へ

- 電話相談 (0568)88-0849 (受付時間：10時～12時、13時～16時)
- 来所相談(要予約) (0568)88-0811 内線 8108・8109
- メール相談(随時) [asca@pref.aichi.lg.jp](mailto:asca@pref.aichi.lg.jp) 件名は「メール相談」で！
- FAX相談(随時) (0568)88-0964
- Web ページ <https://www.pref.aichi.jp/site/asca/>

### ※名古屋市にお住まいの方は、名古屋市発達障害者支援センターへお尋ねください

名古屋市発達障害者支援センター リンクス名古屋

- TEL (052)757-6140
- FAX (052)757-6141
- Web ページ <https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-5-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

**毎年4月2日は国連の定めた世界自閉症啓発デー、**

**4月2日から8日までは発達障害啓発週間です。**

# ご存知ですか？ 高次脳機能障害

交通事故で意識不明になったり、脳の病気になった方  
身体が回復した後も、次のような症状で悩んでいませんか？

## 高次脳機能障害の主な症状

【記憶障害】 すぐに忘れるようになった。昔のことは覚えていても、新しい出来事を覚えるのが苦手になった

【注意障害】 不注意が多くなった。急ぐとミスが増えたり、同時に複数のことに注意するのが苦手になった

【遂行機能障害】 関連づけて考えること、段取りや効率的な計画を立てて物事を進めるのが苦手になった

【社会的行動障害】

- ・ 意欲・発動性の低下＝1日中部屋にいるなど、自発的な行動が乏しくなった
- ・ 感情コントロールの障害＝多少のことでイライラしたり、突然興奮したりするようになった
- ・ 欲求コントロールの障害＝金づかいが荒くなるなど、欲しいと思うとガマンすることができなくなった
- ・ 対人関係の障害＝相手の気持ちになって、考えることが苦手になった
- ・ 依存的行動＝すぐに親に頼る、子供っぽくなったなど。発動性の低下をきたしていることも多い
- ・ 固執＝自己主張が強くなった、ささいなことにこだわるようになった

(参照:厚労省障害保健福祉部、国立障害者リハビリテーションセンター刊「高次脳機能障害者支援の手引き」)

## 高次脳機能障害とは

脳外傷や脳血管障害などの病気により脳にダメージを受けることで生じる認知障害や行動障害などの症状を、「高次脳機能障害」と呼びます。

<脳外傷> 事故で脳にダメージを受けた場合



脳は高性能でデリケートな部品でできたコンピュータにたとえられます。脳は外側を固い頭蓋骨に覆われていますが、交通事故などで頭を強く打ち、脳を強く「ゆさぶられる」ことによって、中の部品のケーブルが切れてしまい、コンピュータの機能が十分に働かなくなってしまうことがあります。これが脳外傷です。

## 原因となる主な疾患

- ・ 脳外傷
- ・ 脳血管障害  
(くも膜下出血などの脳出血、脳梗塞)
- ・ 低酸素脳症
- ・ 脳炎
- ・ 脳腫瘍など

## 知っておきましょう

### ●障害者手帳について

「高次脳機能障害」と診断されれば、「器質性精神障害」として精神障害者手帳の申請ができます。就労する時、身体、知的、精神のいずれかの障害者手帳をもっていれば障害者雇用の対象となります。

### ●介護保険について

脳血管疾患が原因の40歳以上の高次脳機能障害の方は、特定疾患のため介護保険の申請ができます。

### ●障害年金について

条件を満たしていれば、高次脳機能障害は<精神の障害用>の診断書によって障害年金の申請対象となります。

## 高次脳機能障害によってどのような困りごとが生じますか？

高次脳機能障害は

- 外見では障害があることが分かりにくい、本人も自覚することが難しいため、“見えない障害”と言われることがあります。
- 毎日の生活ではそれほど問題がなくても、仕事では判断や対人関係などの能力が必要となるため、仕事に就いてもミスやトラブルを生じ、仕事が続かないなど、社会生活に支障が出ることもあります。

## どのような支援がありますか？

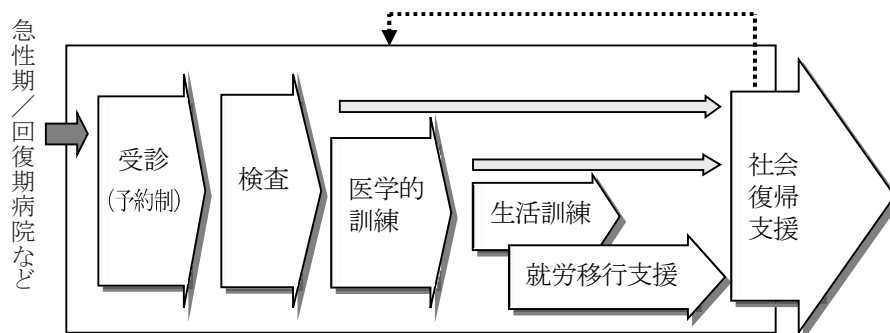
- 適切な時期に専門的な訓練を受け、高次脳機能障害による問題点やそれに対する効果的な対応方法を具体的に知ることが大切です。
- 訓練は医学的な訓練だけでなく、“見えない障害”と言われるだけに、社会生活や職業生活などを試せるような訓練で自分の状態を知り、さらに社会で支障なくやっていくための支援を受けることが大切です。

<脳外傷のとらえ方>

情報ネットワークの障害と言われ、関連づけて考えるのが苦手になったり、自分に都合のいい解釈が多い人もみられます。

- \* 家族や支援者は、接し方や対応方法のポイントを知ることが大切です。不適切な対応は本人を混乱させる恐れがあります。

◇名古屋市総合リハビリセンターの訓練・支援の流れ(支援の例)



## 高次脳機能障害診断基準(要点)

行政的に、次にあてはまる障害を「高次脳機能障害」と呼びます。

### I. 主要症状

- ・ 脳損傷の原因となる事故や病気の事実がある(中途障害である)。
- ・ 日常生活・社会生活の支障となる原因が、高次脳機能障害である。

### II. 検査所見

- ・ MRI、CT、脳波などで脳の器質的病変の存在が確認できる、あるいは診断書でその存在が確認できる。

### III. 除外項目

- ・ 受傷または発症前からの症状や検査所見がある者、および先天性疾患、周産期の脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除く。

### IV. 診断

- ・ 上記の条件をすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する(診断は急性期を脱した後に行う)。

## 高次脳機能障害者の支援拠点機関

団体名	郵便番号	住所	連絡先
なごや高次脳機能障害支援センター (名古屋市総合リハビリテーションセンター内) <a href="https://www.nagoya-rehab.or.jp/dysfunction/index.html">https://www.nagoya-rehab.or.jp/dysfunction/index.html</a>	467-8622	名古屋市瑞穂区弥富町字 密柑山1-2	TEL (052)835-3814 FAX (052)838-9105
高次脳機能障害愛知県東部支援センター笑い太鼓 (運営：NPO法人高次脳機能障害者支援笑い太鼓) <a href="https://www.waraidaiko.org">https://www.waraidaiko.org</a>	441-8013	豊橋市花田一番町72 東和西駅前マンション101	TEL (0532)34-6098 FAX (0532)34-6099

## 高次脳機能障害者の家族会・関係施設

所在地	団体名	郵便番号	住所	連絡先
名古屋	愛知高次脳機能障害協議会	460-0021	名古屋市中区平和2-3-10 仙田ビル	TEL (070)2233-6422 FAX (052)253-6422
	NPO法人高次脳機能障害友の会みずほ <a href="http://www.npo-mizuho.com/">http://www.npo-mizuho.com/</a>	460-0021	名古屋市中区平和2-3-10 仙田ビル	TEL (052)253-6422 FAX (052)253-6422
	ワークハウスみかんやま (運営：NPO法人高次脳機能障害友の会みずほ) <a href="http://www.npo-mizuho.com/groups/mikanyama">http://www.npo-mizuho.com/groups/mikanyama</a>			TEL (052)332-7517 FAX (052)332-7517
	一般社団法人みらい <a href="https://koujinou-mirai.jimdofree.com/">https://koujinou-mirai.jimdofree.com/</a>	454-0906	名古屋市中川区開平町1-35	TEL (052)352-0677 FAX (052)352-0677
	高次脳機能障害者サポートセンター笑い太鼓 (運営：NPO法人高次脳機能障害者支援笑い太鼓) 名古屋市デイサービス型地域活動支援事業 <a href="https://www.waraidaiko.org/nagoyal">https://www.waraidaiko.org/nagoyal</a>	461-0022	名古屋市東区東大曾根町 25-2	TEL (052)981-3033 FAX (052)981-3033
	高次脳機能障害相談支援センター笑い太鼓名古屋 (運営：NPO法人高次脳機能障害者支援笑い太鼓) 指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 <a href="https://www.waraidaiko.org/nagoya2">https://www.waraidaiko.org/nagoya2</a>			TEL (052)508-8745 FAX (052)981-3033
尾張	高次脳機能障害を考える「サークル・フレンズ」 <a href="http://www.gc-net.jp/cfriends/">http://www.gc-net.jp/cfriends/</a>	489-0987	瀬戸市西山町1-60-20	TEL (0561)82-1498 FAX (0561)82-1498
東三河	高次脳機能障害者支援センター (運営：NPO法人高次脳機能障害者支援笑い太鼓) 多機能型事業 <a href="https://www.waraidaiko.org/toyohashi">https://www.waraidaiko.org/toyohashi</a>	440-0047	豊橋市東田仲の町57	TEL (0532)63-6644 FAX (0532)66-3330
	高次脳機能障害相談支援センター (運営：NPO法人高次脳機能障害者支援笑い太鼓) 指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 <a href="https://www.waraidaiko.org/toyohashi2">https://www.waraidaiko.org/toyohashi2</a>	440-0042	豊橋市栄町144-4	TEL (0532)39-3011 FAX (0532)39-3008

# 自殺予防について



愛知県では、毎年1,000名以上の方が自ら命を絶たれています。また、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の変化により、全国的に自殺者が増加し、本県も2020年より3年連続増加しております。

悩みを抱えたときや悩んでいる人に気づいたときには、1人で悩まずに相談することが大切です。

本県では、自殺対策推進計画において基本理念を掲げ、自殺対策を実施しております。

## 「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」

### <自殺に対する基本認識>

#### ◆ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死

- ・ 自殺は個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際には様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれていった末の死であるといえます。
- ・ 自殺者の多くは、自殺の直前に抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、正常な判断ができない状態となっていることが明らかになっています。

#### ◆ 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的問題

- ・ 様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備等社会的な取組により、解決が可能です。
- また、健康問題や家族問題等の要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

#### ◆ 自殺を考えている人はサインを発していることが多い

- ・ 自殺を考えている人は、不眠、原因不明の体調不良など、自殺の危険を示す何らかのサインを発していることが多いと言われています。普段から県民一人ひとりが、自ら心の不調や身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなげるなど適切に対処できるようにすることが必要です。

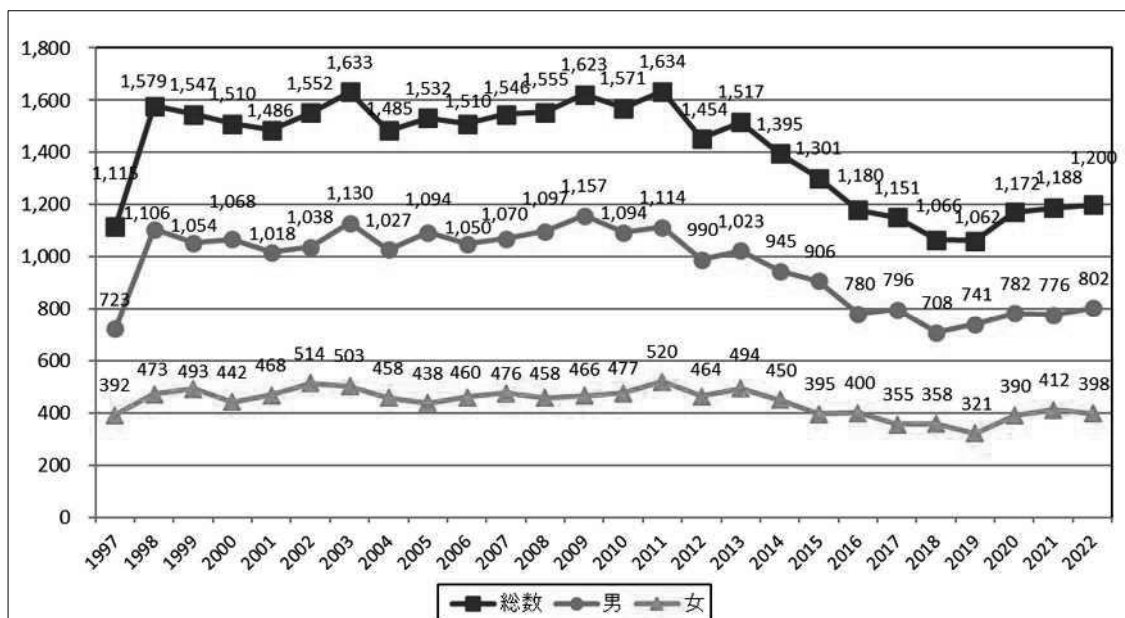
愛知県では、自殺総合対策サイト（下記URL参照）を開設し、各種相談窓口・愛知県自殺対策推進計画等、紙面の都合上紹介できなかった情報提供を行っていますので、福祉ガイドブックとあわせてご利用ください。

なお、各種相談窓口については、本紙94～101ページでも掲載しています。

自殺総合対策サイト：

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/jisatsusogotaisaku.html>

◆ 愛知県の自殺者数の推移(1997年～2022年)







## 「ひきこもり状態」に悩んだら・・・

「ひきこもり」とは、厚生労働省の定義によれば、「様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしている場合を含む）」とされています。

ひきこもりは、「甘え」や「怠け」ではありません。ひきこもっている御本人自身も、苦しんでいます。

私たちは、誰かと話したり、どこかへ遊びに行ったりすることで、うまくストレスを発散しています。それでも、ストレスが大きすぎて自分の力ではどうにもできなくなったときに、もうこれ以上疲れないようにするため、外からの刺激を遮断することがあります。外界との接触を制限することでいわば殻に閉じこもり、自分を守ろうとしているといえます。この状態を外からみると、いわゆる「ひきこもり」になります。

では、ひきこもりの原因となったストレスを突き詰めて解消すればよいのかというと、必ずしもそうではありません。なぜなら原因はわからないことが多く、思い当たることがあってもいくつかの要因が絡み合っていたり、決定的な原因かどうかはわからないことが多いからです。そして、「これだ」という原因が思い当たったとしても、過去にさかのぼって取り除くことは困難です。また、ひきこもる背景に精神疾患等がある場合もあります。大切なのは、これからどのようにしていくことができるかです。

ここでは、御本人ができそうな工夫、御家族の対応のヒントを載せてあります。御本人や御家族が少しでも不安を和らげ、楽になるための手がかりになればと思います。

### Ⅰ 御本人へ

ひきこもる毎日は、あなたにとって、つらく、なぜこうなってしまったのだろうとか、何とかしなくてはいかぬ、自分はだめな人間だとか、いろいろと悩むことがあるかもしれません。

このページを読もうと思ってくださったあなたは、現在の状況を変えていきたいと願っているのではないのでしょうか。もし、できそうなことが1つでも見つかったら、勇気を出して、行動に移してみませんか。

### **(1) 自分に対する考え方を改めてみましょう。**

「自分はだめな人」「何もできない人」などと自分を否定したり、責めたりしていませんか？過去に傷ついた経験があると、よけいに否定的な気持ちを持ちやすくなります。あなたの回復を妨げるような否定的な考えにとらわれすぎず、今の生活の中でよかったことを見つけたり、これからどうしていくかを考えることも、とても大切なことです。例えば、「今夜は面白そうなテレビがある。」「あの漫画の続きが読みたい。」そう考えるだけでも、少し前向きなあなたがいるのです。1日の中で「悩んでいたことを少しの間忘れることができた」「ちょっと気が軽くなった」という感覚を見つけてみませんか。

### **(2) 自分なりの生活リズムを見つけてみましょう。**

ひきこもっていると、生活リズムに乱れが生じてくることがあります。こころが沈みがちな時には、身体のリズムも崩れやすいものです。

昼間は、ひきこもっている自分とまわりとを比べてつらくなってしまい、夜の方が少しは楽に過ごせることがあります。また、人間の体内時計は25時間程度の周期だといわれており、時間を気にしない生活を続けていると昼夜逆転になりやすいものです。あなたが昼夜逆転の生活で落ち着いて過ごせるのであれば、無理して直そうとする必要はないでしょう。でも、皆が寝静まった夜の時間に一人で考え事をして、孤独や不安が起こってくることもあります。

身体のリズムが戻ってくると、こころの元気も戻りやすくなります。もしあなたが、朝型の生活に戻したいと思ったら、食事の回数、寝る時間を一定にするなど、自分なりのパターンをつくってみるとよいかもしれません。また、朝日を浴びることで体のリズムが変化するので、目覚まし時計をかけたり、カーテンを少し開けて朝になると部屋が明るくなるようにすることも役立つかもしれません。少しずつリズムを取り戻していけるとよいでしょう。

### **(3) いらいらを抑えきれないときは、一歩引き下がってみましょう。**

自分でもどうしようもないもどかしさや、いらだちを感じて、家族にぶつけてしまうことはありませんか。言葉だけでなく、身体的な暴力が起こってしまうこともあるかもしれません。暴力はエスカレートしやすく、自分も相手も傷つき、よけいに関係がこじれてしまいます。こうした行動をやめたいと思えたなら、それはあなたが自分の本当の気持ちに気づくことができたサインです。あなたの目的は相手を傷つけることではないはずです。

もし、あなたが暴力をふるいそうになったら、一旦その場から立ち去ってみましょう。その場を立ち去ることは、決して逃げるのではなく、勇気ある撤退といえます。家族にその場を離れてもらうこともよい方法です。家族に暴力を向けなかった自分を褒めてあげてください。そして、少し落ち着いてから自分の気持ちを言葉で伝えたり、うまく伝えられない場合は手紙に書いたりするのもよいでしょう。

#### **(4) 第三者の力も利用してみましょう。**

はじめはストレスを避けるためであったひきこもりも、しだいに神経の疲れが溜まり、落ち着かない、気力がわからない、どんどんマイナス思考になってしまうなどの状態に陥ることがあります。こうしたとき、自分自身で解決しようとしなくて、精神科や心療内科に相談し、カウンセリングや薬の助けを借りることもできます。また、保健所や精神保健福祉センターでは、ひきこもりの相談窓口を設けています。第三者に相談することで、アドバイスが得られたり、話すことで気持ちが楽になることもあります。あなたの状況に応じて様々な相談方法があり、どれが合うのかは人によって違います。利用できるものは試してみようというつもりで、気軽に相談してみてもいいのではないでしょうか。

#### **(5) 自分自身を受け入れてあげましょう。**

ひきこもったことは、決して恥ずかしいことではありません。何らかの理由で周囲の環境に適応できなくなった時にひきこもるということは、誰にも起こりうることです。もし、あなたが、自分を責めたり否定してしまっているとすれば、それは自分自身を受け入れることができていないのかもしれない。

生まれてから今まで、さまざまなあなたらしさを育んできたことと思います。一見短所にみえることでも、見方を変えると自分を守るものであったり、長所や個性と思われることがあります。例えば、人見知りは「遠慮深い」、すぐに悩むことは「思慮深い」と捉えることで、ずいぶん感じが変わってきます。

長所も短所も含めて、かけがえのない自分です。まずはあなた自身が、あなたらしさを受け入れてあげてください。そして、大切にしてください。

## **2 御家族の方へ**

子どもがひきこもってしまったら…。

御家族にとっては、なぜなのか分からず、ずいぶん悩まれてきたことと思います。けれど、過去に原因を探したり、御自分を責めたりしても解決にはつながりません。ひきこもりは何か一つの原因によるものではなく、さまざまな要因が複雑に絡み合って生じてくるものです。子育てにおいて問題と思われる事柄は、どの家庭でもいくつかは見つかります。ひきこもりの問題が起こる家庭に、何か特別な理由があるわけではないのです。ひきこもりは、どの家庭にも起こりうる問題であり、それ故に社会問題となっているのです。

過去の「犯人捜し」にエネルギーを費やすよりも、これからどうしたらよいかという「未来のこと」に意識を向けましょう。ひきこもっている御本人にとって、多くの場合、身近にいる御家族だけが、関わったり話したりする唯一の存在であり、御家族の役割はとても大切なものとなります。

### **(1) 安心できる雰囲気作りを心がけましょう。**

ひきこもりは、御家族からみて「甘え」や「怠け」にみえることがあるかもしれません。しかし、御本人は、ひきこもっていることで苦しみ、家族から見捨てられるのではと不安や悩みを抱えていることが多いのです。御家族の何気ない一言で、御本人は責められているように感じたり、逆に過剰な愛情や励ましが、御本人へのプレッシャーとなり、かえって状況を悪化させることがあります。

焦って干渉したり、何かをさせようとはせず、まずは御本人のつらさや苦しさを心にとめ、適度な距離をとって、御本人も御家族もリラックスして過ごせる環境をつくっていきましょう。

### **(2) 家族自身が生活を楽しみましょう。**

ひきこもりの問題は、御本人だけでなく御家族にも大きな影響を与えます。御本人のことで頭がいっぱいになってしまうと、心も体も疲れ果て、気持ちの面でも生活の面でも社会から孤立しがちになります。そのような状態で御本人を支えることは、とても大変です。家庭内で神経を使いすぎ、緊張が強い状態では、御本人も御家族もストレスを感じることでしょう。

御本人がリラックスできる環境をつくるためには、御家族それぞれが自分の生活を楽しみ、ゆとりをもつことが大切です。御本人が苦しんでいるのに、自分だけ楽しむのは気がひけるという方もいるかもしれません。しかし、御家族が疲労困ぱいし、社会から孤立しがちになると、家庭内が行き詰まってしまいます。まずは、御家族自身が積極的に外へ出て、日々の生活を楽しまれてはいかがでしょうか。家庭内の緊張が和らぐことで、解決の糸口につながるかもしれません。

### **(3) 家族だけで抱え込まずに、相談窓口を上手に利用しましょう。**

ひきこもりの問題では、御家族が強いストレスを感じて、精神的に不安定になったり、気分が落ち込んだりすることがよくあります。また、世間の目を気にして隠そうとしたり、誰にも相談せずに解決しようとする中で、御家族だけで困難を抱え込んでしまいがちです。その結果、かえって家族が社会から孤立したり、これまでどおりの生活をしづらくなったり、ひきこもりを長引かせてしまうことが多くあります。

御家族自身が楽になるために、他の人や専門家に相談することも大切です。「本人が行かないのに、家族だけ相談に行っても・・・」とためらう方もいるかもしれませんが、自分だけで心配ごとを抱え込む負担は大変なものです。疲れきってしまうと、よい考えが浮かばず、身動きがとれなくなってしまうます。

誰かに話すことでこころが軽くなったり、少し違った見方ができるようになるかもしれません。また、相談することでアドバイスが得られたり、勇気づけられたりすることもあります。まずは気軽に相談に行ってみてはいかがでしょうか。保健所や精神保健福祉センターにはひきこもりの相談窓口があります。ぜひ御利用ください。

### ひきこもり相談窓口（名古屋市を除く愛知県内にお住まいの方）

#### ① ひきこもりに関する専門的な相談窓口（愛知県精神保健福祉センター）

★ひきこもり相談専用電話 （052）962－3088

受付時間：月～金（年末年始・祝日を除く）9:00～12:00、13:00～16:30

★ひきこもりEメール相談

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/soudan-mail.html>

愛知県精神保健福祉センターのホームページから入ることができます。

★面接相談 予約制です。相談希望の方は、まず、上記へお電話ください。

#### ② ひきこもりに関する身近な相談窓口

P81の県内各保健所に、まずは、お電話でご相談ください。

※名古屋市にお住まいの方は、名古屋市ひきこもり地域支援センターへお尋ねください。

（P95参照）

■ひきこもりの方・家族の支援団体

地域	団体名	郵便番号	所在地	電話番号
名古屋	一般財団法人まちの縁側クニハウス&まちの学び舎ハルハウス	464-0073	名古屋市千種区高見 1-8-23	(052) 761-5234
	NPO 法人 ICDS なごや若者サポートステーション	462-0845	名古屋市北区柳原 3-6-8 ユースクエア 1F	(052) 700-2396
	NPO 法人オレンジの会	453-0016	名古屋市中村区竹橋町 4-3 3F	(052) 459-5116
	NPO 法人ころとまなびどっとこむ	453-0015	名古屋市中村区椿町 12-7	(052) 452-1136
	ユ一・キャン東海	453-0812	名古屋市中村区西米野町 1-10	(090) 2779-7304
	NPO 法人コアカウンセリング支援協会	466-0033	名古屋市昭和区台町 1-2-1 レスポアールコアビル 1 階	(052) 872-0287
	まなび場	467-0032	名古屋市瑞穂区弥富町字紅葉園 36-1	(052) 835-6266
	NPO 法人なでしこの会 フレンドシップなでしこ (FSN)	467-0825	名古屋市瑞穂区柳ヶ枝 1-22-7	(052) 882-1119
	NPO 法人まちかどサポートセンター	455-0036	名古屋市港区浜 1-3-16 (藤田ビル中 2 階) (地域活動支援センターかもめくらぶ)	(052) 661-0390
	一般社団法人日本福祉協議機構自立支援寮ハーフウェイハウス	468-0047	名古屋市天白区井の森町 232-1 アイコービル 5 階 (本部)	(052) 715-9666
	ありのまま (ひきこもりの親の会)	468-0015	名古屋市天白区原 1-301 原ターミナルビル 3F 天白区在宅サービスセンター	(090) 3150-6319 (052) 804-3369
	めいとう児童デイサービス ソレイユ	465-0081	名古屋市名東区高間町 33 ANSIX BLD1 階	(052) 709-2727
	総合学習塾ソーシャルスクールつなぐ (NPO 法人ファンタジスタ)	452-0822	名古屋市西区中小田井 5-17 ごっつおやホール	(052) 502-6177
	相談室けいこふゆひこ	458-0820	名古屋市緑区境松 2-341 ヤマサマンション 302	(090) 6619-5470
	低空飛行 n e t	454-0869	名古屋市中川区荒子 1-141-1 (地域活動支援センターはぼたん) ※連絡先等はブログをご確認ください	ブログ : <a href="http://lowflight.ldblog.jp">http://lowflight.ldblog.jp</a>
	一般社団法人 若者支援事業団	456-0062	名古屋市熱田区大宝 3-12-13	(090) 7047-9477
尾張	NPO 法人なでしこの会 一宮居場所	—	開催場所は右記フレンドシップなでしこにお問い合わせください	(052) 882-1119 (フレンドシップなでしこ)
	「一宮若者支援ネット」 & 「こもりあん」	491-0847	一宮市大和町宮地花池字中道 9-16 (一宮市社会福祉協議会「大和事務所」内)	(090) 7616-1377 (090) 7867-4018 (0586) 24-6616
	いちのみや若者サポートステーション	491-0858	一宮市栄 3-1-2 (i ビル 6 階一宮市ビジネス支援センター内)	(0586) 55-9286
	一般社団法人若者応援ルームきよす (旧名 カウンセリングルーム 9B)	452-0047	清須市西枇杷島町東笹子原 57	(090) 9900-1627
	一般社団法人共生会 リーベ	496-0866	津島市大和町 1-49-2	(0567) 23-7301
	あま教育福祉支援ネットワーク	496-0801	津島市藤浪町 3-89-10 (北小学校区コミュニティハウス)	—
	海部津島地域精神保健福祉ボランティアグループ風車の会	496-0004	津島市蛭間町喜多神 1268-1	(0567) 28-7990
	一般社団法人つくし学園	496-0072	津島市南新開町 1-286 (津島キャンパス)	(0567) 27-4433 (090) 8865-4938
	一般社団法人あいち福祉振興会 (あま事務所)	497-0034	海部郡蟹江町本町 11-5	(052) 684-5888
	一般社団法人仕事ノアル暮らし	489-0819	瀬戸市西本町 2-6 プラザビル 2 階	(0561) 76-7171

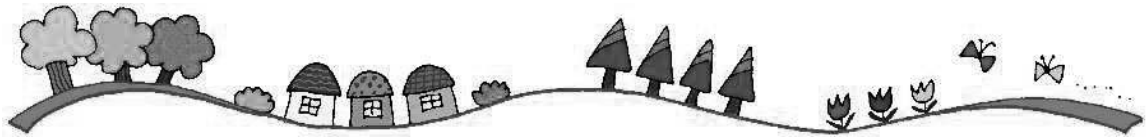


地域	団体名	郵便番号	所在地	電話番号
尾張	N-ジョイ（社会福祉法人長久手市社会福祉協議会）	480-1102	長久手市前熊下田 171 長久手市福祉の家1階「N-ジョイ」	(0561)62-4700
	春日井若者サポートステーション	486-0825	春日井市中央通 1-88 駅前第3共同ビル4階	(0568)37-1583
	NPO 法人一服亭かちがわ	486-0928	春日井市妙慶町 121	(0568)29-7094
	春日井市不登校友達の輪	486-0818	春日井市東野町西 1-14-7	(0568)40-0207 (070)6414-5736
	不登校から学ぶ「ニュータウン親の会」・春日井	487-0013	高蔵寺ふれあいセンター2階	(090)2925-9678
	一般社団法人 C&C	483-8044	江南市宮後町砂場東 26	(0587)96-9696
	NPO 法人まなぶみ まなぶみ学園	484-0073	犬山市天神町 1-17 しろひがし住宅1号棟105号室	(050)1165-3096
	精神保健福祉ボランティア「すばる」	470-0136	日進市竹の山 4-301	(0561)72-0853
知多	豊明市ひきこもり相談窓口はばたき	470-1195	豊明市新田町子持松 1-1 豊明市社会福祉課内	(0562)85-3951
	NPO 法人 子どもたちの生きる力をのばすネットワーク	475-0817	半田市東洋町 1-8 アイブラザ半田 109, 110 号	(080)1622-5717
	ちた地域若者サポートステーション (NPO 法人 ICDS)	475-0857	半田市広小路町 155-3 クラシティ3階	(0569)89-7947
	一般社団法人あいち福祉振興会 (半田事業所)	475-0887	半田市御幸町 20	(0569)22-9248
	集いの場「ひまわり」「和」	479-0852	常滑市神明町 3-61 アンサンブルしんめい内 常滑市社会福祉協議会とこなめ障がい者相談支援センター	(0569)43-0833
	わたげの会	479-0852	常滑市神明町 3-35 常滑市社会福祉協議会(わたげの会事務局)	(0569)43-0660
	非営利任意団体 ちたハンターズ	479-0821	常滑市瀬木町 2-80	(090)8732-1515
	社会福祉法人 東海市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 オレンジの会 東海市ひきこもり支援センターほっとプラザ	477-0034	東海市養父町北反田 41 まなぶん横須賀2階	(0562)33-7321 (0562)33-7330
	一般社団法人 N.O.W. -Noble Obligations Worldwide-	—	大府市 (以下非公開)	メール : nowinchubu@gmail.com
	エスコートおおぶ *大府市ひきこもりサポート事業	474-0037	大府市半月町 3-293	(0562)85-7910
	知多市社会福祉協議会	478-0047	知多市緑町 32-6 知多市福祉活動センター内	(0562)39-3060
	若者応援隊「まなざし」	478-0047	知多市緑町 32-6 (知多市社会福祉協議会事務局)	(0562)39-3060
	トゥモローネット(不登校生・ひきこもりの方の明日を考える会)	478-0035	知多市大草字東屋敷 53	(0569)43-0557
	一般社団法人 サポートネット ゆっか	478-0054	知多市つつじが丘 4-29-5	(0562)85-7236 (予約受付)
	武豊町社会福祉協議会	470-2392	知多郡武豊町字長尾山 2	(0569)73-3104
武豊町不登校・ひきこもりがちな方とその家族を支援する会「朴の会」	470-2301	知多郡武豊町壺町田 184-75	(090)5608-8385	
東浦町社会福祉協議会	470-2103	知多郡東浦町大字石浜字岐路 23-1 東浦町福祉センター内	(0562)84-3741	

地域	団体名	郵便番号	所在地	電話番号
西 三 河	ぽかぽかかい	444-0943	岡崎市矢作町金谷 10-1	(090)3833-6234
	(株) Passo a Passo (創造空間 Passo a Passo)	444-0051	岡崎市本町通 1-17	(0564)73-1577
	ひきこもりを考える会 ゲートキーパー「おじぎ草」	444-3514	岡崎市羽栗町阿折欠 17-9	(090)9176-9583
	NPO 法人コネクトスポット	444-0038	岡崎市伝馬町 2-49	(0564)73-6388
	豊田大地の会	471-0034	豊田市小坂本町 1-25	(0565)21-0177
	豊田市若者サポートステーション	471-0034	豊田市小坂本町 1-25 豊田産業文化センター 1 階	(0565)33-1533
	NPO 法人育て上げネット中部虹の会	446-0061	安城市新田町池田上 1 安城市青少年の家内	(090)5002-5229
	NPO 法人リネーブル・若者セーフティネット	446-0072	安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2 階北側	(0566)93-1733
	川の会	446-0026	安城市安城町社口堂 126-2	(090)9898-0410
	安城市青少年愛護センター (若者総合相談窓口)	446-0061	安城市新田町池田上 1	(0566)76-3432
	NPO 法人 ふらっとほーむ	446-0076	安城市美園町 1-17-4 2・3 階	(090)3567-0686 (0566)22-0681
	知立若者サポートステーション	472-0036	知立市堀切 3-1-2 杉原ビル 2 階 2-B	(0566)70-7771
	不登校・ひきこもりの方と共に歩む こんぱす	447-0869	碧南市山神町 8-35 へきなん福祉センターあいくる内	(090)7315-0162 (090)8471-1557
	西尾市子ども若者総合相談センター 「コンパス」	445-0864	西尾市錦城町 162-14 北棟 3F	(0563)65-5200
	一般社団法人みよしはたらく協議会 「Ciel bleu (シエルブルー)」	470-0224	みよし市三好町陣取山 39-1 障がい者 等サポートセンター内	(0561)78-3611
東 三 河	NPO 法人 いまから	441-8036	豊橋市東橋良町 25-1	(0532)75-8351
	NPO 法人たすけあい三河	440-0823	豊橋市南瓦町 14-1 WAC ビル	(0532)52-4315
	愛知東精神保健福祉市民の会 (A-JAN)	440-0823	豊橋市南瓦町 14-1 WAC ビル	(0532)52-4315
	Clubhouse WANATH	440-0047	豊橋市東田仲ノ町 39	(0532)52-4315
	とよはし若者サポートステーション	441-8087	豊橋市牟呂町字東里 26 豊橋市青少 年センター内 研修棟 1F	(0532)48-7808
	一般社団法人 パーソナルラボ東三河 支所	440-0892	豊橋市新本町 133-2 (1F)	(0532)75-8978
	NPO 法人てら	440-0892	豊橋市新本町 76-1	(0532)82-0457
	ひまわりの会	441-8539	豊橋市中野町字中原 100 豊橋市保健所内	(090)3158-3822
	なの花会	442-0068	豊川市諏訪 3-242 ウィズ豊川内	(0533)86-3626
	子どもの味方協会 (寺子屋つながり場)	442-0069	豊川市諏訪西町 2 丁目 諏訪神社内	(090)3562-4990
	がまごおり若者サポートステーション	443-0043	蒲郡市元町 9-9	(0533)67-3201
	NPO 法人青少年自立援助センター 北 斗寮	443-0022	蒲郡市三谷北通 5-141	(0533)68-8756
	NPO 法人ゆずりは学園	441-3421	田原市田原町池ノ原 15-3	(0531)22-3515

活動時間・電話受付時間は各団体によって異なります。詳細は以下ホームページに掲載してあります。

※名古屋市を除く県内の団体：愛知県精神保健福祉センター：「ひきこもり支援関係団体ガイドブックあだーじょ」( <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/adajo.html> )



# あんだんて

## ～ 精神に障害のある方へ ～

「あんだんて」とは、音楽の速度標語のひとつで「ゆるやかに」という意味のイタリア語です。心の病気を持つ方とそのご家族が、地域において自分のペースでゆるやかに生活されるのに、役立てばとの思いで、タイトルを“あんだんて”としました。

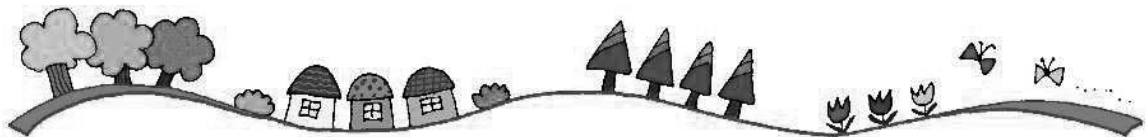
福祉ガイドブック“あんだんて”では、生活していく上で疑問に思うことや要望に答える形での精神科医療の流れや、保健福祉の制度などについて紹介しています。

なお、愛知県精神保健福祉センターのホームページでも、情報提供を行っていますので、福祉ガイドブックとあわせてご利用くださいますようお願い申し上げます。

ホームページアドレス

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/>

(ホームページ記載情報の変更・追加につきましてはお手数ですが愛知県精神保健福祉センター企画支援課 (052-962-5377) までご連絡ください)



## 1 こころの健康のことで悩んでいます

### (1) 市町村役場等をご利用ください

精神保健福祉について、お住まいの地域で相談できる機関の一つとして市町村役場（保健センター等）があります。

保健センターには、専門スタッフとして保健師等がいて、こころの健康についての悩みなどをはじめ、地域住民のための健康づくりの身近な相談窓口として相談を行っています。

相談をご希望の場合は、市町村によって担当窓口が異なりますのでまずはお住まいの市町村役場代表窓口にお問い合わせください。

### (2) 保健所をご利用ください

こころの健康（精神保健福祉）について、地域で相談できる機関の一つとして保健所があります。

保健所には、専門スタッフとして、精神保健福祉相談員、保健師、医師（嘱託精神科医を含む）等がいて、地域の人々が精神的健康の向上をめざし、病気の早期発見・治療や社会復帰と自立、地域活動への参加などがスムーズにできるよう、お手伝いしています。困った時の相談の場として「こころの健康」「ひきこもり」「受療」「社会復帰」「仲間づくり」「家族の対応」に関する事等の相談に専門スタッフが応じています。

なお、定例で開設している精神保健福祉相談日（精神科医師も担当）は、原則として予約制ですので、あらかじめ電話等で連絡してからご利用ください。また電話でのご相談も受けています。

### (3) 精神保健福祉センターをご利用ください

県民のこころの健康の向上と精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関です。保健所や市町村と連携して地域精神保健福祉活動を推進します。

精神保健福祉センターでは、本人や家族あるいは関係者等と問題解決に向けて共に考えていきます。

面接相談は予約制になっていますので、まずはお問い合わせください。

## 2 生活・福祉に関する相談をしたいのですが

### (1) 市町村役場をご利用ください

住み慣れた地域でのくらしを支援するため、サービスや生活福祉相談を行っています。福祉サービスの利用に関する相談については、平成18年4月に障害者自立支援法（平成25年4月より障害者総合支援法）が施行されたことから、障害の種別にかかわらず共通の制度により市町村が主体となってサービスを提供することとなりました。

また、継続して精神科へ通院する場合には医療費の自己負担を軽減する制度として自立支援医療（精神通院医療）があります。福祉ガイドブック目次「5 医療費が心配です。」を参考にお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

- ・ 障害者総合支援法によるサービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により柔軟に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。
- ・ 「障害福祉サービス」の利用や地域生活を維持するための各種事業の利用に関する相談及び申請手続きができます。

- ・ 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療制度の申請窓口として相談と手続きができます。なお手帳による優遇措置や医療費助成制度については市町村によってサービス内容が異なりますので確認してください。

## **(2) 相談支援事業所をご利用ください**

障害のある人の地域での生活・福祉に関する相談ができる機関として相談支援事業所があります。市町村の事業として運営されていますが、多くは民間の事業所に委託されています。多岐にわたる様々な生活上の悩みについて相談でき、障害福祉サービスの利用のため情報提供や支援を受けられます。相談には、相談支援専門員等の専門職が対応します。

相談支援事業所ごとにサービス内容が異なりますので、詳しくはお住まいの地域の相談支援事業所に直接お問い合わせください。「令和5年度福祉ガイドブック」

Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html>) に、施設・事業所名簿を掲載しています。

## **3 精神科の治療って、どんなことをするの？**

眠れなくなったり、気分がゆううつになったり、何かしら不安になったりといった精神的な問題は、どんな人にも起こりうることです。そんな時、自分一人で抱え込まないで、精神科で相談しましょう。

精神科では、薬による治療や対話による治療、生活療法（作業やレクリエーション等でこころの健康を取り戻します）などをおこなっています。「令和5年度福祉ガイドブック」Web ページに、精神障害者の医療機関一覧を掲載しています。

### **(1) 精神科医療の流れ**

入院中心の医療から、通院治療を中心としたコミュニティーケアが行われるようになってきています。これは、薬や精神療法などの治療法の進歩とともに、地域ケアのための機関や施設が増えてきていることによります。さらに、障害のある人に対して、偏見を持ったり、排除したりしようとせず、社会の中で一緒に生活していこうという、人権を尊重する意識が向上してきたことも大きいでしょう。どんな障害のある人も、個人として尊重され生活できるよう社会が変化してきています。

治療については、早期に受診する人が増えているため、通院のみで回復する人も多くなっています。入院の場合でも、病気が悪くなりそうな時、自分や周りの人が気付いて、自ら入院する人が増えています。こういう場合は回復も早く、比較的早期に外来治療に切り替えることができます。必要な時の短期間の入院治療が有効なのです。

また、精神科の治療では、通院や服薬が長期になる場合もありますが、再発を防ぐためには、退院後も治療を続けることが大切です。そのため病院には、治療を支えるそれぞれの専門家がおり、援助しています。精神科医のほか、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理士などです。

回復期には、家庭生活や社会生活を送りながら、通院と病院のデイケアや作業療法を利用したり、地域の施設やグループ等の活動に参加したりして、生活リズムや持続力を取り戻していきます。

### **(2) 精神科医療機関の種類と役割**

#### **ア メンタルクリニック(精神科診療所)**

外来専門の精神科医療機関で、開設数が年々増えています。クリニックによってはデイケアを併設しているところや、カウンセリングを担当する臨床心理士等の専門職がそろっているところ



もあります。

<参考>心療内科は、ストレス性の疾患（心身症等）の治療を主な内容としています。

## **イ 精神科専門病院**

精神科疾患の治療を専門とする病院で、入院施設を持ち、急性期（発病初期の症状の激しい時期）の治療にも対応できます。

デイケアやナイトケアを行っているところが多く、医師のほか看護師・精神保健福祉士・作業療法士・臨床心理士等の専門職がそろっています。

訪問看護や社会復帰のための施設を持ち、社会復帰支援に力を入れている病院もあります。

## **ウ 総合病院の精神科**

多くの総合病院は外来診療だけですが、精神科病床を持つ総合病院もあります。精神科以外にも多くの専門科目があります。確定診断に伴う精密検査等が必要な場合や、精神科以外の病気を合併している場合の治療に適しています。

### **(3) デイ・ナイトケアについて**

通院治療の一つとして、デイケアがあります。デイケアの活動をする中で、生活のリズムが整い、趣味や楽しみが見つかり、気の合う仲間ができると、さらに自分らしい豊かな生活を送れる人が多いようです。

自分の通っている病院・診療所にデイケアがない場合も、通院先は変えずに、別の病院・診療所のデイケアだけを利用できる場所もあります。自立支援医療費制度の利用ができます。なお、夕方から夜間にナイトケアを開設している医療機関もあります。

### **(4) 精神保健福祉士(ソーシャルワーカー)**

病院、クリニックなどには、ソーシャルワーカーがいるところも多く、困り事などの相談にのってくれます。具体的には、下記のとおりです。

- ・年金や手帳に関する相談
- ・医療費や生活費に関する相談
- ・仕事についての相談
- ・住む所についての相談
- ・保健所や社会復帰のための施設など社会資源を利用するための相談

などです。困ったときや迷ったときは、気軽に相談しましょう。

### **(5) 精神科救急情報センター(電話番号:052-681-9900)**

電話による精神科救急医療の情報センターです。緊急に受診等が必要なときには、医療機関などを案内します。休日を含む、24時間受け付けています。

ただし、かかりつけの医療機関がある人は、まず主治医と連絡をお取りください。

## **4 障害者手帳のことを知りたいのですが**

精神疾患のある人のうち日常生活や社会生活に障害のある人を対象に、手帳制度があり、様々な福祉サービスが設けられています。



## (1) 手帳の名称と趣旨

手帳の名称は、正式には「精神障害者保健福祉手帳」ですが、手帳の表紙には「障害者手帳」と書かれています。

この手帳は、障害の状態に応じて取得できるもので、必要な福祉施策や福祉サービスの利用を促進するために作られました。手帳を取得すると各種税制上等の優遇措置が受けられます。

## (2) 対象者と交付手続き

精神障害のため長期に日常生活や社会生活に制約のある人が対象で、年齢による制限や在宅・入院の区別はありません。初診日から6か月以上経過した日以後の診断書により申請できます。申請窓口は居住地の市町村で、担当課は市町村により異なります。

原則的には精神障害者本人の申請に基づいて（本人ができない場合には、家族や医療機関関係者などが代行することもできます）、専門医師からなる検討委員会で判定し交付されます。手帳の有効期限は2年間です。更新手続きは有効期限の3か月前からできます。他に申請を診断書以外の障害年金証書の写しにより行う場合もあります。

詳しくは福祉ガイドブック目次「2 手帳の交付申請は、どこで行うのですか？」を参考にお住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

⇒ 13 ページ参照

## (3) 等級と判定基準

手帳の等級は以下のように1・2・3級までであり、精神疾患と日常生活や社会生活での障害の状態の両面から総合的に判定されます。

なお、障害の状態が重くなったり、軽くなったりした場合は、等級変更の申請ができます。

1 級	精神障害であって身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度のもの
2 級	精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障害であって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## (4) 手帳による税制の優遇措置

所得税、住民税、相続税、贈与税の軽減、(軽)自動車税環境性能割、(軽)自動車税種別割の減免など各種税金の軽減措置があります。なお一定の要件を満たすことが必要な場合があるので詳しくはそれぞれ税の窓口（市町村役場、県税事務所等）へお尋ねください。

⇒ 33 ページ参照

## (5) 手帳による生活上の優遇措置

生活保護の障害者加算、NHKの受信料の免除、携帯電話料金や映画割引等民間団体のサービスとしての実施されている生活上の優遇措置があります。詳しくは、市町村役場、各企業等にお問い合わせください。

## 5 働きたいのですが、自信がありません

「働きたい」と思っても、実際の労働場面を思い浮かべると、何から始めたらよいかと不安に思う人は多いと思います。就労に向けて少し動き始めてみるために利用できるものとしては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの制度等があります。利用するにあたってはサービスの内容も異なり、利用料のかかることもあるため、詳しくは市町村、事業所等にお問い合わせください。

「令和5年度福祉ガイドブック」Webページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html>) に、施設・事業所名簿を掲載しています。

### (1) 地域活動支援センター

「日中の居場所がほしい」「地域で活動する仲間がほしい」など、地域における日中活動の場がほしい人が対象です。支援の内容は、日中に通所し、創作的な活動や生産活動（工賃を支給する事業所もあります）を行う場を提供しています。

### (2) 就労継続支援A型

一般企業で働くことが難しいが、雇用契約を結んで働きたい、将来の一般就労に向けて準備をしたいと考えている65歳未満の方が対象です。支援の内容は、サービス利用者と事業所が雇用契約を結び、生産活動を行います。労働基準法などの法律の下、最低賃金が適用されます。また、利用により、一般就労の準備ができた方は、就労支援を受けることができます。

### (3) 就労継続支援B型

福祉的な就労をしたい方（一般企業で働くことが難しい、就労移行支援や就労継続支援A型などを試したがうまくいかない、安心できる環境で生産活動の機会を得たいと考えている方）が対象です。支援の内容は、事業所に通いながら、さまざまな作業や生産活動を行います。雇用契約は結ばず、月々の工賃が支給されます。利用により、一般就労の準備ができた場合は、就労支援を受けることができます。

### (4) 就労移行支援事業

一般就労等を希望し、知識や能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の方が対象です。支援の内容は、就労のための知識や技能の訓練を行います。事業所の担当者と目的の確認や計画の設定を行い、働くための基礎体力や集中力の向上、就労に必要な技能訓練などが行われます。また、仕事の適性や課題を見極めるためのプログラムや、一般企業での職場実習等が行われます。就労をした後も、定着するまでの一定期間は必要に応じて、相談やその他の支援が受けられます。

### (5) 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携や連絡調整等を積極的に行いながら、就労及び日常生活、社会生活上の支援を一体的に行っています。

## **(6) 公共職業安定所(ハローワーク)の就労支援**

精神障害者保健福祉手帳を持っている方、統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている方等に対し、就労についての相談を受け付けています。また、ハローワーク配置の精神障害者雇用トータルサポーター（精神保健福祉士または臨床心理士）による専門的なカウンセリングも行なっています。

## **(7) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構**

### **ア 愛知障害者職業センターの就労支援**

地域の就労支援機関での相談や、その他の就職活動を進めていく中で、ご自身の就職に向けた課題や自分に合った仕事を知りたい時、専門的な職業評価を受けたい時に、職業カウンセリングや職業評価を活用できます。

そのほか、障害特性の把握／その対処方法の習得／適応力の向上を目的とした職業準備支援、職場の方の協力や理解を得ながら定着や適応を図るためのジョブコーチ支援、うつ病等休職した方が元の職場に復帰するためのリワーク支援を行っています。

利用や相談にあたっては、体調等の確認が必要です。詳細については、愛知障害者職業センターにお問い合わせください。また、原則、予約制を基本としておりますので、事前にご連絡ください。

### **イ 愛知支部高齢・障害者業務課**

高齢・障害者業務課では、事業主に対して、障害者の雇用支援のための各種助成金の申請受付、障害者雇用納付金の申告・申請受付、障害者雇用に関する講習・啓発活動等を行っています。

## **6 同じ病気の仲間と話してみたいと思っています**

「仲間がいるといいな！」と思っている人は、たくさんいます。

「人間関係がうまくできなくて不安」「通院しながら、自分らしい生活を見つけない」「就職に備えて、からだを慣らしたい」「自分で、ちゃんと食事を作ったりできるかな」などの悩みを、皆で集って互いに話し、支えあう場があります。

自分のライフスタイルにあったところを、主治医やソーシャルワーカー等、市区町村の担当職員、保健所の精神保健福祉相談員、保健師などと相談しながら探してみましよう。

### **(1) 地域活動支援センター**

「日中の居場所がほしい」「地域で活動する仲間がほしい」など、地域における日中活動の場がほしい人が対象です。支援の内容は、日中に通所し、創作的な活動や生産活動（工賃を支給する事業所もあります）を行う場を提供しています。また、生活上での一般的な相談をすることもできます。利用期限や利用料、支援の内容については、それぞれの事業所ごとに、異なっているため詳しくは市町村、各事業所にお問い合わせください。

### **(2) 精神科病院又は診療所デイケア**

通院治療の一つとしてデイケアがあります。【3 精神科の治療って、どんなことをするの?】の(3)デイ・ナイトケアについて、をご覧ください。

### **(3) その他**

地域の保健所や市町村やボランティア団体、市民団体、当事者が居場所活動を行っているところもあります。詳しくは、精神保健福祉センターまたは地域の保健所にお問い合わせください。

## **7 同じ悩みを持つ家族の体験を聞いてみたいと思っています**

どんな病気でも、家族に病人がいると、いろいろな悩みが生じます。

「薬を飲むように話しているが、必要性を本人に上手に伝えられない」

「本人とどう付き合おうと、毎日うまくやれるのだろうか」

「なんとか自立できる方向へ進んでほしいが、家族ができることは何か」

家族が集まって話し合うグループには各地域の家族会や保健所が開催しているつどい、病院が主催する教室などがあります。

### **(1)地域家族会**

1. 本人や病気への理解を深める。
2. 家族同士が悩みや経験を分かち合い、相談する中で、家族同士の交流を深める。
3. 社会の偏見や差別の除去に努力し、福祉の向上や障害をもつ人が社会参加しやすい地域づくりをめざす。

などを目的に、いろいろな活動が展開されています。

家族会は、本人や家族に優しい、暮らしやすい地域づくりを目指す活動をしています。

また、各地域家族会の連合会である『愛知県精神障害者家族会連合会』では、家族電話相談を開設しています。TEL (052) 265-9213

### **(2) 保健所の家族教室、家族のつどい**

保健所では、家族の方々の勉強会を中心にした『家族教室』や、家族同士がお互いに意見交換したり、体験を語り合える『家族のつどい』を開催しているところもあります（医療機関でも家族教室を行っているところもあります）。

参加された家族の方々の感想は

「誰にも話せなかったことが安心して、話せた。」

「年金や病気について知らなかったことが聞いて良かった。」

「日頃、一人で悶々と悩んでいたが参加して、励まされ前向きになれた。」

など家族が互いに気付き合い、癒される場となっています。

実施内容や時期は各保健所にお問い合わせください。

# 機 関 ・ 施 設 一 覧 表

■お住まいの市区町村窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
■お住まいの市区町村別 県機関・国機関所管一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	79
■相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
県福祉相談センター（地域福祉課）	81
県福祉相談センター（児童・障害者相談センター）	81 / 児童相談センター 81
発達障害者支援センター	81 / 医療的ケア児支援センター 81 / 保健所 81
県民相談・情報センター、県民相談室	82
消費生活総合センター	82 / 旅券センター、旅券コーナー 83
県税事務所	84 / その他の愛知県の機関 84 / 税務署 84 / 年金事務所 85
家庭裁判所	85 / 公証人役場 85 / 成年後見センター 86
公共職業安定所（ハローワーク）	87
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部	87
障害者就業・生活支援センター等	87 / 職業能力開発施設等 88
障害児等療育支援事業	88
■その他の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
勤労身体障害者文化体育施設	89 / 障害者スポーツセンター 89
身体障害者総合福祉センター	89 / おもちゃ図書館 89
視聴覚障害者情報提供施設等	90
■相談窓口の受付時間一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
児童・障害者相談センター（県福祉相談センター）	91
県民相談・情報センター、県民相談室	91
消費生活総合センター	92 / 旅券センター、旅券コーナー 92

※施設・事業所名簿、障害者団体等は障害福祉課 Web ページにて公開しております。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html>



## ■お住まいの市区町村窓口一覧

市町村名	部課名	郵便番号	住所	電話番号		
				代表	直通	FAX
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	(052) 961-1111	(052) 972-2585	(052) 951-3999
千種区	区民福祉部福祉課	464-8644	名古屋市千種区星が丘山手103	(052) 762-3111	(052) 753-1844	(052) 751-3120
東区	区民福祉部福祉課	461-8640	名古屋市東区筒井1-7-74	(052) 935-2271	(052) 934-1182	(052) 936-4303
北区	区民福祉部福祉課	462-8511	名古屋市北区清水4-17-1	(052) 911-3131	(052) 917-6516	(052) 914-2100
	楠支所区民福祉課	460-0012	名古屋市北区楠2-974	(052) 901-2261	(052) 901-2274	(052) 902-1843
西区	区民福祉部福祉課	451-8508	名古屋市西区花の木2-18-1	(052) 521-5311	(052) 523-4585	(052) 521-0067
	山田支所区民福祉課	452-0815	名古屋市西区八筋町358-2	(052) 501-1311	(052) 501-4977	(052) 504-7409
中村区	区民福祉部福祉課	453-8501	名古屋市中村区松原町1-23-1	(052) 451-1241	(052) 433-2933	(052) 453-8232
中区	区民福祉部福祉課	460-8447	名古屋市中区栄4-1-8	(052) 241-3601	(052) 265-2322	(052) 241-6986
昭和区	区民福祉部福祉課	466-8585	名古屋市昭和区阿由知通3-19	(052) 731-1511	(052) 735-3893	(052) 731-8900
瑞穂区	区民福祉部福祉課	467-8531	名古屋市瑞穂区瑞穂通3-32	(052) 841-1521	(052) 852-9384	(052) 851-1350
熱田区	区民福祉部福祉課	456-8501	名古屋市熱田区神宮3-1-15	(052) 681-1431	(052) 683-9917	(052) 682-0346
中川区	区民福祉部福祉課	454-8501	名古屋市中川区高畑1-223	(052) 362-1111	(052) 363-4403	(052) 352-7824
	富田支所区民福祉課	454-0985	名古屋市中川区春田3-215	(052) 301-8141	(052) 301-8378	(052) 301-8661
港区	区民福祉部福祉課	455-8520	名古屋市港区港明1-12-20	(052) 651-3251	(052) 654-9718	(052) 651-1190
	南陽支所区民福祉課	455-0873	名古屋市港区春田野3-1801	(052) 301-8118	(052) 301-8348	(052) 301-8411
南区	区民福祉部福祉課	457-8508	名古屋市南区前浜通3-10	(052) 811-5161	(052) 823-9392	(052) 811-6366
守山区	区民福祉部福祉課	463-8510	名古屋市守山区小幡1-3-1	(052) 793-3434	(052) 796-4584	(052) 793-1451
	志段味支所区民福祉課	463-0003	名古屋市守山区下志段味1-1401	(052) 736-2000	(052) 736-2193	(052) 736-4670
緑区	区民福祉部福祉課	458-8585	名古屋市緑区青山2-15	(052) 621-2111	(052) 625-3956	(052) 621-6841
	徳重支所福祉課	458-0801	名古屋市緑区鳴海町字徳重18-41	(052) 875-2202	(052) 875-2207	(052) 875-2215
名東区	区民福祉部福祉課	465-8508	名古屋市名東区上社2-50	(052) 773-1111	(052) 778-3092	(052) 774-2781
天白区	区民福祉部福祉課	468-8510	名古屋市天白区島田2-201	(052) 803-1111	(052) 807-3882	(052) 802-9726
豊橋市	福祉部障害福祉課	440-8501	豊橋市今橋町1	(0532) 51-2111	(0532) 51-2347	(0532) 56-5134
岡崎市	福祉部障がい福祉課	444-8601	岡崎市十王町2-9	(0564) 23-6000	(0564) 23-6154	(0564) 25-7650
	保健部健康増進課	444-8545	岡崎市若宮町2-1-1	(0564) 23-6179	(0564) 23-6715	(0564) 23-5071
一宮市	福祉部障害福祉課	491-8501	一宮市本町2-5-6	(0586) 28-8100	(0586) 28-9017	(0586) 73-9124
瀬戸市	健康福祉部社会福祉課	489-8701	瀬戸市追分町64-1	(0561) 82-7111	(0561) 88-2612	(0561) 88-2615
半田市	福祉部地域福祉課	475-8666	半田市東洋町2-1	(0569) 21-3111	(0569) 84-0643	(0569) 22-2904
春日井市	健康福祉部障がい福祉課	486-8686	春日井市鳥居松町5-44	(0568) 81-5111	(0568) 85-6186	(0568) 84-5764
豊川市	福祉部障害福祉課	442-8601	豊川市諏訪1-1	(0533) 89-2111	(0533) 89-2131	(0533) 89-2137
津島市	健康福祉部福祉課	496-8686	津島市立込町2-21	(0567) 24-1111	(0567) 24-1115	(0567) 24-1138
碧南市	福祉子ども部福祉課	447-8601	碧南市松本町28	(0566) 41-3311	(0566) 95-9884	(0566) 48-2940
刈谷市	福祉健康部福祉総務課	448-8501	刈谷市東陽町1-1	(0566) 23-1111	(0566) 62-1208	(0566) 24-3481
豊田市	福祉部障がい福祉課	471-8501	豊田市西町3-60	(0565) 31-1212	(0565) 34-6751	(0565) 33-2940
安城市	福祉部障害福祉課	446-8501	安城市桜町18-23	(0566) 76-1111	(0566) 71-2225	(0566) 74-6789
西尾市	健康福祉部福祉課	445-8501	西尾市寄住町下田22	(0563) 56-2111	(0563) 65-2115	(0563) 56-0112
蒲郡市	健康福祉部福祉課	443-8601	蒲郡市旭町17-1	(0533) 66-1111	(0533) 66-1106	(0533) 66-3130
犬山市	健康福祉部福祉課障害者担当	484-8501	犬山市大字犬山字東畑36	(0568) 61-1800	(0568) 44-0321	(0568) 44-0364



市町村名	部課名	郵便番号	住所	電話番号		
				代表	直通	FAX
常滑市	福祉部福祉課	479-8610	常滑市飛香台3-3-5	(0569)35-5111	(0569)34-7744	(0569)34-7745
江南市	健康福祉部福祉課	483-8701	江南市赤童子町大堀90	(0587)54-1111	—	(0587)56-5515
小牧市	福祉部障がい福祉課	485-8650	小牧市堀の内3-1	(0568)72-2101	(0568)76-1127	(0568)76-4595
稲沢市	市民福祉部福祉課	492-8269	稲沢市稲府町1	(0587)32-1111	(0587)32-1281	(0587)32-1219
新城市	健康福祉部福祉課	441-1392	新城市字東入船115	(0536)23-1111	(0536)23-7624	(0536)23-7699
東海市	市民福祉部社会福祉課	476-8601	東海市中央町1-1	(052)603-2211	—	(052)603-4000
大府市	福祉部高齢障がい支援課	474-8701	大府市中央町5-70	(0562)47-2111	(0562)85-3558	(0562)47-3150
知多市	福祉子ども部福祉課	478-8601	知多市緑町1	(0562)33-3151	(0562)36-2650	(0562)32-1010
知立市	福祉子ども部福祉課	472-8666	知立市広見3-1	(0566)83-1111	(0566)95-0118	(0566)83-1141
尾張旭市	健康福祉部福祉課	488-8666	尾張旭市東大道町原田2600-1	(0561)53-2111	(0561)76-8142	(0561)52-3749
高浜市	福祉部介護障がいグループ	444-1398	高浜市青木町4-1-2	(0566)52-1111	(0566)52-9871	(0566)52-7918
岩倉市	健康福祉部福祉課	482-8686	岩倉市栄町1-66	(0587)66-1111	(0587)38-5809	(0587)66-8715
豊明市	健康福祉部地域福祉課	470-1195	豊明市新田町子持松1-1	(0562)92-1111	(0562)92-1119	(0562)92-1141
日進市	健康福祉部介護福祉課	470-0192	日進市蟹甲町池下268	(0561)73-7111	(0561)73-1749	(0561)72-4554
田原市	福祉部地域福祉課	441-3492	田原市田原町南番場30-1	(0531)22-1111	(0531)23-3697	(0531)23-3545
愛西市	保険福祉部社会福祉課	496-8555	愛西市稲葉町米野308	(0567)26-8111	(0567)55-7115	(0567)26-5515
清須市	健康福祉部社会福祉課	452-8569	清須市須ヶ口1238	(052)400-2911	—	(052)400-2963
北名古屋	福祉部社会福祉課	481-8531	北名古屋市西之保清水田15	(0568)22-1111	—	(0568)24-0003
弥富市	健康福祉部福祉課	498-8501	弥富市前ヶ須町南本田335	(0567)65-1111	—	(0567)67-4011
みよし市	福祉部福祉課	470-0295	みよし市三好町小坂50	(0561)32-2111	(0561)32-8010	(0561)34-3388
あま市	福祉部障がい福祉課	497-8602	あま市七宝町沖之島深坪1	(052)444-1001	(052)485-5980	(052)444-1074
長久手市	福祉部福祉課	480-1196	長久手市岩作城の内60-1	(0561)63-1111	(0561)56-0614	(0561)63-2940
東郷町	健康福祉部福祉課	470-0198	愛知県東郷町大字春木字羽根穴1	(0561)38-3111	(0561)56-0732	(0561)38-7932
豊山町	生活福祉部福祉課	480-0292	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260	(0568)28-0001	(0568)28-0912	(0568)28-2870
大口町	健康福祉部長寿ふくし課	480-0126	丹羽郡大口町伝右1-35	(0587)95-1111	(0587)94-0051	(0587)94-0052
扶桑町	健康福祉部福祉課	480-0102	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330	(0587)93-1111	—	(0587)93-2034
大治町	福祉部民生課	490-1192	海部郡大治町大字馬島字大門西1-1	(052)444-2711	—	(052)443-4468
	福祉部保健センター	490-1143	海部郡大治町大字砂子字西河原14-3	(052)444-2714	—	(052)462-0086
蟹江町	民生部保険医療課	497-8601	海部郡蟹江町学戸3-1	(0567)95-1111	—	(0567)95-9188
	健康推進課（保健センター）	497-0052	海部郡蟹江町西之森7-65	(0567)96-5711	—	(0567)96-5251
飛島村	民生部福祉課	490-1434	海部郡飛島村大字松之郷3-46-1	(0567)52-1001	(0567)52-1001	(0567)52-1009
阿久比町	民生部住民福祉課	470-2292	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50	(0569)48-1111	—	(0569)48-0229
東浦町	健康福祉部障がい支援課	470-2192	知多郡東浦町大字緒川字政所20	(0562)83-3111	—	(0562)83-9756
南知多町	厚生部住民福祉課	470-3495	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18	(0569)65-0711	—	(0569)65-0694
美浜町	厚生部福祉課	470-2492	知多郡美浜町大字河和字北田面106	(0569)82-1111	—	(0569)83-0755
武豊町	健康福祉部福祉課	470-2392	知多郡武豊町字長尾山2	(0569)72-1111	—	(0569)74-0778
幸田町	健康福祉部福祉課	444-0192	額田郡幸田町大字菱池字元林1-1	(0564)62-1111	(0564)63-5112	(0564)56-6218
設楽町	町民課	441-2301	北設楽郡設楽町田口字辻前14	(0536)62-0511	(0536)62-0519	(0536)62-1458
東栄町	福祉課	449-0292	北設楽郡東栄町大字本郷字大沼1-1	(0536)76-0501	(0536)76-1815	(0536)76-1811
豊根村	住民課	449-0403	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2	(0536)85-1311	(0536)85-1313	(0536)85-5005

■お住まいの市区町村別 県機関・国機関所管一覧

地域	市区町村名	県福祉相談センター(地域福祉課)	県福祉相談センター(障害者部門)	児童(・障害者)相談センター(児童部門)	保健所	県税事務所	税務署	年金事務所	公共職業安定所	
名古屋市	千種区					名古屋東部	千種	大曾根	名古屋東	
	東区					名古屋東部	名古屋東	大曾根	名古屋東	
	北区					名古屋北部	名古屋北	名古屋北/大曾根	名古屋中	
	西区					名古屋北部	名古屋西	名古屋西	名古屋中	
	中村区					名古屋西部	名古屋中村	中村	名古屋中	
	中区					名古屋東部	名古屋中	鶴舞	名古屋中	
	昭和区					名古屋南部	昭和	昭和	名古屋東	
	瑞穂区					名古屋南部	昭和	笠寺	名古屋南	
	熱田区		網掛けの部分は、各市が所管しています。				名古屋南部	熱田	熱田	名古屋南
	中川区					名古屋西部	中川	熱田	名古屋中	
	港区					名古屋西部	中川	熱田	名古屋南	
	南区					名古屋南部	熱田	笠寺	名古屋南	
	守山区					名古屋北部	名古屋北	大曾根	名古屋東	
	緑区					名古屋南部	熱田	笠寺	名古屋南	
	名東区					名古屋東部	千種	大曾根	名古屋東	
	天白区					名古屋南部	昭和	昭和	名古屋東	
尾張	一宮市	尾張	中央	一宮		西尾張	一宮	一宮	一宮	
	瀬戸市	尾張	中央	中央	瀬戸	東尾張	尾張瀬戸	瀬戸	瀬戸	
	春日井市	尾張	中央	春日井	春日井	東尾張	小牧	名古屋北/大曾根	春日井	
	津島市	海部	海部	海部	津島	西尾張	津島	中村	津島	
	犬山市	尾張	中央	一宮	江南	東尾張	小牧	一宮	犬山	
	江南市	尾張	中央	一宮	江南	東尾張	小牧	一宮	犬山	
	小牧市	尾張	中央	春日井	春日井(小牧)	東尾張	小牧	名古屋北/大曾根	春日井	
	稲沢市(平和町除く)	尾張	中央	一宮	清須(稲沢)	西尾張	一宮	一宮	一宮	
	稲沢市平和町	尾張	中央	一宮	清須(稲沢)	西尾張	一宮	一宮	津島	
	尾張旭市	尾張	中央	中央	瀬戸	東尾張	尾張瀬戸	瀬戸	瀬戸	
	岩倉市	尾張	中央	一宮	江南	東尾張	小牧	一宮	犬山	
	豊明市	尾張	中央	中央	瀬戸(豊明)	名古屋南部	熱田	笠寺	名古屋南	
	日進市	尾張	中央	中央	瀬戸(豊明)	名古屋南部	昭和	昭和	名古屋東	
	愛西市	海部	海部	海部	津島	西尾張	津島	中村	津島	
	清須市	尾張	中央	中央	清須	名古屋北部	名古屋西	名古屋西	名古屋中	
北名古屋市	尾張	中央	中央	清須	名古屋北部	名古屋西	名古屋西	名古屋中		

地域	市区町村名	県福祉相談センター(地域福祉課)	県福祉相談センター(障害者部門)	児童(・障害者)相談センター(児童部門)	保健所	県税事務所	税務署	年金事務所	公共職業安定所
尾張	弥富市	海部	海部	海部	津島	西尾張	津島	中村	津島
	あま市	海部	海部	海部	津島	西尾張	津島	中村	津島
	長久手市	尾張	中央	中央	瀬戸	名古屋南部	昭和	瀬戸	名古屋東
	愛知郡東郷町	尾張	中央	中央	瀬戸(豊明)	名古屋南部	昭和	昭和	名古屋東
	西春日井郡豊山町	尾張	中央	中央	清須	名古屋北部	名古屋西	名古屋西	名古屋中
	丹羽郡	尾張	中央	一宮	江南	東尾張	小牧	一宮	犬山
	海部郡	海部	海部	海部	津島	西尾張	津島	中村	津島
知多	半田市	知多	知多	知多	半田	知多	半田	半田	半田
	常滑市	知多	知多	知多	知多	知多	半田	半田	半田
	東海市	知多	知多	知多	知多	知多	半田	半田	半田
	大府市	知多	知多	知多	知多	知多	半田	半田	刈谷
	知多市	知多	知多	知多	知多	知多	半田	半田	半田
	知多郡阿久比町	知多	知多	知多	半田	知多	半田	半田	半田
	知多郡東浦町	知多	知多	知多	半田	知多	半田	半田	半田
	知多郡南知多町	知多	知多	知多	半田(美浜)	知多	半田	半田	半田
	知多郡美浜町	知多	知多	知多	半田(美浜)	知多	半田	半田	半田
	知多郡武豊町	知多	知多	知多	半田	知多	半田	半田	半田
西三河	岡崎市	西三河	西三河	西三河		西三河	岡崎	岡崎	岡崎
	碧南市	西三河	西三河	刈谷	衣浦東部	西三河	刈谷	刈谷	刈谷(碧南)
	刈谷市	西三河	西三河	刈谷	衣浦東部	西三河	刈谷	刈谷	刈谷
	豊田市	豊田加茂	豊田加茂	豊田加茂		豊田加茂	豊田	豊田	豊田
	安城市	西三河	西三河	刈谷	衣浦東部(安城)	西三河	刈谷	刈谷	刈谷
	西尾市	西三河	西三河	西三河	西尾	西三河	西尾	刈谷	西尾
	知立市	西三河	西三河	刈谷	衣浦東部(安城)	西三河	刈谷	刈谷	刈谷
	高浜市	西三河	西三河	刈谷	衣浦東部	西三河	刈谷	刈谷	刈谷
	みよし市	豊田加茂	豊田加茂	豊田加茂	衣浦東部(みよし)	豊田加茂	豊田	豊田	豊田
	額田郡幸田町	西三河	西三河	西三河	西尾	西三河	岡崎	岡崎	岡崎
東三河	豊橋市	東三河	東三河	東三河		東三河	豊橋	豊橋	豊橋
	豊川市	東三河	東三河	東三河	豊川	東三河	豊橋	豊川	豊川
	蒲郡市	東三河	東三河	東三河	豊川(蒲郡)	東三河	豊橋	豊橋	豊川(蒲郡)
	新城市	新城設楽	新城設楽	新城設楽	新城	東三河	新城	豊川	新城
	田原市	東三河	東三河	東三河	豊川(田原)	東三河	豊橋	豊橋	豊橋
	北設楽郡	新城設楽	新城設楽	新城設楽	新城	東三河	新城	豊川	新城

## ■相談窓口一覧

所在地域	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
<b>○県福祉相談センター(地域福祉課)</b>					
	尾張福祉相談センター地域福祉課	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎7階)	(052)961-7211	(052)961-7288
	海部福祉相談センター地域福祉課	496-8535	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎3階)	(0567)24-2111	(0567)24-2229
	知多福祉相談センター地域福祉課	475-0902	半田市宮路町1-1	(0569)31-0121	(0569)31-0131
	西三河福祉相談センター地域福祉課	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎9階)	(0564)23-1211	(0564)27-2816
	豊田加茂福祉相談センター地域福祉課	471-0024 471-0863	豊田市元城町2-68 (2024年2月まで) 豊田市瑞穂町2-5-1 (2024年3月から)	(0565)33-0294	(0565)33-2212
	新城設楽福祉相談センター地域福祉課	441-1326	新城市字中野6-1	(0536)23-8051	(0536)23-7367
	東三河福祉相談センター地域福祉課	440-0806	豊橋市八町通5-4 (東三河総合庁舎2階)	(0532)54-5111	(0532)54-5136
<b>○県福祉相談センター(児童・障害者相談センター) (相談時間は、p91をご確認ください。)</b>					
	中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎7階)	(052)961-7250	(052)950-2355
	海部児童・障害者相談センター	496-8535	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎3階)	(0567)25-8118	(0567)24-2229
	知多児童・障害者相談センター	475-0902	半田市宮路町1-1	(0569)22-3939	(0569)22-3949
	西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎9階)	(0564)27-2779	(0564)22-2902
	豊田加茂児童・障害者相談センター	471-0024 471-0863	豊田市元城町2-68 (2024年2月まで) 豊田市瑞穂町2-5-1 (2024年3月から)	(0565)33-2211	(0565)33-2212
	新城設楽児童・障害者相談センター	441-1326	新城市字中野6-1	(0536)23-7366	(0536)23-7367
	東三河児童・障害者相談センター	440-0806	豊橋市八町通5-4 (東三河総合庁舎1階)	(0532)54-6465	(0532)54-6466
<b>○児童相談センター(児童・障害者相談センターが所管している市町村もあります。)</b>					
	一宮児童相談センター	491-0917	一宮市昭和1-11-11	(0586)45-1558	(0586)45-1560
	春日井児童相談センター	480-0304	春日井市神屋町713-8 (医療療育総合センター内)	(0568)88-7501	(0568)88-7502
	刈谷児童相談センター	448-0851	刈谷市神田町1-3-4	(0566)22-7111	(0566)22-7112
<b>○発達障害者支援センター</b>					
	あいち発達障害者支援センター	480-0392	春日井市神屋町713-8 (医療療育総合センター内)	(0568)88-0849	(0568)88-0964
	名古屋市発達障害者支援センター(りんくす名古屋)	466-0858	名古屋市昭和区折戸町4-16 (児童福祉センター内)	(052)757-6140	(052)757-6141
<b>○医療的ケア児支援センター</b>					
	あいち医療的ケア児支援センター	480-0392	春日井市神屋町713-8 (医療療育総合センター内)	(0568)88-0811	(0568)88-0964
	青い鳥医療的ケア児支援センター	452-0822	名古屋市西区中小田井5-89 (青い鳥医療療育センター内)	(052)501-4079	(052)501-4085
	だいでう医療的ケア児支援センター	457-8511	名古屋市南区白水町9 (大同病院内)	(080)4678-8404	(052)611-8656
	三河青い鳥医療的ケア児支援センター	444-0002	岡崎市高隆寺町字小屋場9-3 (三河青い鳥医療療育センター内)	(0564)64-7980	(0564)64-7981
	にしおわり医療的ケア児支援センター	494-0018	一宮市富田字流筋1679-2 (一宮医療療育センター内)	(0586)62-0002	(0586)62-2277
	信愛医療的ケア児支援センター	441-0103	豊川市小坂井町大塚38-1 (信愛医療療育センター内)	(0533)95-0992	(0533)72-3050
	にじいろ医療的ケア児支援センター	476-0002	東海市名和町長生9-10 (重心施設にじいろのいえ内)	(080)7561-0428	(052)603-1071
<b>○保健所</b>					
尾張	瀬戸保健所	489-0808	瀬戸市見付町38-1	(0561)82-2196	(0561)82-9188
	豊明保健分室	470-1101	豊明市杵掛町石畑142-20	(0562)92-9133	(0562)93-8947
	春日井保健所	486-0927	春日井市柏井町2-31	(0568)31-2188	(0568)34-3781
	小牧保健分室	485-0046	小牧市堀の内3-1 (小牧市役所内)	(0568)77-3241	(0568)77-3251

所在地	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
尾張	江南保健所	483-8146	江南市布袋下山町西80	(0587) 56-2157	(0587) 54-5422
	清須保健所	452-0961	清須市春日振形129 (清須市春日老人福祉センター内)	(052) 401-2100	(052) 401-2113
	稲沢保健分室	492-8216	稲沢市大塚町塚畑2200-11	(0587) 21-2251	(0587) 24-1846
	津島保健所	496-0038	津島市橋町4-50-2	(0567) 26-4137	(0567) 28-6891
知多	半田保健所	475-0903	半田市出口町1-45-4	(0569) 21-3341	(0569) 24-7142
	美浜駐在	470-2409	知多郡美浜町大字河和字上前田403	(0569) 82-0078	(0569) 82-4878
	知多保健所	478-0001	知多市八幡字荒古後88-2	(0562) 32-6211	(0562) 33-7299
西三河	衣浦東部保健所	448-0857	刈谷市大手町1-12	(0566) 21-4778	(0566) 25-1470
	安城保健分室	446-8517	安城市横山町下毛賀知93	(0566) 75-7441	(0566) 77-2208
	みよし駐在	470-0221	みよし市西陣取山90 (みよし市役所分庁舎 市民活動センター内)	(0561) 34-4811	(0561) 34-4813
	西尾保健所	445-0073	西尾市寄住町下田12	(0563) 56-5241	(0563) 54-6791
東三河	新城保健所	441-1326	新城市字中野6-1	(0536) 22-2203	(0536) 23-6358
	豊川保健所	442-0068	豊川市諏訪3-237	(0533) 86-3188	(0533) 89-6758
	蒲郡保健分室	443-0036	蒲郡市浜町4-2	(0533) 69-3156	(0533) 69-0634
	田原保健分室	441-3422	田原市赤石2-2 (田原福祉センター内)	(0531) 22-1238	(0531) 22-6394
名古屋市	名古屋市保健所 (健康福祉局健康部健康増進課)	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	(052) 972-4075	(052) 972-4152
	千種保健センター	464-0841	名古屋市千種区覚王山通8-37	(052) 753-1981	(052) 751-3545
	東保健センター	461-0003	名古屋市東区筒井1-7-74	(052) 934-1217	(052) 937-5145
	北保健センター	462-8522	名古屋市北区清水4-17-1	(052) 917-6572	(052) 911-2343
	西保健センター	451-8508	名古屋市西区花の木2-18-1	(052) 523-4607	(052) 531-2000
	中村保健センター	453-0024	名古屋市中村区名楽町4-7-18	(052) 481-2294	(052) 481-2210
	中保健センター	460-8447	名古屋市中区栄4-1-8	(052) 265-2250	(052) 265-2259
	昭和保健センター	466-0027	名古屋市昭和区阿由知通3-19	(052) 735-3962	(052) 731-0957
	瑞穂保健センター	467-0027	名古屋市瑞穂区田辺通3-45-2	(052) 837-3267	(052) 837-3291
	熱田保健センター	456-0031	名古屋市熱田区神宮3-1-15	(052) 683-9682	(052) 681-5169
	中川保健センター	454-0911	名古屋市中川区高畑1-223	(052) 363-4461	(052) 361-2175
	港保健センター	455-0015	名古屋市港区港栄2-2-1	(052) 651-6509	(052) 651-5144
	南保健センター	457-0833	名古屋市南区東又兵衛町5-1-1	(052) 614-2812	(052) 614-2818
	守山保健センター	463-0011	名古屋市守山区小幡1-3-1	(052) 796-4633	(052) 796-0040
	緑保健センター	458-0033	名古屋市緑区相原郷1-715	(052) 891-3621	(052) 891-5110
	名東保健センター	465-8506	名古屋市名東区上社2-50	(052) 778-3112	(052) 773-6212
	天白保健センター	468-8510	名古屋市天白区島田2-201	(052) 807-3914	(052) 803-1251
中核市	豊橋市保健所	441-8539	豊橋市中野町字中原100	(0532) 39-9111	(0532) 38-0780
	岡崎市保健所	444-8545	岡崎市若宮町2-1-1	(0564) 23-6179	(0564) 23-5041
	一宮市保健所	491-0867	一宮市古金町1-3	(0586) 52-3851	(0586) 24-9388
	豊田市保健所	471-8501	豊田市西町3-60	(0565) 34-6751	(0565) 33-2940
<b>○県民相談・情報センター、県民相談室(相談時間は、p91をご確認ください。)</b>					
名古屋	愛知県県民相談・情報センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-3-2 (自治センター1階)	(052) 962-5100	(052) 972-6001
西三河	西三河県民相談室	444-8551	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎1階)	(0564) 27-0800	(0564) 23-4641
東三河	東三河県民相談室	440-8515	豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎)1階)	(0532) 52-7337	(0532) 52-7388
<b>○消費生活総合センター(相談時間は、p92をご確認ください。)</b>					
名古屋	愛知県消費生活総合センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-3-2 (愛知県自治センター1階)	(052) 962-0999	(052) 961-1317

所在地	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
<b>○愛知県の旅券窓口(相談時間は、p92をご確認ください)</b>					
名古屋	愛知県旅券センター	450-6015	名古屋市中村区名駅1-1-4 (JRセントラルタワーズ15階)	(052)563-0236	(052)563-6956
西三河	西三河旅券コーナー	444-8551	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎1階)	(0564)27-0500	(0564)23-4641
	豊田加茂旅券コーナー	471-0026	豊田市若宮町1-57-1 (A館 T-FACE 7階)	(0565)34-2110	(0565)34-6152
※名古屋市、岡崎市、豊田市、犬山市、江南市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、東浦町に住民登録をされている方は、愛知県の旅券窓口を御利用ください。					
<b>○市町村の旅券窓口一覧(相談時間は、p93をご確認ください)</b>					
豊橋市	東三河広域連合旅券センター 豊橋窓口	440-0888	豊橋市駅前大通2-81 emCANPUS EAST4階	(0532)53-6680	(0532)53-6681
一宮市	市民健康部市民課	491-8501	一宮市本町2-5-6	(0586)85-7005	-
瀬戸市	市民生活部市民課	489-8701	瀬戸市追分町64-1	(0561)88-2590	-
半田市	クラシティブースポートセンター	475-0857	半田市広小路町155-3 クラシティブース3階	(0569)23-8500	-
常滑市					
高浜市					
阿久比町					
南知多町					
武豊町					
春日井市	市民生活部戸籍住民課	486-8686	春日井市鳥居松町5-44	(0568)85-6142	-
豊川市	東三河広域連合旅券センター 豊川窓口 (プリオ窓口センター)	442-0068	豊川市諏訪3-133 プリオビル5階	(0533)89-9191	-
津島市	市民生活部市民課	496-8686	津島市立込町2-21	(0567)24-1112	-
碧南市	市民協働部市民課	447-8601	碧南市松本町28	(0566)95-9881	-
刈谷市	市民活動部市民課	448-8501	刈谷市東陽町1-1	(0566)95-0006	-
安城市	アンフォーレ証明・旅券窓口センター	446-0032	安城市御幸本町504-1 アンフォーレ本館1階	(0566)71-2266	-
西尾市	市民部市民課	445-8501	西尾市寄住町下田22	(0563)65-2195	-
蒲郡市	東三河広域連合旅券センター 蒲郡窓口	443-8601	蒲郡市旭町17-1 蒲郡市役所1階	(0533)66-1110	-
小牧市	福祉部市民窓口課	485-8650	小牧市堀の内3-1	(0568)76-1125	-
新城市	東三河広域連合旅券センター 新城窓口	441-1392	新城市宇東入船115 新城市役所1階	(0536)23-7628	-
東海市	パスポートセンター (東海市・知多市)	477-0031	東海市大田町後田51-1	(0562)51-3334	-
知多市					
大府市	総務部市民課	474-8701	大府市中央町5-70	(0562)45-6265	-
知立市	市民部市民課	472-8666	知立市広見3-1	(0566)95-0124	-
田原市	東三河広域連合旅券センター 田原窓口	441-3492	田原市田原町南番場30-1	(0531)23-3511	-
愛西市	市民協働部市民課	496-8555	愛西市稲葉町米野308	(0567)55-7112	-
美浜町	厚生部住民課	470-2492	知多郡美浜町大字河和字北田面106	(0569)82-1111	-
幸田町	住民こども部住民課	444-0192	額田郡幸田町大字菱池字元林1-1	(0564)63-5111	-
設楽町	東三河広域連合旅券センター 設楽窓口	441-2301	北設楽郡設楽町田口字辻前14	(0536)62-0519	-
東栄町	東三河広域連合旅券センター 東栄窓口	449-0292	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25	(0536)76-0503	-
豊根村	東三河広域連合旅券センター 豊根窓口	449-0403	北設楽郡豊根村下黒川蔵平2	(0536)85-1313	-
※豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、田原市、愛西市、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村の30市町村に住民登録をされている方は、原則、当該市町村が指定する旅券窓口を御利用ください。					



所在地	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
<b>○県税事務所</b>					
名古屋	名古屋東部県税事務所	460-8483	名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)	(052)953-7711	(052)953-7722
	名古屋北部県税事務所	451-8555	名古屋市西區城西1-9-2	(052)531-6301	(052)531-8920
	名古屋西部県税事務所	454-8503	名古屋市中川區中郷1-3	(052)362-3211	(052)362-3887
	名古屋南部県税事務所	456-8558	名古屋市熱田區森後町8-22	(052)682-8920	(052)682-8910
尾張	東尾張県税事務所	486-8515	春日井市鳥居松町3-65	(0568)81-3141	(0568)84-6563
	西尾張県税事務所	491-8506	一宮市新生2-21-12	(0586)45-3166	(0586)46-3855
知多	知多県税事務所	475-8505	半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内)	(0569)89-8171	(0569)21-8135
西三河	西三河県税事務所	444-8503	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	(0564)27-2708	(0564)23-4666
	豊田加茂県税事務所	471-8537	豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内)	(0565)32-3383	(0565)35-0921
東三河	東三河県税事務所	440-8528	豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎内))	(0532)35-6120	(0532)54-5125
<b>○その他の愛知県の機関</b>					
	障害福祉課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県庁西庁舎1階)	(052)954-6294	(052)954-6920
	医療療育総合センター	480-0392	春日井市神屋町713-8	(0568)88-0811	(0568)88-0839
	精神保健福祉センター	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1 (愛知県東大手庁舎8階)	(052)962-5377	(052)962-5375
	就業促進課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県庁本庁舎2階)	(052)954-6367	(052)954-6927
	総合教育センター	470-0151	愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾68	(0561)38-2211	(0561)38-2780
	競技・施設課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県庁西庁舎8階)	(052)954-7472	(052)951-1005
<b>○税務署</b>					
<p>国税に関する一般的なご質問・ご相談は          ○国税庁ホームページの「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。          ○電話での相談は、国税相談専用ダイヤルにより、名古屋国税局「電話相談センター」をご利用ください。          国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901 (ナビダイヤル)          受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)          ※税務署に電話して音声案内「1」を選択していただいても「電話相談センター」につながります。          ○聴覚や発話に障害があり、電話での相談が困難な方は、国税庁ホームページの聴覚障害者等電子メール又は聴覚障害者等ファクシミリ (052-951-4614) をご利用ください。          ○税務署での相談を希望される方は、事前予約が必要ですので税務署に電話して音声案内「2」を選択してください。</p>					
名古屋	千種税務署	464-8555	名古屋市千種区振甫町3-32	(052)721-4181	-
	名古屋東税務署	461-8621	名古屋市東区主税町3-18 (名古屋第三国税総合庁舎)	(052)931-2511	-
	名古屋北税務署	462-8543	名古屋市北区清水5-6-16	(052)911-2471	-
	名古屋西税務署	451-8503	名古屋市西區押切2-7-21	(052)521-8251	-
	名古屋中村税務署	453-8686	名古屋市中村区太閤3-4-1	(052)451-1441	-
	名古屋中税務署	460-8522	名古屋市中区三の丸3-3-2 (名古屋国税総合庁舎)	(052)962-3131	-
	昭和税務署	467-8510	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1-4	(052)881-8171	-
	熱田税務署	456-8711	名古屋市熱田區花表町7-17	(052)881-1541	-
	中川税務署	454-8511	名古屋市中川區尾頭橋1-7-19	(052)321-1511	-
尾張	一宮税務署	491-8502	一宮市栄4-5-7	(0586)72-4331	-
	尾張瀬戸税務署	489-8520	瀬戸市熊野町76-1	(0561)82-4111	-
	津島税務署	496-8720	津島市良王町2-31-1	(0567)26-2161	-
	小牧税務署	485-8651	小牧市中央1-424	(0568)72-2111	-
知多	半田税務署	475-8686	半田市宮路町50-5	(0569)21-3141	-
西三河	岡崎税務署	444-8552	岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎)	(0564)58-6511	-
	刈谷税務署	448-8523	刈谷市若松町1-46-1 (刈谷合同庁舎)	(0566)21-6211	-

所在地	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
西三河	豊田税務署	471-8521	豊田市常盤町1-105-3 (豊田合同庁舎)	(0565)35-7777	-
	西尾税務署	445-8602	西尾市熊味町南十五夜41-1	(0563)57-3111	-
東三河	豊橋税務署	440-8504	豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎)	(0532)52-6201	-
	新城税務署	441-1372	新城市字裏野1-1	(0536)22-2141	-
<b>○年金事務所</b>					
・ねんきんダイヤルご利用にあたって		日本年金機構のホームページをご覧ください。 <a href="https://www.nenkin.go.jp/">https://www.nenkin.go.jp/</a>			
・耳や発声が不自由なために電話による年金相談を行うことが困難な方のためのファクシミリによる年金相談					
・年金事務所等の受付時間のご案内					
名古屋	大曾根年金事務所	461-8685	名古屋市東区東大曾根町28-1	(052)935-3344	(052)937-7011
	街角の年金相談センター栄	460-0008	名古屋市中区栄4-2-29 (JRE名古屋広小路プレイス8階)	(052)242-2340	-
	中村年金事務所	453-8653	名古屋市中村区太閤1-19-46	(052)453-7200	(052)451-5711
	街角の年金相談センター名古屋	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16 (井門名古屋ビル2階)	(052)453-0061	-
	鶴舞年金事務所	460-0014	名古屋市中区富士見町2-13	(052)323-2553	(052)322-5011
	熱田年金事務所	456-8567	名古屋市熱田区伝馬2-3-19	(052)671-7263	(052)681-8911
	笠寺年金事務所	457-8605	名古屋市南区柵下町3-21	(052)822-2512	(052)811-9511
	昭和年金事務所	466-8567	名古屋市昭和区桜山町5-99-6 (桜山駅前ビル)	(052)853-1463	(052)853-3700
	名古屋西年金事務所	451-8558	名古屋市西區城西1-6-16	(052)524-6855	(052)524-1011
	名古屋北年金事務所	462-8666	名古屋市北区清水5-6-25	(052)912-1213	(052)912-0511
尾張	一宮年金事務所	491-8503	一宮市新生4-7-13	(0586)45-1418	(0586)44-4511
	瀬戸年金事務所	489-8686	瀬戸市共栄通4-6	(0561)83-2412	(0561)83-4811
知多	半田年金事務所	475-8601	半田市西新町1-1	(0569)21-2375	(0569)25-2430
西三河	岡崎年金事務所	444-8607	岡崎市朝日町3-9	(0564)23-2637	(0564)23-4511
	刈谷年金事務所	448-8662	刈谷市寿町1-401	(0566)21-2110	(0566)21-8011
	豊田年金事務所	471-8602	豊田市神明町3-33-2	(0565)33-1123	(0565)33-1211
東三河	豊橋年金事務所	441-8603	豊橋市菰口町3-96	(0532)33-4111	(0532)33-3411
	豊川年金事務所	442-8605	豊川市金屋町32	(0533)89-4042	(0533)89-2911
※名古屋市北区、春日井市、小牧市の厚生年金・健康保険の適用・徴収は、大曾根年金事務所へ、 名古屋市北区、春日井市、小牧市の国民年金業務、年金受給の手続・ご相談は、名古屋北年金事務所へお願いします。					
<b>○家庭裁判所</b>					
名古屋家庭裁判所		460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-1	(052)223-2015	-
名古屋家庭裁判所一宮支部		491-0842	一宮市公園通4-17	(0586)73-3162	-
名古屋家庭裁判所半田支部		475-0902	半田市宮路町200-2	(0569)21-0354	-
名古屋家庭裁判所岡崎支部		444-8550	岡崎市明大寺町字奈良井3	(0564)51-8950	-
名古屋家庭裁判所豊橋支部		440-0884	豊橋市大国町110	(0532)52-3251	-
<b>○公証人役場</b>					
名古屋	葵町公証役場	461-0002	名古屋市東区代官町35-16 (第一富士ビル3階)	(052)931-0353	(052)931-0327
	熱田公証役場	456-0031	名古屋市熱田区神宮4-7-27 (宝ビル18号館2階)	(052)682-5973	(052)682-5561
	名古屋駅前公証役場	450-0003	名古屋市中村区名駅南1-17-29 (広小路ESビル7階)	(052)551-9737	(052)571-0138
尾張	春日井公証役場	486-0844	春日井市鳥居松町4-52	(0568)85-9351	(0568)85-9352
	一宮公証役場	491-0858	一宮市栄1-9-20 (朝日生命一宮ビル5階)	(0586)72-4925	(0586)72-1866

所在地	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
知多	半田公証役場	475-0902	半田市宮路町273 (終ビル2階)	(0569) 22-1551	(0569) 22-1529
西三河	岡崎公証人合同役場	444-0813	岡崎市羽根町字貴登野15 (シビックセンター2階)	(0564) 58-8193	(0564) 58-8221
	豊田公証役場	471-0027	豊田市喜多町6-3-4	(0565) 34-1731	(0565) 41-6167
	西尾公証役場	445-0852	西尾市花ノ木町3-3 (丸万ビル3階)	(0563) 54-5699	(0563) 54-5874
東三河	豊橋公証人合同役場	440-0888	豊橋市駅前大通2-81 (emCAMPUS EAST4階)	(0532) 52-2312	(0532) 53-9090
	新城公証役場	441-1374	新城市字町並16	(0536) 23-5768	(0536) 23-7590
<b>○成年後見センター</b>					
名古屋	名古屋市成年後見あんしんセンター	462-8558	名古屋市北区清水4-17-1	(052) 856-3939	(052) 919-7585
尾張	春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター	486-0857	春日井市浅山町1-2-61 (春日井市総合福祉センター内)	(0568) 82-9232	(0568) 84-3933
	犬山市成年後見センター	484-8501	犬山市大字犬山字東畑36	(0568) 61-1800	(0568) 44-0364
	江南市成年後見センター	483-8279	江南市古知野町宮裏121 (老人福祉センター内)	(0587) 81-8577	(0587) 55-5262
	尾張北部権利擁護支援センター	485-0041	小牧市小牧5-407 ふれあいセンター 2階	(0568) 74-5888	(0568) 74-5855
	尾張東部権利擁護支援センターあすライズ	470-0136	日進市竹の山4-301 (日進市障害者福祉センター内)	(0561) 75-5008	(0561) 75-5088
	稲沢市成年後見センター	492-8269	稲沢市稲府町1 (稲沢市市役所東庁舎1階)	(0587) 22-5565	(0587) 33-4666
	清須市成年後見支援センター	452-0931	清須市一場古城604-15 (清洲総合福祉センター内)	(052) 409-3217	(052) 401-0032
	北名古屋権利擁護センター	481-8501	北名古屋市熊之庄御榎60	(0568) 22-1111	(0568) 26-4477
	豊山町成年後見センター	480-0202	西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪270 (豊山町社会福祉協議会内)	(0568) 29-0002	(0568) 39-0017
	おおはる成年後見支援センター	490-1143	海部郡大治町大字砂子字西河原18 (大治町総合福祉センター1階)	(052) 433-1505	(052) 442-0882
	あま市権利擁護センター	497-8602	あま市七宝町沖之島深坪1	(052) 444-3135	(052) 444-1074
	海部南部権利擁護センター	490-1405	弥富市神戸3-25 (弥富市役所十四山支所内)	(0567) 69-8181	(0567) 69-8180
	愛西市権利擁護支援センター	496-0907	愛西市稲葉町米野220-1 (ふくしの相談窓口内)	(0567) 31-6232	(0567) 31-6233
	知多	知多地域権利擁護支援センター	478-0047	知多市緑町32-6 (知多市福祉活動センター内)	(0562) 39-3770
大府市成年後見センター		474-8701	大府市中央町5-70	(0562) 38-5338	(0562) 47-3150
西三河	岡崎市成年後見支援センター	444-0802	岡崎市美合町五本松68-12 (社会福祉センター3階)	(0564) 47-8760	(0564) 47-8753
	碧南市成年後見支援センター	447-0869	碧南市山神町8-35 (碧南市社会福祉協議会内)	(0566) 46-3701	(0566) 48-6522
	刈谷市成年後見支援センター	448-0024	刈谷市下重原町3-120	(0566) 23-6954	(0566) 25-2498
	豊田市成年後見支援センター	471-0877	豊田市錦町1-1-1 (豊田市福祉センター内)	(0565) 63-5566	(0565) 33-2346
	安城市後見支援センター	446-0046	安城市赤松町大北78-4	(0566) 77-0284	(0566) 73-0437
	西尾市成年後見センター	445-0852	西尾市花ノ木町2-1	(0563) 56-5900	(0563) 57-7800
	知立市成年後見支援センター	472-0012	知立市八ツ田町泉43 (知立市福祉の里八ツ田内)	(0566) 45-7325	(0566) 83-4070
	高浜市権利擁護支援センター	444-1334	高浜市春日町5-165	(0566) 52-2002	(0566) 52-4100
	みよし市成年後見支援センター	470-0224	みよし市三好町湯ノ前4-5 (ふれあい交流館内)	(0561) 33-5020	(0561) 34-6331
	幸田町成年後見支援センター	444-0113	幸田町大字菱池字錦田82-4 (福祉サービスセンター内)	(0564) 62-7171	(0564) 62-7254

所在地	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
東三河	豊橋市成年後見支援センター	440-0055	豊橋市前畑町115 (総合福祉センター「あイトピア」内)	(0532) 57-6800	(0532) 53-7778
	東三河後見センター	442-0033	豊川市豊川町辺通4-4 (豊川商工会議所3階)	(0533) 80-2707	(0533) 80-2708
	豊川市成年後見支援センター	442-0068	豊川市諏訪3-242	(0533) 83-6377	(0533) 89-5222
	蒲郡市成年後見センター	443-0056	蒲郡市神明町18-4 (勤労福祉会館内)	(0533) 69-3911	(0533) 69-3993
東三河	新城市権利擁護支援センター	441-1363	新城市字東沖野20-12 (しんしろ福祉会館内)	(0536) 24-9811	(0536) 23-5046
	田原市成年後見センター	441-3422	田原市赤石2-2 (田原福祉センター内)	(0531) 23-0610	(0531) 23-3970
<b>○公共職業安定所(ハローワーク)</b>					
愛知労働局 (職業安定部職業対策課)		460-0003	名古屋市中区錦2-14-25 (ヤマイチビル13階)	(052) 219-5507	(052) 220-0572
" (あいち雇用助成室)		460-0003	名古屋市中区錦2-14-25 (ヤマイチビル11階)	(052) 219-5519	(052) 219-5543
名古屋	名古屋中公共職業安定所	460-8640	名古屋市中区錦2-14-25 (ヤマイチビル2~10階)	(052) 855-3740	(052) 857-0220
	あいちマザーズハローワーク	460-8640	名古屋市中区錦2-14-25 (ヤマイチビル3階)	(052) 855-3780	(052) 688-5777
	愛知新卒応援ハローワーク	460-8640	名古屋市中区錦2-14-25 (ヤマイチビル9階)	(052) 855-3750	(052) 857-0007
	名古屋南公共職業安定所	456-8503	名古屋市熱田区旗屋2-22-21	(052) 681-1211	(052) 682-0134
	名古屋東公共職業安定所	465-8609	名古屋市名東区平和が丘1-2	(052) 774-1115	(052) 774-2888
尾張	一宮公共職業安定所	491-8509	一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎内)	(0586) 45-2048	(0586) 46-2179
	瀬戸公共職業安定所	489-0871	瀬戸市東長根町86	(0561) 82-5123	(0561) 83-8226
	津島公共職業安定所	496-0042	津島市寺前町2-3	(0567) 26-3158	(0567) 28-9459
	犬山公共職業安定所	484-8609	犬山市松本町2-10	(0568) 61-2185	(0568) 61-2188
	春日井公共職業安定所	486-0807	春日井市南下原町2-14-6	(0568) 81-5135	(0568) 81-1978
知多	半田公共職業安定所	475-8502	半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎)	(0569) 21-0023	(0569) 21-9045
西三河	岡崎公共職業安定所	444-0813	岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎1階)	(0564) 52-8609	(0564) 58-8617
	豊田公共職業安定所	471-8609	豊田市常盤町3-25-7	(0565) 31-1400	(0565) 31-6188
	刈谷公共職業安定所	448-8609	刈谷市若松町1-46-3	(0566) 21-5001	(0566) 21-5055
	" 碧南出張所	447-0865	碧南市浅間町1-41-4	(0566) 41-0327	(0566) 48-2263
	西尾公共職業安定所	445-0071	西尾市熊味町小松島41-1	(0563) 56-3622	(0563) 56-3624
東三河	豊橋公共職業安定所	440-8507	豊橋市大國町111 (豊橋地方合同庁舎内)	(0532) 52-7191	(0532) 52-7196
	豊川公共職業安定所	442-0888	豊川市千歳通1-34	(0533) 86-3178	(0533) 86-3170
	" 蒲郡出張所	443-0034	蒲郡市港町16-9	(0533) 67-8609	(0533) 67-1881
	新城公共職業安定所	441-1384	新城市西入船24-1	(0536) 22-1160	(0536) 22-1162
<b>○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部</b>					
愛知障害者職業センター		460-0003	名古屋市中区錦1-10-1 (MIテラス名古屋伏見5階)	(052) 218-2380	(052) 218-2379
愛知障害者職業センター豊橋支所		440-0888	豊橋市駅前大通1-27 (MUS豊橋ビル6階)	(0532) 56-3861	(0532) 56-3860
高齢・障害者業務課		460-0003	名古屋市中区錦1-10-1 (MIテラス名古屋伏見4階)	(052) 218-3385	(052) 218-3389
<b>○障害者就業・生活支援センター等</b>					
豊橋障害者就業・生活支援センター		440-0022	豊橋市岩崎町字長尾119-2	(0532) 69-1323	(0532) 62-7283
知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」		470-2102	知多郡東浦町大字緒川字寿久茂129	(0562) 34-6669	(0562) 34-6618
なごや障害者就業・生活支援センター		462-0825	名古屋市北区大曾根2-9-25	(052) 908-1022	(052) 908-1023
西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪(りんりん)」		444-3511	岡崎市舞木町字小井沢4-1	(0564) 27-8511	(0564) 27-8511
尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」		491-0931	一宮市大和町馬引字郷裏41 (ハイツノダコウ102号室)	(0586) 85-8619	(0586) 64-5852

所在地域	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
	尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」	480-0305	春日井市坂下町4-295-1	(0568)88-5115	(0568)88-5015
	尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」	465-0065	名古屋市名東区梅森坂3-3607 (ネットワークひまわり1階)	(052)709-3891	(052)709-3892
	西三河北部障がい者就業・生活支援センター	471-0066	豊田市栄町1-7-1	(0565)36-2120	(0565)36-0567
	海部障害者就業・生活支援センター	496-0807	津島市天王通り6-1 (六三ビル1階102号室)	(0567)22-3633	(0567)22-3634
	東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」	441-1301	新城市矢部字本並48	(0536)24-1314	(0536)24-1555
	尾張中部障害者就業・生活支援センター	452-0815	名古屋市西区八筋町260 (ITALIAN第三平松マンション501)	(052)908-2540	(052)908-2541
	西三河南部西障害者就業・生活支援センター「くるくる」	448-0843	刈谷市新栄町7-73 (フラワービル3階)	(0566)70-8020	(0566)70-8511
	障害者就労支援センターめいしんれん	453-0053	名古屋市中村区中村町7-84-1 (名身連福祉センター内)	(052)433-6574	(052)413-5808
	障害者就労支援センターめいりは	467-8622	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンター地下1階)	(052)835-3837	(052)835-3826
	名古屋市障害者雇用支援センター	456-0073	名古屋市熱田区千代田町20-26	(052)678-3333	(052)683-5250
	とよはし総合相談支援センター「ほっとびあ」	440-0055	豊橋市前畑町115あいトピア2階	(0532)56-4111	(0532)57-2595
	半田市障がい者相談支援センター	475-0918	半田市雁宿町1-22-1 (半田市福祉文化会館 (瀧上工業雁宿ホール) 内)	(0569)21-5585	(0569)23-7745
	若竹荘 地域生活推進センター	442-0007	豊川市大崎町下金居場55	(0533)86-3601	(0533)86-1199
	碧南市障害者就労相談支援事業所	447-0869	碧南市山神町8-35 (碧南市社会福祉協議会内)	(0566)46-3701	(0566)48-6522
	豊田市障がい者就労・生活支援センター	471-0066	豊田市栄町1-7-1	(0565)36-2120	(0565)36-0567
	たかはま障がい者支援センター	444-1334	高浜市春日町5-165 (いきいき広場2階)	(0566)54-3009	(0566)52-7918
	日進市障害者相談支援センター	470-0136	日進市竹の山4-301 (日進市障害者福祉センター内)	(0561)72-0853	(0561)75-6615
	みよし市暮らし・はたらく相談センター	470-0224	みよし市三好町湯ノ前4-5 (みよし市立ふれあい交流館内)	(0561)33-5070	(0561)34-6331
<b>○職業能力開発施設等</b>					
	愛知障害者職業能力開発校	441-1231	豊川市一宮町上新切33-14	(0533)93-2102	(0533)93-6554
	なごや職業開拓校<(社福)共生福祉会> (知的障害者・精神障害者対象)	451-0051	名古屋市西区則武新町2-24-14	(052)582-6006	(052)582-6022
<b>○障害児等療育支援事業</b>					
	愛知県医療療育総合センター	480-0392	春日井市神屋町713-8	(0568)88-0811	(0568)88-0964
	愛知県青い鳥医療療育センター	452-0822	名古屋市西区中小田井5-89	(052)501-4079	(052)501-4085
	愛厚弥富の里	498-0000	弥富市栄南町7-2	(0567)68-4322	(0567)68-3996
	ひまわり福祉会杜の家	465-0065	名古屋市名東区梅森坂3-4101	(052)709-3813	(052)709-3814
	樫の木福祉会ゆんたく	491-0931	一宮市大和町馬引字郷裏42	(0586)64-5882	(0586)64-5852
	子ども発達支援センター おりーぶ	483-8166	江南市赤童子町南山182	(0587)56-7255	(0587)56-7264
	知多地域障害者生活支援センターらifu	470-2102	知多郡東浦町大字緒川字寿久茂129	(0562)34-6609	(0562)34-6618
	豊田市子ども発達センター	471-0062	豊田市西山町2-19	(0565)32-8981	(0565)32-8902
	岡崎市子ども発達センター	444-0011	岡崎市欠町字清水田6-4	(0564)23-7067	(0564)23-7538
	愛知県三河青い鳥医療療育センター	444-0002	岡崎市高隆寺町字小屋場9-3	(0564)64-7980	(0564)64-7981
	社会福祉法人くるみ会	445-0874	西尾市菱池町平池71-1	(0563)65-6630	(0563)65-6644
	岩崎学園	440-0022	豊橋市岩崎町字利兵71	(0532)61-2062	(0532)62-7235
	豊橋あゆみ学園	440-0845	豊橋市高師町字北原1-104	(0532)63-5031	(0532)39-5778
	豊橋市子ども発達センター	441-8539	豊橋市中野町字中原100 (ほいっふ内)	(0532)39-9200	(0532)47-0911



## ■その他の施設

所在地域	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
<b>○勤労身体障害者文化体育施設</b>					
	愛知勤労身体障害者体育館	495-0001	稲沢市祖父江町祖父江寺西14-5	(0587)97-6630	(0587)97-1010
<b>○障害者スポーツセンター</b>					
	名古屋市障害者スポーツセンター	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501	(052)703-6633	(052)704-8370
<b>○身体障害者総合福祉センター</b>					
	全国身体障害者総合福祉センター戸山サンライズ	162-0052	東京都新宿区戸山1-22-1	(03)3204-3611	(03)3232-3621
<b>○おもちゃ図書館(愛知県おもちゃ図書館連絡協議会会員図書館)</b>					
名古屋	名古屋市社会福祉協議会 おもちゃ図書館ともだち (第1月、第2土、第3日開館)	462-8558	名古屋市北区清水4-17-1 (名古屋市総合社会福祉会館)	(052)911-3180	(052)917-0702
	おもちゃ図書館キディバスケット (第2土開館)	462-0014	名古屋市北区楠味鏡3-612 (名古屋市楠地区会館)	(052)901-3301	(052)901-3301
	名古屋中村おもちゃ図書館 (第2土開館)	453-0044	名古屋市中村区鳥居通3-1-3 (中村生涯学習センター)	(052)471-8121	(052)471-8122
	ひだまりおもちゃ図書館	453-0855	名古屋市中村区鳥森町6-298	(052)485-7403	(052)485-7403
	にじのひかり教室おもちゃ図書館	453-0035	名古屋市中村区十王町12-2グリーンズ本陣1C	(052)482-5085	-
	おもちゃ図書館たんたん (第2土開館)	466-0005	名古屋市昭和区雪見町2-14 (名古屋市昭和区子育て応援拠点 こころと)	(052)784-7787	(052)784-7707
	昭和区おもちゃライブラリーポップ (第3土開館)	466-0051	名古屋市昭和区御器所3-18-1 (名古屋市昭和区社会福祉協議会)	(052)844-5511	(052)883-2231
	おもちゃ図書館びっころ (第2土開館)	457-0833	名古屋市南区東又兵衛町5-1-10 (南生涯学習センター)	(052)613-1310	(052)613-1326
尾張	一宮市おもちゃ図書館おもちゃの城 (火・水・金、第2・4土開館)	491-0103	一宮市浅井町前野字西藪34 (ふれあいセンターめぐみ)	(0586)52-0801	(0586)52-0801
	一宮市おもちゃ図書館なかよし (月・木・金、第1・3土開館)	491-0802	一宮市丹陽町重吉字北屋敷380 (ふれあいセンターなごみ)	(0586)76-1260	(0586)76-1260
	瀬戸おもちゃ図書館クレヨン (第1・2・3土開館)	489-0919	瀬戸市川端町1-31 (瀬戸市福祉保健センター)	(0561)84-2011	(0561)85-2275
	春日井市おもちゃ図書館はるかぜ (第2・4土開館)	486-0857	春日井市浅山町1-2-61 (春日井市総合福祉センター)	(0568)85-4321	(0568)86-3156
	ポニーの部屋おもちゃ図書館 (水、第1・第3土開館)	484-0061	犬山市前原字南中根 1	(0568)62-2508	-
	おもちゃの図書館まごころ (第2・4土開館)	484-0945	犬山市字青塚22-3	(080)3282-1527	-
	小牧市おもちゃ図書館きらら (デイサービス施設開館日)	485-0832	小牧市応時3-230 (障害者デイサービス施設ひかり)	(0568)71-1003	(0568)71-1003
	尾張旭おもちゃ図書館 (木、第4土開館)	488-0839	尾張旭市渋川町3-5-7 (尾張旭市渋川福祉センター内)	(0561)54-4540	(0561)51-1880
	清須おもちゃ図書館 (第2土開催)	452-0931	清須市一場古城604-15 (清須市清洲総合福祉センター)	(052)401-0031	(052)401-0032
	ひだまり (第3月開館)	452-0065	清須市西枇杷島町芳野2-58-1	(052)501-4119	-
	大口おもちゃ図書館さくら (第2土、第3木開館)	480-0126	丹羽郡大口町伝右1-35 (大口町健康文化センター)	(0587)94-0060	(0587)94-0059
	扶桑町おもちゃ図書館ピノキオ (木開館)	480-0104	丹羽郡扶桑町大字齊藤字榎230 (扶桑町総合福祉センター)	(0587)93-4300	(0587)93-4349
	大治おもちゃ図書館ゆめあゆみ (第3水、第2・4土開館)	490-1143	海部郡大治町砂子字西河原18 (大治町総合福祉センター希望の家)	(052)442-0990	(052)442-0882



所在地域	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
知多	おもちゃ図書館つみき (第2土、第4木開館)	475-0918	半田市雁宿町1-22-1 (半田市福祉文化会館)	(0569)25-0002	(0569)32-3435
	常滑市おもちゃ図書館ポッケ (第1・3木開館)	479-0852	常滑市神明町3-35 (とこなめ市民交流センター)	(0569)43-0660	(0569)43-0838
	おもちゃ図書館うみは (第2月開館)	470-2403	知多郡美浜町北方1-1	(0569)83-2066	(0569)82-5160
	東海市おもちゃ図書館 (木、第2・4土開館)	476-0003	東海市荒尾町西廻間2-1 (東海市しあわせ村)	(052)689-1605	(052)604-5001
	大府市おもちゃ図書館あいあい (第1土開館)	474-0035	大府市江端町6-19 (大府市発達支援センターおひさま)	(0562)47-7834	(0562)47-1120
西三河	岡崎市おもちゃ図書館きらら (第2土開館)	444-2136	岡崎市上里2-14-1 (あそびと学びの教室きらキッズ)	(080)5298-8700	(0564)74-8688
	豊田さなげモデルルームおもちゃ図書館 (第1・2・3土開館)	470-0373	豊田市四郷町東畑70-1 (井郷交流館)	(0565)45-4807	(0565)45-4824
	知立市おもちゃ図書館 (月～金開館)	472-0012	知立市八ツ田町神明35 (南子育て支援センター内)	(0566)81-4061	(0566)81-4061
	高浜市社会福祉協議会おもちゃライブラリー (月～金開館)	444-1311	高浜市本郷町6-6-15	(0566)52-0218	(0566)52-0218
	碧南市おもちゃ図書館れいんぼうや (第1・3木、第2・4日開館)	447-0869	碧南市山神町8-35 (へきなん福祉センターあいくる こどもプラザこころつくしんかわ内)	(0566)42-5569	(0566)48-6522
東三河	豊橋市おもちゃ図書館 なかよしライブラリー (第1・3土開館)	440-0055	豊橋市前畑町115 (豊橋市総合福祉センター)	(0532)52-1111	(0532)52-1112
	豊川おもちゃ図書館びつくりばこ (第4水開館)	441-1202	豊川市上長山町西水神平7-2 (長山駅前集会所)	-	-
	田原市おもちゃ図書館お陽さまライブラリー (第2土、第3水開館)	441-3422	田原市赤石2-2 (田原福祉センター)	(0531)23-3811	(0531)23-3970
<b>○視聴覚障害者情報提供施設等</b>					
	社会福祉法人日本点字図書館	169-8586	東京都新宿区高田馬場1-23-4	(03)3209-0241	(03)3204-5641
	明生会館 (点字図書館)	440-0874	豊橋市東松山町37	(0532)52-2614	(0532)52-2634
	〃 (盲人ホーム)	440-0874	豊橋市東松山町37	(0532)54-4812	(0532)39-5877
	名古屋ライトハウス 情報文化センター	455-0013	名古屋市中区港陽1-1-65	(052)654-4521	(052)654-4481
	愛知芸術文化センター愛知県図書館	460-0001	名古屋市中区三の丸1-9-3	(052)212-2323	(052)212-3674
	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 日本視覚障害者センター	169-8664	東京都新宿区西早稲田2-18-2	(03)3200-0011	(03)3200-7755
	あいち聴覚障害者センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館1階 【メール】 aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	(052)228-6660	(052)221-8663

## ■ 相談窓口の受付時間一覧

### ○児童・障害者相談センター(障害者相談部門)

中央、西三河、東三河の3か所の児童・障害者相談センター障害者相談課では、身体障害者手帳の発行、自立支援医療（更生医療）の判定、補装具の判定、療育手帳（18歳以上）の判定・発行などの事務を行っていますので、何かご不明な点があるときはお問い合わせください。

また、身体障害者・知的障害者の方に関する専門的な相談などについては、この3センターのほか、海部、知多、豊田加茂、新城設楽の4か所の児童・障害者相談センターにおいても対応しています。

なお、障害福祉サービスの利用や手当・医療など生活全般にわたる各種相談については、市町村の障害福祉担当窓口（p77～78参照）及び指定一般相談支援事業所で行っていますので、まずはお住まいの市町村へご相談ください。

加えて、障害者差別に関する相談について、市町村を支援する広域相談窓口として相談に対応しています。

児童・障害者 相談センター	管轄区域	受付時間
中 央	(一宮市)、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町	月～金 8:45～ 17:30
海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	
知 多	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	
西 三 河	(岡崎市)、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	(祝日、年末年始を除く)
豊田加茂	(豊田市)、みよし市	
東 三 河	(豊橋市)、豊川市、蒲郡市、田原市	
新城設楽	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	

(注1) 身体障害者手帳発行、自立支援医療（更生医療）判定、補装具判定、療育手帳発行（18歳以上）事務については、中央、西三河、東三河の3センターがそれぞれ点線内の市町村も所管しています。

(注2) 身体障害者手帳交付事務のうち中核市の豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市については、各市がそれぞれ実施しています。

(注3) 専門的な相談については7センターが管内の市町村をそれぞれ所管しています。

### ○県民相談・情報センター、県民相談室

県の仕事に対する問い合わせ等に対応するほか、交通事故、法律問題等の相談を行っています。

また、専門的な相談や犯罪による被害を受けられた方等、相談窓口が分からない方には、相談窓口の総合案内を行っています。

なお、法律相談などについては、事前に予約が必要ですので、ご確認ください。

<県民相談>

名 称	県 政	交通事故	法律 (面接・予約制)
愛知県県民相談 ・情報センター	月～金 9:00～17:15	月～金 9:00～17:15 巡回相談（予約制） 原則第2・4月午後 場所：一宮市ききょう会館（一宮市 音羽 1-5-17） 前週の水曜日までに要予約（052） 962-5100	毎週月 14:00～15:00
西三河県民相談室	月～金 9:00～17:15	月～金 9:00～17:15	第2水 14:00～15:00
東三河県民相談室	月～金 9:00～17:15	月～金 9:00～17:15	第4木 14:00～15:00

<その他の県民相談>

相談内容	実施場所	実 施 日
内職相談	西三河・東三河各県民相談室	毎週火 10:00～12:00、13:00～15:00
手話による相談	県民相談・情報センター 西三河・東三河各県民相談室	月・火・木・金 9:00～16:00（予約制） 月・火・木・金 10:00～16:00（予約制）
建設工事・不動産取引紛争 に関する相談	県民相談・情報センター	毎週水 13:00～16:00 面接（予約制）
医療に関する相談	県民相談・情報センター	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00（面接相 談は予約制）
労働相談	西三河・東三河各県民相談室	月～金 9:00～17:30

○消費生活総合センター

消費生活等に関する相談や情報提供を行っています。

※多言語（13言語）による相談（外国人向け専門相談（消費生活））をあいち多文化共生センター（月1回予約制）でお受けしています。詳しくは(052)961-7902 へご確認ください。

名 称	消費生活相談	多重債務法律相談 (完全予約制)
愛知県消費生活総合センター	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00	火・木 13:00～16:00 6日前（土日祝は除く）までに 要予約 (052) 962-0999

○旅券センター、旅券コーナー

旅券（パスポート）の発給に関する事務を行っています。

<愛知県の旅券窓口>

名 称	申請・交付
愛知県旅券センター	月～金・日 9:00～17:00 ※金曜日は交付のみ 18:30 まで ※日曜日は交付のみ
西三河旅券コーナー	月～金 9:00～17:00
豊田加茂旅券コーナー	月～金 10:00～17:00 ※交付のみ 18:00 まで

＜市町村の旅券窓口＞

名 称		申請・交付		
豊橋市	東三河広域連合旅券センター豊橋窓口	月～金・日	9:00～17:00	
		※日曜日は交付のみ		
一宮市	市民健康部市民課	月～金	9:00～17:00	
瀬戸市	市民生活部市民課	月～金	9:00～17:00	
半田市	クラシティブースポートセンター	月～金	9:00～17:00	
常滑市			9:00～12:00	
高浜市		※日曜日は交付のみ(9:00～12:00) ※クラシティブースの休業日は申請・交付とも休業		
阿久比町				
南知多町				
武豊町				
春日井市		市民生活部戸籍住民課	月～金・日	8:30～17:00 8:30～12:00、13:00～17:00
豊川市		東三河広域連合旅券センター 豊川窓口(プリオ窓口センター)		
		月～金・日	10:00～17:00	
津島市		市民生活部市民課	月～金	9:00～17:00
碧南市		市民協働部市民課	月～金	9:00～17:00
刈谷市		市民活動部市民課	月～金	9:00～17:00
安城市		アンフォーレ証明・旅券窓口センター		
		月～金・日	9:00～17:00	
西尾市		市民部市民課	月～金	9:00～17:00
蒲郡市		東三河広域連合旅券センター蒲郡窓口	月～金	9:00～17:00
小牧市		福祉部市民窓口課		
		月～金・日	9:00～17:00	
新城市		東三河広域連合旅券センター 新城窓口	月～金	9:00～17:00
東海市 知多市		パスポートセンター(東海市・知多市)		
		月～金	9:00～17:00	
大府市		総務部市民課		
		日	9:00～12:00	
知立市		市民部市民課	月～金	9:00～17:00
田原市		東三河広域連合旅券センター 田原窓口	月～金	9:00～17:00
愛西市		市民協働部市民課	月～金	9:00～17:00
美浜町		厚生部住民課	月～金	9:00～17:00
幸田町		住民子ども部住民課	月～金	9:00～17:00
設楽町		東三河広域連合旅券センター 設楽窓口	月～金	9:00～17:00
東栄町		東三河広域連合旅券センター 東栄窓口	月～金	9:00～17:00
豊根村		東三河広域連合旅券センター 豊根窓口	月～金	9:00～17:00

# 悩みごとに関する各種相談窓口等一覧

分野別	相談窓口名称	電話番号	受付時間	電話	面接
①様々な心の悩み	あいちこころほっとライン365 [こころの健康に関する相談]	(052)951-2881	毎日 9:00~20:30	○	×
	あいちこころのサポート相談 [こころの健康に関するSNS相談]  ※相談方法については、p11をご覧ください。	—	月~土 20:00~24:00 (23:30まで受付) 日 20:00~翌8:00 (7:30まで受付)	×	×
	精神保健福祉相談 (愛知県精神保健福祉センター) [精神疾患等、精神保健福祉に関する相談]	(052)962-5377	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	○	○ (要予約)
	瀬戸保健所	(0561)82-2158	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	○	○ (まずは、お電話でご相談ください)
	春日井保健所	(0568)31-0750			
	江南保健所	(0587)56-2157			
	清須保健所	(052)401-2100			
	津島保健所	(0567)26-4137			
	半田保健所	(0569)21-3340			
	知多保健所	(0562)32-1637			
	衣浦東部保健所	(0566)21-9337			
	西尾保健所	(0563)56-5241			
	新城保健所	(0536)22-2205			
	豊川保健所	(0533)86-3626			
	豊橋市保健所	(0532)39-9145			
	岡崎市保健所 精神保健福祉相談	(0564)23-6715	平日 9:00~17:00		
	一宮市福祉総合相談室	(0586)28-9145	平日 8:30~17:15		
	豊田市保健所 精神保健福祉相談	(0565)34-6855	平日 8:30~17:15	○	○ (要予約)
	精神保健福祉相談 (名古屋市精神保健福祉センターこころぼ) [精神疾患等、精神保健福祉に関する相談]	(052)483-2095	平日 8:45~17:15		
	こころの健康電話相談 (名古屋市精神保健福祉センターこころぼ)	(052)483-2215	平日 12:45~16:45	○	×
	千種保健センター	(052)753-1981	平日 8:45~12:00 13:00~17:15	○	○
	東保健センター	(052)934-1217			
	北保健センター	(052)917-6572			
	西保健センター	(052)523-4607			
	中村保健センター	(052)433-3092			
	中保健センター	(052)265-2261			
	昭和保健センター	(052)735-3962			
	瑞穂保健センター	(052)837-3267			
	熱田保健センター	(052)683-9682			
	中川保健センター	(052)363-4461			
	港保健センター	(052)651-6509			
	南保健センター	(052)614-2812			
	守山保健センター	(052)796-4633			
緑保健センター	(052)891-3621				
名東保健センター	(052)778-3112				
天白保健センター	(052)807-3914				
こころの健康無料相談 [名古屋市在住・在勤の方]	(052)962-9002	毎日(祝休日・年末年始を除く) 9:00~21:00			
こころの健康相談統一ダイヤル	(0570)064-556	平日9:00~22:30 (22:00まで受付) 土日祝9:00~20:30 (20:00まで受付)	○	×	
名古屋いのちの電話	(052)931-4343	毎日 24時間	○	×	
いのちの電話インターネット相談	インターネット相談 <a href="https://www.inochinodenwa.org/">https://www.inochinodenwa.org/</a>	毎日 24時間	×	×	
よりそいホットライン	(0120)279-338	毎日 24時間(無料)	○	×	
あいち自殺防止センター	(052)870-9090	金 20:00~23:00	○	×	

分野別	相談窓口名称	電話番号	受付時間	電話	面接	
②子ども・青少年	教育相談こころの電話(愛知県教育・スポーツ振興財団)	(052)261-9671	毎日 10:00~22:00 (年末年始を除く)	○	×	
	24時間電話相談「子どもSOSほっとライン24」	(0120)0-78310	毎日 24時間	○	×	
	SNS相談窓口「あいちこども相談」 [対象:愛知県内公立小中学校の小4~中3]	LINE ID:@aichi-kodomosoudan	毎週火・木・日 16:00~22:00	×	×	
	一般教育相談(愛知県総合教育センター) [児童生徒とその保護者及び関係教職員]	(0561)38-2217	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)	
	家庭教育相談(愛知県教育委員会あいちの学び推進課)	(052)961-0900	平日 9:00~16:00	○	×	
	被害少年相談電話[少年の犯罪、いじめ、虐待等の被害に関する相談]					
	少年サポートセンター名古屋 【管轄区域】 名古屋市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町	0120-7867-70 052-764-1613	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)	
	少年サポートセンター春日井 【管轄区域】 春日井市、瀬戸市、小牧市、北名古屋市、清須市、豊山町	0568-56-7910	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)	
	少年サポートセンター一宮 【管轄区域】 一宮市、江南市、岩倉市、犬山市、稲沢市、津島市、愛西市、あま市、弥富市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村	0586-23-6636	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)	
	少年サポートセンター半田 【管轄区域】 半田市、東海市、大府市、知多市、常滑市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町	0569-23-2610	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)	
	少年サポートセンター岡崎 【管轄区域】 岡崎市、刈谷市、碧南市、高浜市、安城市、知立市、西尾市、豊田市、みよし市、幸田町	0564-51-4871	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)	
	少年サポートセンター豊橋 【管轄区域】 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	0532-55-0924 (R6. 3. 31まで)	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)	
	思春期精神保健相談 (名古屋市精神保健福祉センターこころぼ)	(052)483-2095	予約受付時間 平日8:45~17:15 日程は予約時に案内します。 (祝日・年末年始を除く)	×	○ (要予約)	
	ヤングテレホン(愛知県警察本部少年サポートセンター名古屋) [少年の悩みごと、困りごとに関する相談]	(052)764-1611	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)	
	子どもの人権110番(名古屋法務局人権擁護部・愛知県人権擁護委員連合会)	(0120)007-110	平日 8:30~17:15	○	○	
	子どもの人権相談(名古屋法律相談センター・愛知県弁護士会) (非行、いじめ、虐待、無戸籍、学校事故、不登校等子どもの権利に関する相談)	電話相談 (052)586-7831	土 9:20~16:00 (祝日・年末年始を除く)	○	×	
		面談相談 予約番号(052)565-6110	予約受付時間 9:10~16:30 (土日祝を含む) ※年末年始を除く 面談相談時間 土 9:20~16:25 (祝日・年末年始を除く)	×	○ (要予約・無料)	
	電話相談 子ども家庭110番	(052)953-4152	平日 9:00~17:00	○	×	
	児童相談所全国共通ダイヤル	189	毎日 24時間	○	×	
	子ども教育相談「ハートフレンドなごや」 (名古屋市教育センター内)	電話相談 (052)683-8222	月~金 9:30~19:00 土 9:30~12:00 (祝日・年末年始を除く)	○	×	
来所相談 【予約専用ダイヤル】 (052)683-6415		平日 9:30~17:00	×	○ (要予約)		
その他、県内各福祉相談センター内児童・障害者相談センター、各児童相談センター、お住まいの市町村及び市町村教育委員会で総合的な相談が受けられます。						
③ひきこもり	ひきこもり専門相談 (愛知県精神保健福祉センター)	(052)962-3088	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	○	○ (要予約)	
	ひきこもり相談 (各県保健所)	最寄の県保健所にお問い合わせください。	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	○	○ (まずは、お電話でご相談ください)	
	ひきこもり相談 (名古屋市ひきこもり地域支援センター)	(052)483-2077	平日 8:45~17:15	○	○ (要予約)	



分野別	相談窓口名称	電話番号	受付時間	電話	面接	
④女性	女性悩みごと電話相談（愛知県女性相談センター） [家庭内不和、男女問題、経済不安、DV、一時保護等の相談]	(052)962-2527	月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○ (要予約)	
	弁護士による法律相談(愛知県女性相談センター)	予約受付 052-962-2528	月 14:00～16:00 (祝日・年末年始等を除く)	×	○ (要予約)	
	弁護士によるDV専門電話相談 (愛知県女性相談センター) [ドメスティック・バイオレンス専門の相談]	(052)962-2528	月 14:00～15:30 (祝日・年末年始を除く)	○	×	
	性犯罪被害110番(愛知県警察本部) [性犯罪被害相談]	#8103 (0120-67-7830)	毎日 24時間	○	×	
	ストーカー110番(愛知県警察本部) [ストーカー被害に関する相談]	(052)961-0888	毎日 24時間	○	×	
	女性の人権ホットライン(名古屋法務局人権擁護部・愛知県人権擁護委員連合会)	(0570)070-810	平日 8:30～17:15	○	○	
	女性に対する暴力被害に関する法律相談(電話相談) (名古屋法律相談センター・愛知県弁護士会)	(052)571-3110	木 14:00～16:00 (祝日・年末年始等を除く)	○	○ (要予約・有料)	
	女性の健康相談(愛知県助産師会)	(090)1412-1138	月～土 13:30～16:30 (祝日・盆・年末年始等を除く)	○	×	
	弁護士相談(愛知母子・父子福祉センター) [ひとり親家庭及び寡婦に対する法律相談]	予約番号 (052)915-8862	平日 9:00～17:30 (予約受付時間)	×	○ (要予約)	
	その他、県内各女性相談センター駐在室(県福祉相談センター地域福祉課内)で女性の悩みごと相談が受けられます。					
⑤子育て	ひとり親家庭等電話相談(愛知母子・父子福祉センター) [ひとり親家庭及び寡婦の生活全般に関する相談]	(052)915-8886	月・水・金 10:00～16:00	○	×	
	時間外電話相談[育児もしもしキャッチ] (あいち小児保健医療総合センター) [育児相談、母と子の健康に関する相談]	(0562)43-0555	水～土 17:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)	○	×	
	あいち子育て女性再就職サポートセンター [子育てしながら働きたい女性の再就職を支援します]	(052)485-6996	平日 9:30～18:00 土 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○ (要予約)	
	あいちマザーズハローワーク [子育てしながら働きたい方等への職業相談]	(052)855-3780	平日 8:30～17:15	○	○	
	養育費相談(愛知母子・父子福祉センター) [ひとり親家庭の子どもの養育費に関する相談]	(052)915-8816	平日 10:00～16:00	○	○ (要予約)	
	小児救急電話相談 [かかりつけ医が診療していない夜間の医療相談]	#8000 (052-962-9900)	毎日 19:00～翌朝8:00	○	×	
	母子・父子自立支援員 [ひとり親家庭等の自立支援・就業・生活・子育てに関する相談]	お住まいの市(町村の方は最寄の県福祉相談センター地域福祉課)にお問い合わせください。				
	その他、県福祉相談センター地域福祉課、お住まいの市町村で総合的な相談が受けられます。					
⑥高齢者		電話相談 (052)565-6116	火・木 10:15～13:00 (祝日・年末年始を除く)	○	×	
	高齢者・障害者総合支援センターアイズ (名古屋法律相談センター・愛知県弁護士会) [高齢者や障害者の方の財産管理・成年後見制度等の相談]	来所相談 (052)565-6110	予約受付時間 9:10～16:30 (土日祝を含む)※年末年始を除く 来所相談時間 火・木(祝日・年末年始を除く) 9:20～11:35	×	○ (要予約・有料)	
		出張相談 (052)203-2677	平日 10:00～16:00 (年末年始を除く)	×	○ (要予約・有料)	
	■ 成年後見制度利用に関する相談、相続、遺言、財産管理に関する相談					
	名古屋総合相談センター(愛知県司法書士会)	(052)683-6686	水 16:00～19:00 土 10:00～12:00 13:00～15:00 (祝日を除く)	×	○ (要予約・有料、但し一定額以下の収入などの要件を満たした方は無料)	
	西三河総合相談センター(愛知県司法書士会)	(0564)58-0318	水 13:00～16:00 (祝日を除く)			
東三河総合相談センター(愛知県司法書士会)	(0532)54-5665	水 13:00～16:00 (祝日を除く)				
一宮総合相談センター(愛知県司法書士会)	(0586)28-4838	水 13:00～16:00 (祝日を除く)				
半田総合相談センター(愛知県司法書士会)	(0569)32-8896	土 13:00～16:00 (祝日を除く)				
その他、県福祉相談センター地域福祉課、お住まいの市町村、各市区町村の社会福祉協議会・地域包括支援センターで総合的な相談が受けられます。						

分野別	相談窓口名称	電話番号	受付時間	電話	面接			
⑥高齢者	愛知県認知症電話相談 (認知症の人と家族の会愛知県支部) [認知症の方の介護方法、対応の工夫、悩み等]	(0562)31-1911	平日 10:00~16:00	○	×			
	愛知県若年性認知症総合支援センター (認知症介護研究・研修大府センター) [若年性認知症に関する電話相談]	(0562)45-6207	月~土 10:00~15:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○ (要予約)			
⑦障害者	障害者110番(愛知県身体障害者福祉団体連合会)	電話 (052)228-6670 FAX (052)228-8506 メール info@aishinren.or.jp	月~金 9:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○			
	発達障害に関する相談(あいち発達障害者支援センター)	(0568)88-0849	・電話相談 平日 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く) ・来所相談 月・木(祝日・年末年始を除く)	○	○ (要予約)			
	発達障害者に関する相談 (名古屋発達障害支援センターリンクす名古屋<名古屋市在住者及び名古屋市在勤・在学者対象>)	(052)757-6140	平日 8:45~17:15	○	○ (要予約)			
	特別支援教育相談(愛知県総合教育センター) [障害がある、または落ち着きがなく授業に集中できないなど学校生活で困っている幼児児童生徒の発達を支援するための教育相談]	(0561)38-9517	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)			
	聴覚障害者・盲ろう者相談(あいち聴覚障害者センター)	電話 (052)228-6660 FAX (052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	月~土 9:00~17:00 (日祝・年末年始を除く)	○	○ (予約推奨)			
	高齢者・障害者総合支援センターアイズ (名古屋法律相談センター:愛知県弁護士会) [高齢者や障害者の方の財産管理・成年後見制度等の相談]	電話相談 (052)565-6116	火・木 10:15~13:00 (祝日を除く・年末年始を除く)	○	×			
		来所相談 (052)565-6110	予約受付時間 9:10~16:30 (土日祝を含む) ※年末年始を除く  来所相談時間 火・木(祝日・年末年始を除く) 9:20~11:35	×	○ (要予約・有料)			
		出張相談 (052)203-2677	平日 10:00~16:00 (年末年始を除く)	×	○ (要予約)			
	■ 障害者差別に関する広域相談窓口(身体・知的に関しては、各相談センター。精神に関しては精神保健福祉センター)							
		尾張福祉相談センター 【管轄区域】 一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町	(052)961-7211	月~金 8:45~17:30 (祝日・年末年始を除く)	○	—		
	海部福祉相談センター 【管轄区域】 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	(0567)24-2111						
	知多福祉相談センター 【管轄区域】 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	(0569)22-3939						
	西三河福祉相談センター 【管轄区域】 岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	(0564)23-1211						
	豊田加茂福祉相談センター 【管轄区域】 豊田市、みよし市	(0565)33-2211						
	新城設楽福祉相談センター 【管轄区域】 新城市、設楽町、東栄町、豊根村	(0536)23-8051						
	東三河福祉相談センター 【管轄区域】 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	(0532)54-5111						
	県障害福祉課 【管轄区域】 名古屋市	(052)954-6294						
	精神保健福祉センター	(052)962-5377	平日 8:45~17:30				○	—
県内各福祉相談センター(児童・障害者相談センター)、お住まいの市町村、各市区町村の社会福祉協議会で総合的な相談が受けられます。								
⑧金融・資金	貸金業に関する相談(愛知県経済産業局中小企業金融課) [愛知県知事登録貸金業者に関する相談]	(052)954-6334	平日 9:30~16:30	○	○			
	貸金業務に関する相談・苦情・紛争解決・貸付自粛申告の受付(日本貸金業協会)	(ナビダイヤル) (0570)051-051	平日 9:00~17:30	○	○ (要予約)			
	銀行とりひき相談所(名古屋銀行協会) [銀行に関する様々な相談・苦情、中小事業者窓口相談、住宅ローン返済等に関する窓口相談]	(052)218-6150	平日 9:00~17:00	○	○ (要予約)			

分野別	相談窓口名称	電話番号	受付時間	電話	面接	
⑧金融・資金	金融円滑化に関する相談(東海財務局) [中小企業等の金融円滑化に関する相談]	(052)687-1887	平日 9:00~16:00	○	×	
	金融ホットライン(東海)(東海財務局) [銀行・保険・証券・資金など金融サービスに関する相談]	(052)951-9620	平日 9:00~12:00 13:00~17:00	○	×	
⑨消費生活	多重債務全般に関する相談・債務整理(無料) (日本クレジットカウンセリング協会名古屋センター) [電話相談、カウンセリング、弁済計画の策定、家計管理相談]	おこまりならまるさいむほっとライン (0570)031640	平日 10:00~12:40 14:00~16:40	○	○ (要予約)	
	多重債務全般に関する相談(東海財務局) [個人・事業者の相談も可。生活再建のための家計管理支援も]	(052)951-1764	平日 9:00~12:00 13:00~17:00	○	○ (要予約)	
	サラ金・クレジット被害相談 (名古屋法律相談センター:愛知県弁護士会) (支部で実施する相談についてはお問い合わせください)	(0570)783-110	名古屋法律相談センター 9:10~16:30(土日祝日を含む) ※年末年始を除く その他の法律相談センター 月~金 9:30~16:30 ※祝日を除く	×	○ (要予約・ 2回目以降 有料)	
	消費者被害相談・投資被害や建築紛争に関する法律相談 (愛知県弁護士会)	(0570)783-110	名古屋法律相談センター 9:10~16:30(土日祝日を含む) ※年末年始を除く その他の法律相談センター 月~金 9:30~16:30 ※祝日を除く	×	○ (要予約・ 有料)	
	■多重債務・一般法律相談 [140万円以下の民事事件]					
	名古屋総合相談センター(愛知県司法書士会)	(052)683-6686	水 16:00~19:00 土 10:00~12:00 13:00~15:00 (祝日を除く)	×	○ (要予約・ 有料、但し一定額 以下の収入などの 要件を満たした方 は無料)	
	西三河総合相談センター(愛知県司法書士会)	(0564)58-0318	水 13:00~16:00 (祝日を除く)			
	東三河総合相談センター(愛知県司法書士会)	(0532)54-5665	水 13:00~16:00 (祝日を除く)			
	一宮総合相談センター(愛知県司法書士会)	(0586)28-4838	水 13:00~16:00 (祝日を除く)			
	半田総合相談センター(愛知県司法書士会)	(0569)32-8896	土 13:00~16:00 (祝日を除く)			
■消費生活相談・多重債務相談 [悪質商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブル及び多重債務の整理等の相談]						
愛知県消費生活総合センター	(052)962-0999	平日 9:00~16:30 土・日 9:00~16:00	○	○		
その他、お住まいの市町村の消費生活相談窓口で相談が受けられます。						
⑩生活・福祉	生活福祉資金の相談	県・各市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。		○	○	
	愛知県弁護士会法律相談センター [法的な困り事等の相談]	(0570)783-110	名古屋法律相談センター 9:10~16:30(土日祝日を含む) ※年末年始を除く その他の法律相談センター 月~金 9:30~16:30 ※祝日を除く	×	○ (要予約・ 要件を満たした方 は無料)	
	その他、県福祉相談センター地域福祉課、お住まいの市町村、各市区町村の社会福祉協議会、最寄の民生委員にご相談ください。					
⑪医療・健康	愛知県医療安全支援センター [医療に関する困りごとの相談]	(052)954-6311	平日 9:00~12:00 13:00~17:00	○	○ (要予約)	
	愛知県医師会医療安全支援センター(苦情相談センター) [医療に関する苦情や相談(歯科は除く)]	(052)241-4163	平日 9:00~12:00 13:00~16:00	○	○ (要予約)	
	在宅歯科医療連携室 [歯科訪問診療に関する相談]	(052)962-8020	平日 9:00~12:00 13:00~17:00	○	×	
	愛知県医師会難病相談室 [①専門医師による医療相談(予約制)、②医療ソーシャル ワーカーによる療養生活相談]	(052)241-4144	・医療相談指定日 平日 14:00~17:00 ・療養・生活相談 平日 9:00~16:00	○	○ (要予約)	
	精神科救急情報センター [緊急に受診等が必要な時、医療機関等の電話案内]	(052)681-9900	毎日 24時間	○	×	
	小児救急電話相談 [かかりつけ医が診療していない夜間の医療相談]	#8000 (052-962-9900)	毎日 19:00~翌朝8:00	○	×	

分野別	相談窓口名称	電話番号	受付時間	電話	面接
⑪医療・健康	不妊・不育専門相談(名古屋大学医学部附属病院)	(052)741-7830	<不妊・不育に関する相談> 月 10:00~14:00 木 10:00~13:00 第3水 18:00~21:00 (年末年始・盆・祝日等を除く)  <流産・死産のグリーフケア相談> 第2・4水 10:00~13:00 (年末年始・祝日等を除く)	○	○ (要予約)
	その他、県内各保健所、お住まいの市町村の保健センターで総合的な相談が、受けられます。				
⑫依存症 (アルコール・薬物・ギャンブル等)	■愛知県精神保健福祉センター				
	アルコール専門相談	(052)951-5015	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	○	○ (要予約)
	薬物問題に関する相談	(052)962-5377		○	○ (要予約)
	ギャンブル等依存症に関する相談	(052)951-1722		○	○ (要予約)
	各保健所 [アルコール・薬物問題等に関する相談]	最寄の保健所にお問い合わせください。	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	○	○ (まずは、お電話でご相談ください)
	依存症相談 (名古屋市精神保健福祉センターこころば)	(052)483-3022	平日 8:45~17:15	×	○ (要予約)
	NPO法人愛知県断酒連合会[酒害相談]	電話 (052)824-1567 メール ai-dansyu@nifty.com	毎日 9:00~17:00	○	○
⑬経営相談	商工業(経営全般等)に関する相談	お住まいの市町村の商工会又は商工会議所にお問い合わせください。		○	○
	(公財)あいち産業振興機構(経営アドバイスグループ) [経営相談、診断・助言、中小商業の活性化]	(052)715-3070	平日 8:45~17:30	○	○
	(公財)あいち産業振興機構(取引振興グループ) [下請取引の紹介・あっせん及び苦情相談]	(052)715-3068	平日 8:45~17:30	○	○
⑭労働	■労働条件に関する相談				
	愛知労働局雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー	(052)972-0266	平日 9:30~17:00	○	○
	または、最寄りの労働基準監督署の総合労働相談コーナーにお問い合わせください。				
	求人・求職の相談 (県内の各ハローワーク(公共職業安定所))	最寄のハローワークにお問い合わせください。			
	■若者の就職に関する相談(ヤング・ジョブ・あいち)				
	あいち若者職業支援センター(愛知県/ヤング・ジョブ・あいち内)	(052)232-2351	平日 8:30~17:15	○	○
	愛知新卒応援ハローワーク(愛知労働局)	(052)855-3750			
	愛知わかものハローワーク(愛知労働局)	(052)855-3760			
セクハラ、男女の均等な扱い等についての相談 (愛知労働局雇用環境・均等部 指導課)	(052)857-0312	平日 8:30~17:15	○	○	
労働問題に関する相談(ウインクあいち17階 労働相談コーナー)	(052)589-1405	月~金 9:30~18:00 土 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○	
労働相談(名古屋法律相談センター:愛知県弁護士会)	(052)565-6110 (予約受付)	9:10~16:30 (土日祝を含む) ※年末年始を除く	×	○ (要予約・有料)	

分野別	相談窓口名称	電話番号	受付時間	電話	面接
⑭労働	教育関係職員相談(愛知県総合教育センター) [公立学校関係者(教育委員会職員を含む)とその家族を対象にメンタルヘルス相談、身上・生活相談(パワーハラスメントを含む)、セクシュアルハラスメント相談、幼稚園教員相談]	(0561)38-2217	身上・生活相談 平日 9:00~16:00 (相談内容により相談日時が異なりますのでお問い合わせください)	○	○ (要予約)
	勤労者安心ネットワークセンター [勤労者が抱える様々な問題(労働相談など)に応じます]	(0120)81-1505	平日 9:30~16:30 (祝日を除く)	○	×
	NPO法人愛知健康センター [公認心理師、産業カウンセラーなどが労働相談に対応します]	(052)833-6966	平日 10:00~16:00	○	○(事前にご連絡をお願いします)
⑮犯罪被害	ハートフルライン(愛知県警察本部) [犯罪被害者のためのこころの悩み相談]	(052)954-8897	平日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)	○	×
	犯罪被害者相談(被害者サポートセンターあいち)	(052)232-7830 (0570)783-554	平日 10:00~16:00 全国共通ナビダイヤル(年末年始を除く)7:30~22:00	○	○ (まずは、お電話でご相談ください)
	犯罪被害者電話相談 (名古屋法律相談センター:愛知県弁護士会)	(052)571-5100	金 13:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○ (要予約・有料)
	法テラス・犯罪被害者支援ダイヤル [専門オペレーターによる情報提供(相談窓口案内)]	(0570)079714 (なくことないよ)	平日 9:00~21:00 土 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)	○	×
⑯外国人	■あいち多文化共生センター((公財)愛知県国際交流協会)				
	多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び支援 【対応言語】 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語、日本語	(052)961-7902	【対応時間】 月~土 10:00~18:00 ウクライナ語は月・水・木 10:00~18:00 (日曜日、祝日及び年末年始を除く)	○	○
	外国人のための弁護士相談 【対応言語】 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、日本語	(052)961-7902	毎月第2・4金 13:00~16:00	○	○ (要予約)
	外国人向け専門相談 【対応言語】 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語、日本語	(052)961-7902	在留関係 毎月第3水曜日 13:00~17:00 労働関係 毎月第2月曜日 13:00~17:00 消費生活関係 毎月第4月曜日 13:00~16:30	○	○ (要予約)
	外国人法律相談(名古屋法律相談センター:愛知県弁護士会)	(0570)783-110	9:10~16:30 (土日祝を含む) ※年末年始を除く 相談実施日 木 14:10~16:25 ※祝日を除く	×	○ (要予約・有料)
⑰法律	法テラス・サポートダイヤル[専門オペレーターによる情報提供(相談窓口案内)]	(0570)078374 (おなやみなし)	平日 9:00~21:00 土 9:00~17:00	○	×
	法テラス無料法律相談 (収入等要件確認が必要)	(050)3383-5460	平日 9:00~17:00	×	○ (要予約)
	愛知県司法書士会無料電話ガイド [登記、法律、多重債務等に関する簡易な相談]	(050)3533-3707	平日 10:00~16:00 (祝日を除く)	○	×
	くらしの行政・法律相談所(中部管区行政評価局・法テラス) [弁護士による法律相談]	(052)961-4522	第1・2・3火 17:30~19:30 (祝日・年始年始を除く)	×	○ (要予約)
⑱自死遺族相談	自死遺族相談(愛知県精神保健福祉センター)	(052)962-5377	第3木 14:00~15:30 (予約は平日9:00~12:00、13:00~16:30)	—	○ (要予約)
	自死遺族相談 (名古屋市精神保健福祉センターこころぼ)	(052)483-2095	予約受付時間 平日8:45~17:15 日程は予約時にご案内します。 (祝日・年末年始を除く)	×	○ (要予約)

分野別	相談窓口名称	電話番号	受付時間	電話	面接
⑭自死遺族相談	特定非営利活動法人グリーンプラザとともに	ご相談はLINE公式アカウント (@700tgyoc)にて対応しております。	第2・第4火 21:30～25:00(最終受付 24:30) お問い合わせ info@griefplaza-tomoni.com	○	×
⑮自死遺族の自助グループ	リメンバー名古屋自死遺族の会 偶数月に名古屋市内で遺族の集いを開催しています。	[ホームページ]https://remember-nagoya.org [メールアドレス]remember_nagoya@yahoo.co.jp [FAX](050)3588-8097 [郵便]〒612-8799京都府京都市伏見区撞木町1148 伏見郵便局留 リメンバー名古屋自死遺族の会			
	～こころの居場所～AICHI自死遺族支援室 (奇数月に名古屋市内で遺族会を開催しています。)	[ホームページ]https://cocoroibasyo.org/ [メールアドレス]cocoroibasyo@yahoo.co.jp			
	Dearest(ディアレスト) ～家族以外の大切な人を亡くされた方の会～ (2ヶ月に1回、分かち合いの集いを開催しています。)	[ホームページ]https://dearest.heyajp/ [メールアドレス]the.dearest1@gmail.com			
⑯その他	警察安全相談(愛知県警察本部) [犯罪等による被害の未然防止や暮らしの安全と平穏に係る相談等]	#9110(プッシュ回線) (052)953-9110	平日 9:00～17:00	○	○
	■県民相談 [県政相談、交通事故相談等]				
	愛知県県民相談・情報センター	(052)962-5100	平日 9:00～17:15	○	○
	その他、西三河・東三河各県民相談室で相談が受けられます。				
	みんなの人権110番 (名古屋法務局人権擁護部・愛知県人権擁護委員連合会) [悩みごと・困りごと相談]	(0570)003-110	平日 8:30～17:15	○	○
	一般法律相談 (最寄りの地域の法律相談センター:愛知県弁護士会) [離婚、相続専門、労働の各相談を含みます。]	(0570)783-110	名古屋法律相談センター 9:10～16:30(土日祝日を含む) ※年末年始を除く その他の法律相談センター 月～金 9:30～16:30 ※祝日を除く	×	○ (要予約・ 有料(た だし、離 婚相談は 初回無 料)
	民事介入暴力相談 (最寄りの地域の法律相談センター:愛知県弁護士会) [離婚、相続専門、労働の各相談を含みます。]	(0570)783-110	名古屋法律相談センター 9:10～16:30(土日祝日を含む) ※年末年始を除く その他の法律相談センター 月～金 9:30～16:30 ※祝日を除く	×	○ (要予約・ 有料(た だし、離 婚相談は 初回無 料)
■行政相談[国の行政機関、独立行政法人、特殊法人等の業務に関する苦情・相談]					
行政苦情110番(中部管区行政評価局)(または、身近な行政相談委員にご連絡ください。)	(0570)090-110	平日 8:30～17:30 (上記以外は留守番電話により受け付けます)	○	○	
くらしの行政・法律相談所	(052)961-4522	毎日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○	

※受付時間/「平日」の記載:土・日・祝日・年末年始を除く。

※令和5年10月1日現在。詳細は各相談窓口にご確認ください。



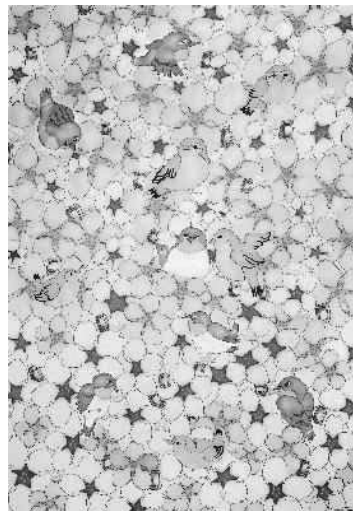
## <トピックス 6>

### あいちアール・ブリュット — ゲイジュツのチカラ —

愛知県では、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」(作品展、舞台・ステージ発表、トークイベント等)の開催など、障害のある方の芸術・文化活動を通じて、障害のある方の社会参加と障害への理解が深まり、障害の有無を越えた交流が広がることを目指しています。

#### 「絵を描くこと」が仕事に

平成28年に、障害のある2名の方が、「絵を描くこと」を仕事として、一般企業に就職(在宅勤務)しました。在宅勤務なので、事務所や店舗に出勤するのではなく、自宅で創作活動に取り組まれています。



「桜とうぐいすとメジロ」  
大村綾子  
((株)ネクステージ)



「虎」  
大村綾子  
((株)ネクステージ)



「森へ行こう」  
戸荻宏二  
((株)ネクステージ)

会社は、彼らが絵を描くことを応援し、会社の名前をPRしながら作品展などに出展したり、作品が店舗に飾られたりすることで、会社の広報をしています。

この取組は、ハローワークと県、福祉・アートの専門家の連携により実現したもので、全国的にもめずらしいものです。令和6年1月末現在、県内で21名の方が就職されています。

皆さん、就職後は作品の幅や作風が広がったり、創作の時間が長くなったりと、「絵を描くこと」が「仕事」になった自覚をもって、創作に取り組まれています。

あいちアール・ブリュットのゲイジュツのチカラは、福祉や芸術の分野を超えて広がっています。



#### ロゴマーク「ゲイジュツのチカラ」

芸術には、作る人・見る人、そして障害のある人・ない人の心を変える大きなチカラがある。そのチカラは、お互いを認め合うボーダーのない社会への推進力になると信じています。

## <トピックス7>

### 「コミュニケーション支援アプリ」について

聴覚に障害のある方、知的障害・発達障害のある方、高齢で聞こえづらい方などのコミュニケーションを支援するアプリです。

スマートフォンやタブレットで文字やイラストを指し示すことにより、情報や意思を伝えることができます。

iPhone、Androidに対応しており、アプリ利用料は無料です（通信費を除く）。



#### このアプリでできること

- ① 使用場面→使用者→伝えたいことを順番に選んで文字とイラストでコミュニケーションをとれます。
- ② 「はい」「いいえ」「わかりません」のほか、よく使う項目を登録して、すぐに相手に伝えられます。
- ③ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段や、必要な配慮をアプリ内で確認できます。
- ④ ひらがなや外国語（英語、中国語（簡体字・繁体字）、ポルトガル語）で表示することもできます。

#### コミュニケーション支援アプリ 使用例

<b>避難所で・・・</b> ●障害のある方・高齢で聞こえづらい方など ●ほしいもの ●したいこと・してほしいこと ●しりたいこと ●体調（熱がある・痛いなど） などを伝えることができる！	●避難所運営者など 受付のときに、 ●名前、生年月日などの基本情報 ●家族の状況 ●自宅の被害状況 などの必要事項の聞き取りをスムーズに行うことができる！
<b>病院で・・・</b> ●障害のある方・高齢で聞こえづらい方など ●体調（熱がある・痛いなど） ●診断書がほしい などを伝えることができる！	●病院の受付スタッフなど ●保険証が必要なこと ●約〇分後にお呼び出しすること などを伝えることができる！
<b>コンビニ・スーパーで・・・</b> ●障害のある方・高齢で聞こえづらい方など ●ほしいものの場所 ●トイレを借りたいこと ●レジ袋がほしいこと などを聞いたり伝えることができる！	●コンビニ・スーパーの店員など ●有料レジ袋が必要なこと ●お弁当などをあたためるか などを聞くことができる！
<b>交通機関で・・・</b> ●障害のある方・高齢で聞こえづらい方など ●〇〇までいきたい ●なぜ電車が止まっているのか などを伝えたり聞くことができる！	●駅員など ●どこまでいきたいのか ●事故で遅れていること などを聞いたり伝えることができる！

#### ダウンロード方法

以下のQRコードまたはURLからダウンロードできます。

iOS (iPhone)



<https://apple.co/3tnPwMQ>

Android



<https://bit.ly/30SAouI>

#### アプリの使い方紹介

以下のQRコードまたはURLからYouTubeで動画が視聴できます。



<https://youtu.be/U8xzdVbscpg>

何を表しているマークか、何個分かるかな？  
(答えは裏面)



障害者のための  
国際シンボルマーク



盲人のための  
国際シンボルマーク



身体障害者標識



聴覚障害者標識



耳マーク



ほじょ犬マーク



「白杖SOSシグナル」  
普及啓発シンボルマーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



障害者雇用支援マーク



ヘルプマーク

令和6年2月発行

編集・発行／愛知県福祉局福祉部障害福祉課  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
TEL 052-954-6294(ダイヤルイン) FAX052-954-6920  
Home Page <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>

印刷／社会福祉法人名古屋ライトハウス



## 障害者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障害のある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。この表示のある駐車場については、一般の方は御利用を控えてください。

<問い合わせ先>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX03-5273-1523

## 盲人を表示する国際マーク

視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。

<問い合わせ先>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885

## 身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることとなります。このマークの表示は努力義務となっています。

<問い合わせ先>各警察署交通課

## 聴覚障害者標識

聴覚に障害のあることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることとなります。このマークの表示は義務付けられています。

<問い合わせ先>各警察署交通課

## 耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。

<問い合わせ先>特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会 FAX 052-766-6283 メール npoinantyou@yahoo.co.jp

## ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。現在、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解・御協力をお願いします。

<問い合わせ先>厚生労働省自立支援振興室 電話 03-5253-1111 FAX 03-3503-1237

## 「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50cm 程度に掲げて、SOS のシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。

<問い合わせ先>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613

## オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している方(オストメイト)のための設備があることを表すマークで、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

<問い合わせ先>公益社団法人日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682

## ハート・プラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能) に障害のある方を表すマークです。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

<問い合わせ先>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 電話 080-4824-9928

## 障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある方の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

<問い合わせ先>公益財団法人ソーシャルサービス協会 電話 052-218-2154 FAX052-218-2155

## ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が身に付け、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

<問い合わせ先>愛知県福祉局福祉部障害福祉課 電話 052-954-6294 FAX 052-954-6920